

## **（仮称）久喜市自治基本条例に関する ワークショップ（第1回～第8回）記録**

### 目次

第1回ワークショップ（H22. 10. 3） .....	2
第2回ワークショップ（H22. 11. 28） .....	21
第3回ワークショップ（H22. 12. 19） .....	32
第4回ワークショップ（H23. 1. 16） .....	45
第5回ワークショップ（H23. 2. 6） .....	58
第6回ワークショップ（H23. 2. 27） .....	73
第7回ワークショップ（H23. 5. 15） .....	89
第8回ワークショップ（H23. 6. 5） .....	106

(仮称)久喜市自治基本条例策定 第1回 ワークショップ

講演記録

日時：平成22年10月3日(日)午後1時～

場所：久喜市役所4階 第3～6会議室

1. 市長あいさつ .....	1
2. 講演「自治基本条例とはなにか」 .....	6
3. 旧久喜市の自治基本条例ワークショップについて .....	17

# 1. 市長挨拶

皆さん、こんにちは。ご紹介にあずかりました、久喜市長の田中暄二でございます。本日は自治基本条例策定のためのワークショップ開催にあたりまして、一言ごあいさつをさせていただきます。

まずもって皆様方には自治基本条例策定のワークショップにご参加いただきまして、まことにありがとうございます。御礼申し上げる次第でございます。

ご案内のとおり、本年3月23日、久喜市、菖蒲町、栗橋町、鷲宮町の1市3町が合併いたしまして、新たな久喜市が誕生したところでございます。私はもともと合併論者でございまして、市長に当選する前に埼玉県議会議員をやっておりました。平成3年に当選したものでございますが、はじめて県議会議場で質問する機会をいただきまして、当時の知事さんに、当時は埼玉県は92市町村がございましたが、こんなにたくさん市の町村が、とくに県の東北部は小規模な自治体があり、どうするお考えかと、そんな生意気な質問です。当時は私も45歳でございましたので、若気のいたりということもございまして、畑知事に質問した記憶がございます。当時、久喜から車で浦和の県会議場まで行くのに七つの市町村を通過して行ったわけです。1時間の間にです。というようなことを中心に質問をさせていただきました。

したがって、本年3月23日に合併が成就し、新市が誕生したときの私自身の思いというのは、来し方を振り返り、まことに感慨無量のものがございます。合併によって新しい久喜市、人口15万7000人を抱えます。現在、埼玉県内の市町村数は、合併によって92市町村が64市町村になったわけですが、この人口規模は64市町村の中で大きいほうから数えて12番目です。また、面積は82平方キロメートルです。これは広いほうから数えて10番目の大きさ、広さということが言えるかと存じます。

もともと全国的には、すでに合併によりまして、かつて3200以上ありました自治体が、現在1700程度に縮小されておりますので、久喜市の15万7000人という数字についても、全国的にはほぼ平均的な数値であろうかとは思っています。ただ、これから地方自治体のあり方として、私自身はこれからさらに議論が増していこう道州制、47都道府県の再編成をしなければならないという、そんな課題を抱えているわけです。

明治維新政府が誕生して以来、この47都道府具体制というのはほとんど変わっていません。したがって、その間、100年を越す間に自治体間の格差がいろいろついてきてしまったわけです。人口350万人を抱える横浜市のような巨大な市がある一方、100万人にも満たないような小さな県がある。それらを統合したなかで、これから地方分権、地域主権を具体的にどのように議論していくかは、たいへん重要な国家的な課題だと、私自身は認識しているわけです。

自民政権から代わりまして、いま民主党政権になっていきます。今回、その政権再編によりましてそれぞれの党がこの道州制についてのマニフェストをつくっておりますが、具体的な数値目標が、どの政党もないというのが私自身は非常に残念であると思っております。これから私たち地方自治体を運営する者にとりましては、国の過度の関与を排除するなかで、まさに住民自治をこれからつくっていかねばならないというふうに念じているわけです。そういうことを前提に、これから久喜市自治基本条例をつくっていただきたいと思っております。

1市3町合併後、いろいろな行事にお招きいただいております。5月、6月の総会シーズン、あるいはこの暑い夏が終わりまして、いま運動会等お招きをいただき、できる限り出席をさせていただいております。

ます。昨日も幼稚園、保育園の運動会だけで 12 か所ございました。「行けるかな」と思ったのですが、一生懸命回りまして、菖蒲、栗橋、鷺宮、久喜と、4 地域の運動会等に参加させていただきました。

駆け足の出席でございましたが、行けば、どちらにまいりましても非常に歓迎していただきます。また、行って、その地域地域で皆さま方のいろいろなお話を伺いますと、やはり来てよかったなという思いと、それぞれの地域の伝統的なイベント等も積極的に行われており、これらを旧 1 市 3 町の、4 地域に暮らすそれぞれの住民の皆さま方が、伝統、あるいは歴史、大きく言えば文化を大切にするような、そんななかで心をつにし、新しく誕生した新市をつかっていかなければならないと思っているわけでございます。

気が付きましたら、あつと言う間に合併後半年間が経過いたしました。まさに無我夢中で私自身もやってみりましたし、こちらの本庁舎、この館が「本庁舎」という位置づけをさせていただきましたので、旧 3 町に働いていた職員が合計で九十数名、いまこの中で働いているわけです。結果、手狭な状況もございますし、当初、職員も慣れないところで、何しろ隣に、あるいは前に顔も名前も知らないような人が一緒に仕事をするという状況でスタートしたわけです。結果、市民の皆さま方にご迷惑をおかけしたということもあったかと存じますが、おかげさまでこのところ、いくらか落ち着いて仕事に取り組んでもらっていると思っています。

また、今後お目にかかる機会もあろうかと思いますが、懸案でございました久喜市副市長の選任も、先の 9 月議会において同意をいただきました。新たに牧光治が久喜市の新副市長として就任いたしました。どうぞひとつよろしくお願い申し上げます。

合併の記念式典の一つとして、11 月 7 日ですが、文化会館の大ホールにおきまして、合併記念式典を上田知事にもお越しいただき開催いたします。10 月の広報紙に載っていますので、どうぞ、広報紙をご覧ください、ぜひ当日のご参加をいただければと思っております。この時に新たな新市のマークを発表させていただく予定となっています。

また、この記念式典に先立ち、6 日午後 3 時過ぎになろうかと思いますが、伝統的なそれぞれの地域のお祭り、山車、神輿等が、久喜の JR 西口駅前に集結し、合併を祝うお祭りをしていただく予定になっています。従来から旧久喜町であった地区でございます七つの山車に加えて清久地区にある三つの山車、合わせて旧久喜市、久喜地区からは 10 台の山車が参加いたします。

また、旧菖蒲町からは 1 台の山車と 1 台の神輿、それから旧栗橋町からは大きな神輿が参加していただきます。旧鷺宮町の千貫神輿ですが、ちょっと大きすぎて持ち上がらないというお話ですので、そのお囃子においでいただく予定になっています。6 日午後 3 時以降、11 月 6 日ですので、時期的にも寒くなっているということもございまして、午後 8 時までという予定で、お祭りを盛り上げていただく予定になっています。このようなさまざまなイベントを通じまして、新久喜のそれぞれの地域の一体感というものにつながることを期待しているわけでございます。

本日ご参加いただきましたワークショップにつきましては、いまお話しさせていただきましたように、旧 1 市 3 町、4 地域の皆さま方からそれぞれご参加をいただいているわけでございます。協議を進めていただくのももちろん、それが大きな目的ではございますが、どうぞひとつ地域間の交流につきましてもよろしくお願いを申し上げる次第でございます。

今回のワークショップでは、新しい久喜市として自治のあり方の基本的事項を定める、いわゆる自治基本条例の策定にあたり、条例に盛り込む事項などにつきまして、市民の皆さまのご意見、あるいはご提案をいただくために開催するものでございます。これからの地方自治は国への過度の依存体質から脱

却し、地域の創造力と創意工夫によりまして、「自らの地域のことは自らの意思で決めていく」、いわゆる自己決定・自己責任の姿勢を基本とした自立性の高い自治体運営を確立していく必要があるわけです。国家は国家としての成すべき仕事、また県は県としてのやるべき仕事、自治体は自治体としてどうやっていく必要があるのか、また何をやっていくのか。それらの基本的な考え方をまとめていきたいと願うものがございます。

現在、地域主権という新たな流れのなか、住民により身近な地方が主体となり、さまざまな課題に取り組まなければならない。いま、そのような新たな時代を迎えていると、私自身感じているわけです。

このような状況下におきまして、自治基本条例は地方自治体にとっての憲法と言われるように、市政運営の基本となるべき条例と考えています。旧久喜市におきましては自治基本条例が制定されていたところですが、今回合併協議におきまして、久喜市独自の自治基本条例につきましては、旧久喜市の例を参考に、合併後おおむね1年以内に市民の参画を得て新たに制定する、このような調整方針が成されたものです。

この合併調整方針に基づき、新久喜市としての新たな自治基本条例を策定するにあたりまして、このたび市民参加の一つとしてワークショップを開催するものです。これから皆さま方に取り組んでいただきます、ワークショップにおきましては、皆さま方がお互いにご意見を出し合いながら議論を重ねていただき、最終的に提言書としてあらためて市長あてに提出していただきたいと考えています。

また、ワークショップのほかにも有識者等による自治基本条例策定審議会、広く市民からご意見を募集するパブリックコメント等につきましても実施する予定でございます。これらのさまざまな検討を踏まえ、約1年後になりますが、平成23年9月議会の議案としての上程を目標としているところでございます。これから約1年ということですので、かなり駆け足になるわけですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。本市の自治のあり方の基本的な事項を定める自治基本条例の策定でございます。より多くの市民参加をいただきながら取り組んでまいりたいと考えています。

さて、ただいま旧久喜市の例を参考にということを申し上げました。旧久喜市の自治基本条例の制定の経緯につきまして、少しお話をさせていただきます。

旧久喜市の自治基本条例ですが、平成14年12月に第1回市民ワークショップを開催し、以降、市民ワークショップと研究懇話会の二つの市民検討組織をつくったわけです。また、その後の合同会議におきまして、長期間にわたり非常にご熱心に検討していただいたわけであります。

この成果といたしまして、平成16年3月、研究懇話会から「久喜市自治基本条例（仮称）提言書」をいただき、この提言書を尊重しながら、さらに多くの意見を得るため、パブリックコメントや議会などからの提言書に対するご意見も踏まえまして、条例案を策定したところでございます。

そして平成16年9月議会に条例案を上程。全会一致で可決をいただき、その後、半年の周知期間を経て平成17年3月1日に施行されたものです。さらに旧久喜市におきましては、自治基本条例の制定に伴いまして、市民参加条例や市民活動推進条例の制定へと進展していったところでございます。この自治基本条例を基本とし、いろいろな施策に取り組むとともに、市民の皆さまとの「協働によるまちづくり」を進めてきたということでございます。

本日はこの後、地方自治にたいへん造詣が深くいらっしやいまして、また地方自治体の公職、各地の市町村合併協議にも参加されておられます、専修大学法学部教授の小林先生に「自治基本条例とはなにか」と題してご講演をいただくことになっています。小林先生につきましてはご案内の方もおられるか

と思いますが、久喜市また鷺宮町に非常にご縁の深い先生でいらっしゃると思います。また、お隣の宮代町の自治基本条例の策定にもアドバイザーとして深くかかわってこられたとのお話を伺っています。より実践的なお話も伺えるものと考えています。

また、本日は旧久喜市自治基本条例策定においてご協力いただきました鈴木弘道様にも、当時の思い出話を踏まえ、ご報告をいただくわけでございます。お二人のお話につきましては、今後、ワークショップを進めるにあたって参考になるものと考えておりますので、よろしくお聞き取りのほどをお願いを申し上げます。

冒頭にも申し上げました、新市が誕生いたしまして半年が経過したところでございます。長引く景気の低迷などから地方自治体を取り巻く環境は非常に厳しい状況でございます。私は新久喜市の初代市長として、旧1市3町それぞれの歴史、文化、伝統を大切にしながら、地域特性を生かした一体的なまちづくりを進めるとともに、市民の皆さまが「久喜市に住んでよかった」「合併してよかった」「これからも久喜市に住み続けたい」、そんなことを言っていただけるような地域社会の構築を旨とし、全力で取り組んでまいり、覚悟を新たにしているところでございます。引き続き、皆さま方のご理解、ご支援をお願い申し上げます。ワークショップ開催にあたってのごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

## 2. 講演「自治基本条例とは何か」

専修大学法学部教授 小林弘和氏

### (略歴紹介)

小林先生は久喜市のご出身でございます。早稲田大学政経学部政治学科卒業後、成蹊大学大学院法学政治学研究科博士後期課程を修了され、成蹊大学法学部講師、専修大学法学部講師などを歴任され、平成元年、専修大学法学部助教授、さらに平成7年、専修大学教授に就任され、現在に至っておられます。

先生は現場主義をモットーに、全国各地の自治体を訪れ、具体的な行財政改革等の実践や市町村合併の協議にも参画をされている他、公募制補助金委員会委員長等の役職にも就任され、また「全国20代議員の会」等の地方議員の団体の顧問を務められている他、「若者政治スクール」の開設に参加するなど、地方議会改革の実践面でも活躍をされております。

### (講演)

小林です、よろしくお願いいたします。今日のスケジュールを拝見しますと、鈴木さんから前回の旧久喜の経緯等がお話をされるということです。私がここでそれを先にしゃべってしまうと、(笑)あとで鈴木さんから首でも絞められてはいけませんので、そこは全部カットします。これは以外に難しいのですね。資料1にあるものは私の方では極力抜いて、タイトルにありますように、自治の基本条例とはいったいなんなのか、どうしてこういうものをつくるのか、またこういうことが日本の地方自治の中で20年も30年もの長い歴史を持っているものではなく、つい最近の出来事として行われますので、その基本的な背景、理由といったことをお話をしていきたいと思えます。

もう一つは、実はあまりここで中身について触れてしまいますと、皆さんのワークショップの作業に影響を与えることもありますので、具体的な中身は言いません。知りたい方は有料で個別に私の方へ。そんな冗談を言っていると、そこだけメモを取られて、「あの先生は有料だと言った」とか、冗談が通じなかったら最悪のパターンになります。今日はだんだん温かくなってまいりましたので、上着等をお脱ぎになりたい方はリラックスして話を聞いていただければと思います。

私は、地方自治体、基礎的な自治体として市町村がありますが、この30年、40年の間に大きく変わったということをお話します。それを一つの家のお話で申し上げます。どういうことかということ、私たちの家がある。そうすると伝統的に、昔からの地方自治というのは玄関から中のこと、家の中については自分のことだから自分でやりなさい。例外はあっても、行政、地方自治、国、地方を問わず、外側の公共的な空間整備というものを中心に仕事をしますということでした。つまり、私たちの生活自身は自分たちで対応する。あるいは地域社会といってもいいかもしれませんが、そういうものであり、行政というのは我々の環境整備、住環境などの環境ではなく、我々が生活をする外側の整備をしていくのが中心だという考え方でした。

ところが、最近では家の玄関を開けて部屋の中に入ってきて仕事をするというのが非常に重要な役割になってきている。言葉を変えると、例えば介護。どうでしょう。私と同じ年代の方はたくさんおられるみたいですが、昔、私が子どものころであれば、おじいさんやおばあさんと同居していて、その子どもや孫がお年寄りの面倒を見るのは当たり前、ほめられた話ではなくて、それが常識の話。あるいは小

さな子どもをおじいちゃん、おばあちゃんが手の空いたときに面倒を見る。そういうことが普通だった。そういう点では行政サービスとしてそういうものが対応するというのはごくまれで、例外的なことだった。

ところが、こちらでも合併をしたわけですが、他の地域でも、実は小さな自治体にとって、将来の介護ができない、だから合併をするのだということを理由の基本として挙げて、たくさんの自治体が合併をしています。それはどういうことかという、いま市町村にとって介護や高齢者の問題というのは、厳しい言い方をすれば、非常に大きな最重要課題と言えるようなものになってきているということは事実です。それができるかできないかはとても重要なのです。

ところが、いまお話ししたように、そういうことを住民側、市民の方から見れば、自分の運命の重要な部分を、今は行政に依存しているということになります。したがって、積極的に発言をしないと、自分の生活がぼろぼろになってしまう、めっちゃくちゃになってしまうということがあります。

行政からすれば、住民の意見を聞かないでなんでもやるということになると、正しい評価をもらえない。それはそうです。環境整備であれば、例えば道路をつくるのであれば、少しぐらい使い勝手の悪い道路をつくっても、こういう非常に厳しい言い方をしてはいけないのですが、陰で悪口を言われるだけで済んでしまうのです。ただし、我々の運命にかかわるようなことでそういうレベルの低いことをすれば、ストレートに批判をされる。

もう一つは、よく行政の守備範囲、昔、野球が好きな人がいたのでしょう。その人が行政の守備範囲、行政はどこまでをカバーするのか、やるのか。では市民はいったいどこまでやるのか。これが行政がなんでもやるようになると、「待てよ。これって、本当は地域の人たちがやることじゃないのか」「コミュニティがやることじゃないか」「個人の人たちがやることじゃないか」ということまで、すべて行政がやらされてしまう。そうするとまくいかない。これはどういうことかという、職員だって足りない、一人ひとりの思いはわからない。そうすると、どこまでを行政がやって、どこまでを住民自身がやるのか、また地域社会がやるのかを明確にしていかなければいけない。そういう時代に、実は今なっているということだと思います。

そうすると、逆に言えば、伝統的な考え方で自治基本条例を見れば、例えば皆さんで言うと、何を新久喜市がやるのかを自治基本条例でつくるのではないということだと思います。どういうことかという、地方自治としての自治を市民の皆さんがどういうことをやるのか、それも含めて考えていかなければいけないということだと思います。

つまり、過激なことを言えば、本当は市民が何をするのか、行政が何をするのか、役割分担をはっきりさせていく。今、そういうことを考えないといけない時代になってきているのだということだと思います。そうした理念に共通の「憲法」という言葉を使いますが、自治体の憲法としてつくっていくのだ。

今まではそういうものがないのです。役所はこういうことをやります。サービスとして行政はこういうことをします。こういう個別のそれぞれの制度、条例、規則はありますが、全体として自治をどうしていくのか、役割分担をどうするのか。そういうことが求められている時代だからこそ、自治基本条例が大切なのだということかもしれません。

言葉を換えると、地方自治体としての「市」というものの役割がかわっただけではなく、市民の役割も問われているということかもしれません。そうした共通理念というものを皆さんが考えていくことが、これからのワークショップの大きなポイントになるのだと思います。

そういう点では非常に重要だということですが、さらに先ほどの市長さんのお話にもありましたが、昔は護送船団方式という言い方がされましたが、地方自治体は国の指示どおりに動け。そうすれば補助金

もくれるし、金もどうにかするし、面倒は見えてやる。そのかわり、好き勝手なことを言うんじゃないぞという関係だったのです。そうすると、何も言わずに、それこそ「右向け右」と言われて右を向いていれば、そこそこ悪い状況にはされなかったという環境があった。そういう点では出る杭は打たれるではないですが、逆にあまり目立つことをすると補助金がなくなったりして、冷たい対応をされたという時代があった。

ところが今は、はっきり言って、もう国にそういう余力が無い。面倒は見られません。悪く言えば、好き勝手にしてください。よく言うと、自治だということです。そうすると、ある意味では皆さんが自分で自治をする真価を問われるという状況になってきた。

振り返ってみると、地方自治というのはいったいなんなのだろうか。国から地方に対して、今お話ししたように縦割りにサービスというのはいりてきている。しかし、よく言うのですが、国家公務員というのはいり割りでも困らないのです。なぜかという、自分のやっている担当の仕事は非常に狭いことであっても、47都道府県があり、今で言うと1700、昔だと3000以上の自治体がありましたから、そこに対応するので、自分がとても狭い仕事をしていても、それが一つの業務として成り立っていた。他の人が何を言おうと、「それは知らないよ。おれの担当じゃないよ」で済んだのですが、市町村という基礎的自治体に行きますと、そうはいかないということだと思います。

皆さんが評価をするときに、特定の仕事の特定の項目だけで自分の自治体はいいところだというふうにするのでしょうか。私は過去にこういう経験をしたことがあります。ある自治体から、市だったので、地域座談会をやりたい、それで先生に司会を頼みたいときたのです。電話できたのですが、即答で、その場で「ふざけるな」と言って断りました。紅白歌合戦ではないのだから、司会を頼む、そんなに司会が偉いのかじゃないですが、学者に頼まなくても、自分でやれよ、そんなもの。悪く言えばそういうことです。なぜ、俺がそこまで行って司会をやらなければいけないのか。私が偉いのではないけれども、地域座談会の司会なら誰でもできるだろう。そういうふうにお話をしました。

そうしたら、「いや、先生、実は理由があります。うちの自治体では市民と座談会を一度もやったことがない。お互いに不信感がある。地域の座談会などをやると、住民からすれば、役所から職員がきて、『こういうことなのでよろしくお願いします』と言って言いくるめられてしまうのではないか。3年後にやるというあの仕事は5年後ですよとか、弁解されて終わりなのじゃないかという不信感がある」。

行政からすれば、地域の座談会をやると、要求大会です。あれがこの地域はできない、これがだめだと言われて、あの仕事をしろ、この仕事をしろという要求大会をされるのではないか。お互いに不信感を持っています。

そうすると、住民の代表を司会にするわけにもいかないし、行政の代表を司会にするわけにもいかなないので、中立である先生に来てほしい。だから先生に司会を頼みたいということなのです。目の前が暗くなるような自治体ですが。

話を聞いて、最後に一言言われて、それで決まりました。地域座談会を1回やるごとに、終わったら一杯飲ませると言われたので、すぐ「行きます」。(笑) 25回ぐらいいいというので、最高だぞ、25回飲めるぞ。「割り勘じゃないよね」と言ったら、「先生、出します」と言うのですね。じゃあ、行こう。これは前向きにいかないといけないということで受けました。

ところが、役所というのはいりてもないところですよ、騙すのですよ。何をするかといったら、土曜日と日曜日にやる。金曜日の夜に出てこい。土曜日の午前、昼、夜、日曜日の午前、昼、夜と六つやるのです。そうすると、私は朝から飲まなくちゃいけないかなと思っていました。スケジュール表を見て、

これはまずい、1回終わったごとに1回だから、昼飯で飲んで、夕飯で飲んで、夜飲んで、これは体がつまな。司会の方はいいのだけれども、そちらが大変だと思ったのですが、そうじゃなくて、二日間まるまるやったら最後に1回飲ませる。そのころはもう疲れてフラフラになっていました。だから飲む気力がなくて帰る。敵もよくわかっていますね。

行きました。何回かやったのですが、ある地域で、ずっと最初からやると、お互いに不信感が強いので意見が出ない、本当の正しい議論ができないのです。それで、私の方から、「ここは要求の場ではない。行政に対して何か要求して、何かつくってくれという話ではない。ただし、この地域で困ったことについて、どう改善するかを議論しましょう」という話をしました。

そうしたら1人の方が手を挙げて、私が指名して発言されたら、簡単に言えば、「この地域は暗い。これをどうにかしないとまずい」という話をしました。そうしたら、そういう発言があったら、総務部長さんですが、何かあったときのために「想定問答集」というのを役所はつくっています。こういう質問があったら、こう答えよう。

「想定問答集」にあったのですね。総務部長、なんと、交通安全や街灯ですね。「暗い」と言われたから、これは街灯だぞと。ラッキーと思って、つくった地図があって、地図をパッと貼って、赤い印が付いているのですね。そして「うちの市では今年は十何基の街灯の設置の予算を持っているけれども、この地域は3か所だ。後で町内会に説明して、もっと具体的な場所を決めるからよろしく」などという話をして、肩で風を切って、「やった。これは楽だ。こんなのは」と思って座ってしまった。

こちらはあつけにとられて、引っかかったかなと思ったのですが、何か他にありますかと、しょうがないから次の意見を私が聞きました。そうしたら同じ方がパッと立って、これから私の発言ではないですからね。ちょっと下品な用語も出てきますけども、その方が立たれて、「おまえら、バカか。暗いって言ったって、電気がないわけじゃない」という話をしました。

その人が言うのには、そこは市の中心市街地で、昔からの商店街があるところだ。それを頼みもしないのに役所がバイパスをつくって外側に大きな道路をつくったら、そちらに大型店舗ができて、客が行くようになり、中心の市街地は閑古鳥が鳴いて不便、駐車場もないしというので、通称「シャッター通り」、よくありますね、シャッター通りになった。それで「こういうのを暗いと言うんだ、このバカヤロウ」と、非常に適切なご発言をいただきました。(笑)

そうしたら行政側、各部長さんが並んで、誰も出てこない。死んだふりをしている。しょうがないから、経済関係部長、商工観光とかそういうところの部長さんを私が指名した。そうしたら、その部長が私をにらみつけて、「先生、なんで、おれを指名するんだ。昨日、飲ませたじゃん」という顔をしながら、いやいや出てきて、「バイパスをつくったのは俺じゃない。こちらの建設部長だ」とか言って、指差しているのですね。

たしかにシャッター通りになって困っているということで、補助金があつたりいろいろするので、まあ、少しこぎれいにしてということも、どうにかしたらいいんじゃないですかとか、そういう補助金を活用してくださいとか。駐車場をつくるのだけれども、一番の中心市街地だから、そういうところは土地だけは高いのですね。大きな土地が空いていないというので、そういう大規模な駐車場も確保できないということで、前から考えているけれども、なかなかそれはやれないのだと、汗をかきかき、そういう話をして席に戻りました。それで終わった。

3回目、私が指名する前にその人はもうすでに立っていました。同じ人です。そして言ったのが、「このバカヤロウ、ふざけるんじゃない」って言ったのです。「金を貸すだ？ 補助金を使え？ 自分たちの子どもの世代は、もうここでは商売できないと思って、よそへ店を出したり、サラリーマンになっち

やったりしている。この会場を見てみる、平均年齢 80 ぐらいで年寄りばかりだ。足腰立たない。足腰立たないやつに店、直させて、何するんだ」と言ったら、福祉部長が出てきて、「このたび、介護保険制度が始まります」という話をした。(笑)

皆さん、笑いますけど、行政は縦割りだから、「暗い」という言葉を聞いて、福祉なら介護かもしれないし、経済なら中小企業の商店の問題になるわけです。違いますか。行政からしたらそうなのです。もしかしたら街灯なのですよ。

ところが、皆さん一般市民の感情からすれば、うちの地域が明るくなったとか、暗くなったという言葉の中には、どんな思いが入っているかということ、お金の問題、将来の問題、全部入っていて、地域が明るくなったとか、よくなった、悪くなったというのではないですか。違いますか、そうでしょう。

そうすると、一般の市民の感覚というのは総合的にものを見ているのです。しかし、昔のやり方だと国から縦割りに仕事きて、それをやっているということは、個別の話。福祉の話などで言えば、いろいろなところからアンケートだけきて、いろいろな回答ばかりさせるのはなんだということ、昔よく批判をされました。それはなぜかということ、役所が縦割りだから、横へ情報を出さない。したがって、聞きに来るのは保健所から来る、福祉から来る、そういうことになってバラバラになってくる。それを総合的にするということが、いま福祉では少しずつ進んできているわけです。改善されてきている。

でも、実はそういうことをすると、皆さんの運命を担っているような非常に重要な市の仕事ということ考えたときにも、総合的にものを見ていかなければいけないじゃないですか。個別の話ではない。そういう点で、地方自治は総合的な対応はあるかということ、ないのですね。非常に悪く言うと、個別の条例しかない。国だと憲法。その一つの憲法というものがあって、それぞれの法律がそれに適応しているのかどうかということです。だからある意味では理想、自分たちの目標です。それが存在する。ところが地方自治には無いということになります。そういうことで、実は今とても大切になってきていますとお考えいただいた方がいいのではないのでしょうか。

そういう点ではまちづくり、地域づくりの自分たちの目ざす理想的な姿というものを、言葉を換えて自治基本条例ということ。だから役所に求める要求事項を列挙したのではだめということだと思います。こういう話をしているとシーンとしてきましたが、皆さんにだんだんプレッシャーをかけて、ワークショップで仕事をしろよということを遠回しに言っているのですから。(そういうことを言うてはいけません。)

でも、そういう点ではとても大切なことです。ということは、逆に何をつくるか。いま言ってしまうといけないかもしれませんが、あえて言わせていただければ、つくった成果がどれだけ大切かということもあるけれども、そのプロセスで、ここで皆さんがどれだけ議論をしたのか、お互いに共通の理解をするのかもとても大切だということです。それはなぜか。やはり四つの団体が合併して半年、まだぎくしゃくしているかもしれません。

実際、私は生まれも育ちも鷺宮でした。しかし「わしみや」と言いにくい。私にとっては「わしのみや」、「の」が入ります。皆さんも東武線に乗ると、そういうのをご覧になって知っていらっしゃる方もいますね。町は「わしみやまち」なのだけれども、駅の名前は「わしのみや」、「の」が入っています。なぜでしょう。実は鷺宮も桜田と合併し、これは昔の促進法の時代ですが、30年、旧鷺宮(わしのみや)と桜田が合併したのだけれども、「の」を取って鷺宮(わしみや)にしてしまったという経緯がありました。

それ以前から住んでいる人間からすれば、「の」だ。「の」がなくて、なぜ、この町が成立するのだと

いうことを言っている人もいます。でも、変な話ですが、そういう経緯をいろいろなところが持っていて、それが四つ合わさり、そう簡単には一体化できないのが現実だと思います。

私などは珍しい人間かもしれません。戸籍は旧久喜市、今でも私の本籍地は久喜です。私の父が小さいころに久喜から鷲宮に移ったのですが、本籍地は昔のままということで移しませんでした。そういう経緯があります。ですから私は合併してちょうどいい。そうでしょう。戸籍も一緒に取れます。昔は、戸籍の抄本や謄本を鷲宮から久喜に取りにきたのですから。そういうことを言うてはいけません。「では、おまえは賛成派か」と言うと、まあ、「そうです」とここで言うてしまうとまずいので、あれですけども。

大きな社会変革の中で議論をしていき、それを共通の理念として持つ。一つは何をつくるか。当然これは大切なものですから、立派なものをつくっていただきたいと思いますが、もう一つはそのプロセスを大切にしてほしいと思います。せっかく四つの旧地域から集まった方がおられるので、他の地域のことも理解をしながら、なるほどというプロセスを大切に、ワークショップでの議論を重要なものとして扱っていただければと思います。ある意味では、皆さんが、例えばこれだけの方が作業に携わるということになれば、それだけの意義を持ってそれぞれの地域にお帰りになるということではないでしょうか。それが大切ということではないでしょうか。

これは聞かなかったことにしていただけますか、「絶対言うな」と言われていますから。昔、自治基本条例が日本でできる最初のころに、北海道の〇市、市名を言うなと言われていました。その市で自治基本条例をつくるというので、私はアドバイザーになってくれと呼ばれました。市長さんはワークショップをつくらなかったのですが、職員の参加で、職員の中に皆さんと同じようなこういう雰囲気のことを、若い職員を集めてつくりました。

私が市長と話をしていたら、「先生、本当に彼らにできるのでしょうか。企画担当か何かのやつが3人ぐらいで鉛筆をなめちゃった方が早いし、先生、なんならつくってもらえませんか。それなりに出します」と言われて、「うーん、もらっちゃった方がいいかな」と思ったのですけれども、そうもいけませんから、「いや、これは意義がある」と言ったら、「ほんとですか、先生。無駄じゃないでしょうか」、市長はそのように言っていました。

その後に講演会があったのですが、「おまえのところの市長はバカだ」と言いました。そうしたらクビになっちゃいました。何しろ、そのタスクフォースの会議の中で、「おまえらのことを信用していないぞ、市長は」とか、「見返してみろ」。「少なくとも市長以上のレベルは持っているという自負を持って、それを証明してみろ」と言ったのはいいのですが、言ってしまったらまずいですね。

それがいけなかったのでしょうか、「二度と来るな」と退場になりました。わざとやったのだろつと言われていましたが。私を紹介した部長がいるのですが、その部長さんはひどい目に遭ったそうです。市長から、「おまえだろう、わざとやっただろう」とか、そういうこともあるのかもしれませんが、「先生、市長のことを厳しく言ってくれ」というので言ったので、私は悪いことは言っていないのですけどね、依頼者の指示どおりですから。

不思議なものです。それでいいものができ上がったのです。そうしたら、生意気に、突然呼ばれて、「先生、こんな立派なものできました」「おまえ、1年前におれに何を言ったか、わかっているのか。『あんなのに任せておいたらできない』って言ったんだ」。そのときに私が文句を言ったことと同じことを言っているのです。職員みんなで作って上げて、職員みんなが知っている、理解をしていて、これは立派だ。「おまえの発言が立派じゃないんだよ」と、そういうことを言いました。

これはどういうことかという、皆さん、市民の方がつくるのか、そういうことがとても大切なのだということだと思います。〇市はまだ初期のころですから、市民まで広げられなくて職員、若手の 20 代の職員などを集めてつくっていくということをしたということかもしれませんが、ぜひ皆さんがつくっていく、そのプロセスを大切にしていだければと思います。議論になったのでやっかいだからいいやとか、なかったことにしてオーケーにしようとか、そういうことをしないで、議論はちゃんとするということです。

ただし、自分の考えだけに固執をするというのはいけなくて、他の人の意見も十分聞いていくことが求められることではないでしょうか。そういう点では自治基本条例はつくるプロセスの中で、ある意味では非常に大きな役割を果たすということだと思います。ぜひ頑張ってもらっていただければいいのではないかと思います。そういうことが一つ、ぜひ心がけというか、そういうところでお持ちいただければと思います。

議論をしていくと、自治基本条例の中では、先ほど言ったように、ある意味では新しい久喜市の目標、向かうべき方向性が必ず議論になってまいります。その中でそれを皆さんがどのように位置づけるのか。具体的に言うと、議論の起こるテーマはいくつかあると思います。これをここで言うてしまうと、それがテーマなのかと思って皆さんが臨まれるといけないのであえて言いませんが、そういうものがいくつか、やはり基本条例づくりは、もしかしたら鈴木さんから前回の件でありましたとか、紹介があるのかもしれません。そういうことについてが一番大きい部分というのがあります。そこをどうするのか、そういうこともよく議論をしていただくことが大切なのではないでしょうか。

非常に難しい部分もありますが、そういう点では、まず皆さんの共通の認識というのでしょうか、そういうことができるかできないかというのが、いちばん大きな問題になってくることだと思います。まさに自治基本条例づくり自身が自治なのだと思います。そういうことができるかどうか、皆さんが試されているという部分があるということかもしれません。

そういう点では大変かもしれません。はっきり言って、作業もそう簡単ではないです。でもそれを乗り越えていくということも非常に大切な問題になってくるのだと思います。何かを言わないでこういう話をするというのはつらいですが、後で質問をしないように。質問の時間があるそうですが、「それは何か」と言うと言いつらくなってしまいうので、それは冗談であれですが、そういうものがあるということだと思います。

もう一つは、やはりわかりやすいつくり方も当然求められてくるのだと思います。一般の市民の方にも理解してもらえようものにならないとまずいです。作業に携わった人はわかるけれども、携わらないと、読んでも「なんだ」とか。

例えば、そういう点では後で重要になってくるのですが、それは皆さんの役割ではないかもしれませんが、前につくったものを普通の市民がどれだけ知っているのか。これをある意味では憲法、バイブル、基本にして、各仕事が進んでいくこととなります。そういう点ではそれに関連した項目、例えば自治基本条例などで、論争のない部分で言えば、市民参加などが出てきます。そうすると、市民参加の協働型の自治のそういう条例というものをどのように配備するのか。そういうことも当然議論になってくるということで、自治基本条例だけで簡潔するというものではないと、お考えいただいた方がいいのではないのでしょうか。

国でいえば、例えば皆さんに説明するので一番しやすいのは、第二次世界大戦が終わって終戦、今の日本をつくろうというときに最初に手直したのは憲法なのです。まず、その骨格になるものを決めて、

それに従うような条例をつくっていくことがされてきた。これだと楽なのです。しかし現実はそのようになって、それなりの条例ができてしまっている。そうすると、もしかしたらそこに齟齬が出てきたり、ちょっと違う文言が出てくる。それをどのように調整していくか、当然議論になってくるのかもしれませんが。ただし、それだからだめというのではないですから、ちゃんとそこを詰めて話をしていくことも大切だと思います。

現実にもまったく捉われない理想の姿でいいのか。逆に理想をまったく否定してしまって、現実、今あるやつでつくっていくのか。お互いに両方ともある意味で問題があるのですね。そうすると皆さんがどこにそのバランスを取って、ポイントを置いていくのか、一つ悩むところだと思います。何回かやっていると、必ずそういうことで、ある意味ではどちらにしようかなという部分が出てくることになるのではないのでしょうか。そういう点では、ぜひ皆さんからいろいろな意見を活発に出していただいて、議論していただければいいと思います。

もう一つは、そうなる基本条例をつくる時のポイント、私はあちらこちらで拝見させていただいたときに痛切に感じるのですが、専門的知識がないから話題に入れないとか、議論が出せないという方がよくいらっしゃいます。でもそうではないと思います。一般的な市民としての感覚というものをいかに反映していくか。その言葉や用語は、それは専門である職員の人もきているわけですから、そういう人たちにアドバイスや加工をしてもらったりしてやっていけばいいのです。まず皆さんが市民としての意識、一般的な一人ひとりの考え方というものを疑問を出し、つくっていくという発想でよろしいのではないのでしょうか。よく、自分は専門的なことを知らないとか、知識がないので発言できませんとおっしゃるのですが、そうではないということがあるということです。

もう一つは、これは言わずもがなのかもしれませんが、これまでの長い間の地域の伝統、行政に対するスタンス、環境も違っていた。そうすると、それを今度は一つのものにしていくということになるわけですから、どのようにそこを調整していくのか、悩ましいところであっても、皆さんもお考えになって議論していくことが必要なのではないのでしょうか。これは俺のところは使えない、これは俺のところはと、全部例外で締めくくってしまうというわけにはいきません。その新しいものを求めて将来の姿をつくっていく。

どういうことかという、自治基本条例は今の時点のものをつくるということでもないので。10年、20年後の皆さんの市をどういう方向に持っていくかということですから、つくって2年後になかったことにするなどということは、はっきり言ってあり得ないということだと思います。特例ですね。合併して、四つになったからというのならそれは特例としてあるかもしれませんが、そうではない限りにおいてはそういう問題ではありませんから、ぜひ先、将来を見て、あまり目先の話だけで議論をしないでいただければと思います。

### 3. 旧久喜市の自治基本条例ワークショップについて

#### 旧久喜市自治基本条例(仮称)市民ワークショップ

運営委員長 鈴木弘道氏

ちょうど眠くなる時間で、また何かおもしろくない話をするとう守唄になるのかなということで、小林先生はおもしろくやったのですが、私はしゃべるのが下手なものですから、ちょっと眠くなった人はそれなりにということで結構ですので、しばしの間、ご静聴お願いしたいと思います。

ただいまご紹介がありましたが、旧久喜市の自治条例の策定にかかわりました。私は久喜市に生まれて久喜市育ち、そうとう久喜市は長いのですが、生まれてこのかた他の町を選ぶというチャンスがなかったのです。しょうがないと言うとおかしいのですが、久喜市にずっと住んでいます。おそらくこれからは、若い人は結婚を機に自分の住む町を選ぶのだらうと思っています。そういうことから考えると、都市間競争ではないですが、そんないろいろな生活を考え、たぶん若い人は「あそこの町は子育てでいい」「福祉にいいな」ということで選ぶのではないかなという感じがしています。

幸か不幸か、私はずっと久喜を離れることができませんので、それならやはりいい町にしたい。自分なりに住みやすい、住んでよかったなという町にしたいということで、私は長年、スポーツ少年団という活動をやってきましたのですが、その過程の中で「自分たちのまちは自分たちでつくる」という言葉がありました。なるほど、では私の考えにぴったりだなということで、この言葉が好きになりました。

これは実はこの後にも言葉があります。「自分の子どもは自分で育てる。地域の子どもは地域で育てる」という言葉です。「まちづくり」すなわち人づくりなのだろうと思うのですが、非常にいい言葉だと思って、いろいろな場で使わせていただいています。

先ほど、市長からもありましたが、自分たちのまちは自分たちでつくる、要するに自己決定、自己責任。これは地方分権、地域主権ということで、最近言われていますが、地域主権ということからいうと、やはり自分たちのまちは自分たちでつくるということだろうと思います。そこに帰結するのかなと思います。

これからも、おそらく皆さんもずっと久喜市に住んでいただくのだろうと思いますが、それを考えると、やはりまちづくりにかかわりたい、そんな感じがいたします。他人ごとではなく、自分の生活のすべて、日常がまちにかかわりますので、皆さんもそういうことでの興味というのでしょうか、あるいは市民参加というのでしょうか、そういう考えでやられたらいいのかなと思います。

先ほどの小林先生の話で私が一番感じたのは、やはり共通認識です。それをわかりやすく言うと、これも先生が言ったようにプロセス、過程が大事なのだらう。おそらくその過程を、皆さん、これから1年間、このように机を並べてやるのだと思います。そういう意味では一つの釜の飯を食べるということになるのでしょう。

最初にこの自治条例をつくるというのは、田中市長が、先ほども出てきましたが、平成14年に発案というのでしょうか、市長提案でワークショップで、その新聞広告がこれです。「久喜市の憲法制定」

ということです。そのときに市長が冒頭にごあいさつしていただきました。憲法は皆さんにつくっていただきます。

平成14年ですから、いまから8年前です。市長は、最初に市長選に出るときに、「市民の目線で」という言葉を使いました。それからもう一つは「市民とパートナーシップで」という言葉を市長選のキャッチフレーズで使っていました。私はそれを聞いたときにすごいなと思いました。これは市長が平成12年にそういうフレーズを言ったのです。今から考えれば、今は何かあたり前のように「市民の目線で」ということをよく言います。それからパートナーシップ。このパートナーシップ、先ほどもありましたとおり、市民と行政の役割分担みたいなものです。どこまでを市民、どこまでを行政。

ただ、これは最近、先ほども玄関を開けて行政が入ってくると言っていました。新しい公共の考え方というのでしょうか、民主党がそういう言葉を使っていますが、この自治条例でも新しい公共の原則ということ、この14年のときのワークショップで使われています。

そういうことで久喜市としては14年にワークショップを始めたのは、非常に先進的な感じがいたしました。現に、その当時、自治条例をやっているのは志木市と草加、先ほど北海道の例が出ていましたが、全国を考えても、そうなかった時代です。そういう面では田中市長のこの発意というのは、先進的で進取的だったと思っています。そういう意味では非常に誇れたのでしょうか。いかんせん、自分たちでつくるというところに、非常に私もドキドキしました。一生懸命というのでしょうか、これからやらなくてはという意気込みを持った次第です。

実際に、ではどのようにつくるのだろう。最初にワークショップに応募された方が96人です。今日のこの倍ぐらいの人数です。96人が集まり、いま言ったように、どのように共通理解を持つのだろう。もちろん、その時点でそれぞれ、自治条例ということのワークショップに応募したのですから、やはりそれなりに考え方を持っているのだと思います。個人個人、本当にさまざまでした。

そういう中で、自治条例ですので、いま考えてみれば、あのころ久喜市の担当、セクションの人の考え方は進んでいたと思うのですが、自治条例ですので、運営は皆さん自身で自主的にやってくださいということでした。96人いるのですから、運営といっても、やはりみんなでいちいち合意形成はできません。何人か、「世話人」というかたちで選ぼう。たまたまグループ分けをして座っていました。18のグループ、6人から8人ぐらいのテーブルになっていました。そのテーブルで1人、世話役を出してくださいということで、世話人というかたちで18人が選出されました。

その18人で、最初は「世話人会」と称したのですが、何回かやって、運営をとということで「運営委員」「運営委員会」と称するようになりました。たぶん、それが3回目か4回目ぐらいだったと思います。

資料にA3の「自治条例の検討の流れ」があります。それを見るとおわかりですが、どういう流れで来たか。市民ワークショップと研究懇話会、合同会議他ということで流れています。このワークショップ、あるいは自治条例を制定するというので、久喜市はワークショップと研究懇話会、この2頭立てなのですが、これは全国でも初めてです。だいたいみんな、どこの市町村でも、先ほど先生が言っていたように、審議会あるいは委員会形式で、どちらかという行政の音頭とりで、タッタッタと進んでいってしまうのです。

久喜市はこのとき初めてワークショップを取り入れました。はたしてこれが向いているのかどうかは別にして、先ほど先生が言われたように、住民の考え方はどうなのでしょう、住民はどう考えているのだろう。そういうものをこれからのまちづくりに反映させないとうまくいかないということだろうと思

います。そういうことで、このような流れで進んでいきました。

仕組みとしては、旧久喜市自治基本条例の検討の仕組みということで、その前のページにございます、自治基本条例（仮称）研究懇話会。これは人の連携で、専門的な、あるいは学識経験者というのですか、そういう人たちが選ばれています。ここで最終的には市長へ答申するというかたちになりました。この研究懇話会にワークショップはいろいろな問題点を挙げ、こういうことが自治条例に必要なのではないですかということで提案、提言する。問題点の洗い出し、課題の洗い出しというのでしょうか、そういうことをワークショップでやる。

流れとしてはそういう流れでしたが、先ほど言ったように運営委員会を開催したのですが、最初の3回ぐらいは非常にもめました。もめたというのは、このワークショップはどこまでやるのか。ちゃんと応募の中に「課題の洗い出し」と書いてあります。どうもそれだけでは、もっとやりたい。市長は「策定」と言ったじゃないか。要するにつくる、条文の書き方のあそこまで含むのではないかとということで、最初の2回ぐらいは非常にもめました。

そのときに不思議なことに、「では、できるのなら、そこまでやってください」ということになりました。条文のかたちというのでしょうか。結果的には、ああいう法令の条文というのはなかなか難しいもので、我々は途中の過程で「中学2年生で理解できる条文にしよう」「です。ます。調でやりましょう」。でも、やはり専門的には法律用語で、なるべく単一解釈、グレーにならないような言葉。そういう法律用語というのでしょうか、絡んできたのです。

結局、研究懇話会で出された文も、一応弁護士さんや法務の専門家に一字一句チェックが入ります。そういうことで、ワークショップでありながら、研究懇話会にもメンバーを入れていただき、最終的には素案作成、本当に条文の前までの作成まで研究懇話会の人と一緒にやりました。その作成委員会で、最終的には研究懇話会に提言。その提言がさらに市長に答申されたというかたちです。ワークショップでありながら、そういう意味では、最後の本当の条文のかたちみたいのところまで絡めたということでは非常によかったのかなと思います。

この12回なりなんなりやったのですが、それはこの流れを見ていただければわかりますが、たまたまなのかもしれませんが、市民の思い入れ、やる気というのでしょうか、ワークショップの他に、運営委員会として正規の会議以外に自主的に、「1日合宿」と称しまして、加須のげんきプラザ、昔は青年の家といったところに行き、1日合宿というかたちで勉強会をやりました。それを何回かやった記憶がございます。

研究懇話会に途中から、ワークショップ運営委員から3名、特別に参加させていただきました。これはやはり最初はいろいろ、いきなり、ただ出しても、何かこちらの意図が伝わらないんじゃないかということで、我々の代表を研究懇話会に参加させていただくというかたちでした。だんだん研究懇話会の人たちの理解で、一緒に合同の会議をやりましょうということで、合同会議も4回ぐらいやったのではないかと考えています。

それから、ワークショップの中で、いろいろな自治条例の中に、8章までですか、あります。全部全員でできませんので、素案作成のグループ、たしか6つのグループにそれぞれの課題、テーマでグループ分けし、参加、研究、勉強いたしました。その流れがA4の紙の中に書いてあります。

ワークショップでやる内容はここにあるとおり、1回目から11回まで書いてあります。課題、主なテーマがそこに書かれています。正直言って、ここには大雑把、非常に大きな項目で書かれています、自治条例を読んでいただくとわかると思いますが、非常に細かい分野になってきます。だいたい毎月1

回のペースでやっていました。その他に運営委員会、勉強会なのですが、そのワークショップの右端に書いてあるとおり、世話人会、運営委員会ということで、合計14回、運営委員会をやりました。

ワークショップをやる中で、運営委員さんがそれぞれ入ります。共通理解ということでは、各グループで勉強したことを発表していただき、それについての皆さんの討論のご意見を出していただく。そういう形で最終的にはグループごとにまとめて、皆さんで発表し、共通課題、共通単語を見つけ出し、それらをまとめる。そういう作業で入りました。

この中で、先ほども出ていましたが、では市民とどういう共通理解を持つのか。あるいは市の職員ともどういう理解を持つのか。それから議員さんとはどういう理解を持つのかということで、このワークショップ以外にミニ講座、あるいは出前講座という形で、それぞれ市の職員との意見交換会。市民は行政にどういう意見を持っているか。行政の職員は市民にどういう意見を持っているか。それを言い合うというのでしょうか、お互いに忌憚のない意見を交換しよう。

市民の皆さんの行政に対する意見というのは、かなり耳にします。一方的なもので、皆さんはどう思っているかわかりませんが、市の職員も、「なんだよ、こんなことまで」「俺の担当じゃない」「ここまでやることはない、市民がやればいいんだ」と、非常に耳に痛かったです。市民としては、ちょっと考えさせられる部分がありましたが、職員の声というのも非常におもしろいものでした。

それから市民へのということでは、一番大きな問題は、下の方に書いてあるとおり、シンポジウムをやりました。理科大の先生をお呼びして基調講演をしていただき、その後、討論という形で行いました。出前講座も何回かやりました。

このシンポジウムのPRは、ワークショップの人が駅前でビラを配ったり、勧誘したという記憶があります。そういう意味では自分たちでつくるのだということで、非常に意気込みがすごかったという記憶があります。

運営委員会の名目を「久喜市自治基本条例（仮称）をつくる会」としました。その中に運営委員会を設けるということで、一応会則までつくりました。

自治条例ができた後、埼玉新聞に「自治基本条例を生かした協働のまちづくり」ということで、1面に掲載されました。「協働のまちづくり」ということでこの自治条例はできたのですが、久喜市では「協働のまちづくり」というキャッチフレーズの下、それは自治条例なのですが、それに合わせて市民参加条例と市民活動推進条例をすぐにつくりました。この3つの条例をもって「久喜市の協働のまちづくり条例」といっています。

基本は自治条例が憲法にあたるということで、いちばん、最高位の条例になっています。そういうことで、読んでいろいろ、あるいはやられてから市民の皆さんからご意見を伺うのですが、私自身はできばえ、まずはやはり「つくる」ということが大事なのだろうと思いました。そういう面では、自画自賛ではないのですが、90点のできであろうと思っています。

そこにも書いてありますが、一つはやはり策定の過程、ワークショップの過程で、非常に熱心に参加していただきました。研究懇話会と手を組んで、2頭立てとは言っても本当に一体化してつくられたのではないのでしょうか。そういうことで、珍しい2頭立てのつくり方ですが、非常に評価できるのではないかと思います。

いま言ったように、自治条例・参加条例・活動推進条例の3つの条例の運用というのでしょうか、そういう意味では非常に、市民と行政の協働のまちづくりというのでは、その根幹を成すということで、非常にいい形でまちづくりが成されればいいのかと思います。

なんといっても、自治条例の中に、これから大事なコミュニティの醸成、「コミュニティづくり」ということが織り込まれ、現在も久喜市で進めています、地域コミュニティが非常に尊ばれている、これからの新しい活動だと思っています。

自治条例の中に「新しい公共の原則」という言葉が入りました。非常に先進的だったのですが、もう一つ、「成長する条例」という言葉も出ました。これは普通、条例の最後には「見直して改廃ができません」というだけです。「成長する条例」とは、条例が成長するわけではなくて、その時代に応じて条例を変えていく。人間が大きくなれば衣服がそれにつれて変わっていくという意味です。

ですから、条例も時代やそれぞれ市民の考え方の成長というのでしょうか、そういうものに合わせて条例も改廃できるということです。ただ単純に改廃ができるというよりは、非常に話題性のあるキーワードだったのだらうと思います。ただ、やはり「新しい公共」という考え方は、先ほど先生が言ったような考えで、あの当時からやっていたというのは非常にすばらしいことだったと感じています。

19年に制定されここまでできましたが、つくったのはいいが魂を入れずではないですが、絵に描いた餅でもしょうがない。そういうこともあります、市制運営の基本ですので、それほど日常これに引っかかるような問題はないのですが、できた、あるいはつくっただけではなく、やはりみんながこの条例を運用するというのでしょうか、そういう目が必要なのではないかと。ただつくりばっなしで、「はい」「いいえ」ではなく、常日ごろから条例とはどうなっているのだらうといった考え方が必要なのだらうと思っています。よく条例を理解し、条例に照らして市制運営が成されているのかどうか、いい意味での監視、チェックといったことが必要なのだらうと思っています。すべてにそういうことが言えるのではないのでしょうか。

けっこう知らない人も、なかなか温度差があるものですから、やはり折に触れて市民同士でも日ごろから「どうなのだらう」ということも大事なのではないかと思います。なんといっても、今回、今まではあくまでも「旧久喜市」ということですので、合併を機に、皆さんで一つのことを一にして議論することが非常に大事なのだらうと思います。

そういう意味では、先ほど先生もおっしゃっていたように、合併があったからやむを得ないのだらうと思いますが、私たちがつくるときには、これは10年はいくのだらうと。やっているときに、ちょうど合併の話も出ていました。それはどうなるのか、最初からいろいろと議論が出て、あくまでも久喜市は久喜市、合併したらそのときはそのときということで、10年先を考えてということで、みんなでやってみようと思っていました。正直言って、合併ということで、やはりやむを得なかったのだらうと思いますが、たまたまこういう行政の方で先進的にどうしようか、みんなでもう一度検討しようという場が今回だらうと思います。

課題の洗い出しということなので、それぞれまちの生い立ち、現状、それぞれ歴史が違うものですから、これからお話ししていく中でいろいろな意見が出るのだらうと思います。議論をすることによって、何か一つにまとまるのではないかと思います。そういうことで、皆さんが遠慮なく意見は言った方がいいです。あくまでも意見ですから、そのテーブルでどうまとまるかわかりませんが、意見は言っただけだと、どう考えるのかわかりません。そういうことが大事なのだらうと思います。それが共通理解の原点になるのではないかと思います。

基本的には久喜市の自治条例があります。ここまでまとめるのは、この流れでわかるとおり、ワークショップのメンバーの皆さんには労力と時間が非常にかかりました。もちろん限られた時間で一つひとつチェックはできないので、やはりベースは旧久喜市の基本条例を読んでいただき、それにプラスマイ

ナス、加えるもの、引き算をするものという形が今回のワークショップの基本になるのかなと思います。そういう意味では非常に時間をごさいますし、また我々がやったような要素でワークショップということが考えられません。うまく皆さんと協力し、まとめればいいなと思っています。以上です。ありがとうございました。

## (仮称)久喜市自治基本条例策定 第2回 ワークショップ記録

日時	平成22年11月28日(日) 14:00~16:30
場所	久喜総合文化会館
参加者	市民ワークショップ会員：48名 久喜市自治振興課：6名 ㈱地域総合計画研究所：5名
次第	1 開会 2 ワークショップの進め方検討 3 グループ別検討 4 グループ別検討結果の発表 5 所属グループの検討 6 閉会
配布資料	資料1 自治基本条例策定スケジュール 資料2 ワークショップの目的と役割 資料3 ワークショップの進め方(案) 資料4 会議のルール 資料5 検討項目1：自治の「目的」と「理念」に関する論点 資料6 検討項目2：条例の「位置付け」に関する論点 資料7 第1回ワークショップ記録 参考資料 新市基本計画

### ○記録の要旨

#### 1 開会

- ・ 関根参事より挨拶
- ・ 配布資料の確認

#### 2 ワークショップの進め方検討

- ・ 資料説明に対し、質問や意見は出なかったため、後で質問等を思いついたら次のグループ別検討の中で発言するようお願いした。

#### 3 グループ別検討

- ・ グループに分かれて検討を行った。

※グループ別検討の記録は別紙参照

#### 4 グループ別検討結果の発表

- ・ グループの進行役による、検討内容の発表を行った。

## 5 所属グループの検討

### ■ワークショップの開催回数や検討方法についての再確認

- ・ この期間中に、市民ワークショップの回数を多く設けたほうが、より良い意見が出ると思われるが、どうか。
- (市) 回数を増やす方法、回数を同じにして会議時間を増やす方法の2通りがある。または現状で良いと意見もあるかと思われる。皆さんの希望を伺い、回数や時間を決めたい。
- ・ 期間が限られており、回数を増やすしかないと思われる。期間が延ばせるなら延ばすほうが良い。
- (市) 旧1市3町の合併調整方針で、合併後1年以内に旧久喜市の自治基本条例を参考に策定ということであったが、市民の皆さんの参加を得て策定することとしたため、期間を延ばした経緯があり、これ以上検討期間を延ばすのは難しい。
- ・ 各回の間隔を短くし、回数を増やしたほうが良いのではないか。
  - ・ 各回の時間を長くする方が、テンションが高まった状態で検討する時間が長くなるので良いのではないか。
  - ・ 事前に資料があれば、都合の良い時間に考えてから会議に臨むことができるが、事前配布は可能か。
- (市) 可能である。
- ・ 4月10日までに仕上げる、あるいは、良いものを作るために時間を超過しても良いという考え方があると思われる。
  - ・ 回数より密度だと思われるので、正規の会議は提案された回数で行い、それを補完するためメール等を活用した議論を行ったらどうか。
  - ・ 提案された検討方法のテーマについて、自分の好きなテーマを選択できるのか。
- (市) 皆さんの選択を尊重するが、あまりにもテーマ間に人数の偏りがある場合には調整をお願いすることもある。
- (市) 意見が出尽くしたようなので、資料を事前配布することを前提として、回数は当初の提案通りとし、会議の時間を本日の2時間から2時間半や3時間程度へ変更し、グループでの検討時間を長めにするにしたい。

【了承】

### ■所属グループの検討

- ・ 各自付箋紙に名前と希望するテーマを書いてもらい、模造紙に貼り付けた。
- ・ 欠席者が15名いるため、欠席者の希望も聞き、第3回の冒頭にグループを確定することとした。

## 6 閉会

- ・ 次回は、策定審議会への市民ワークショップ代表を決めることを伝えた。

## 第2回 グループ別検討の記録

### Aグループ

#### 1. 自治の「目的」についての検討

##### 【わかりやすく表現することが必要】

- ・ 旧久喜市の自治基本条例で良いと思う。なるべく具体的に分かりやすく。
- ・ 規模が大きくなったからこそ、もっと身近に感じる久喜の自治を表現する。自分たちは関係ないと思わせないように。
- ・ 表現はより踏み込んで具体的に。

##### 【幸せに暮らせるまち】

- ・ 市民が安心安全で幸せに暮らすことができるように。
- ・ 平和で豊かな暮らし。
- ・ 豊かで暮らしやすいまちを皆で作上げる。

##### 【福祉が充実したまち】

- ・ 福祉が充実したまち。
- ・ 子供から高齢者まで健やかに暮らせる。福祉の充実。

##### 【市民主体】

- ・ 市民主役という言葉が示すように、市民が市政の中心であることをうたう文言をいれてみてはどうか。
- ・ 市民参加をより促す文面。形骸化させないために。
- ・ より市民主体の条例であるべき。

##### 【PDCA】

- ・ PDCAに触れてほしい。

#### 2. 自治の「理念」についての検討

##### 【協働】

- ・ 市民、行政などが協働していく。

##### 【仲良く】

- ・ 資料を簡単に目を通しただけだと、都市宣言での「平和都市」なのかと思うが、ここまでくるのに費やした時間や気持ちを考慮すると、まだなんとも言えず仲良くしていきたいという気持ち。
- ・ 旧1市3町がそれぞれを尊重して仲良くしていきたい。
- ・ 地域特性を盛り込むべき。

#### 3. 条例の「位置付け」についての検討

##### 【最高規範としての位置付け】

- ・ 市政運営の最高規範とし、他の条例等の改廃に影響力を発揮するようにすべき。
- ・ 最高規範＝事業執行上の憲法とする。

### 【他の条例と同等で良い】

- ・ 他の条例と同等の扱いで良いのではないか。旧久喜市では「最高規範」という表現をしていたが、最大限に尊重するという努力義務程度の文言にとどまっている。それならば最高規範という表現を使う必要はないのではないか。（拘束力がない。）

### 【市民が納得いく形に】

- ・ 市民が納得いくことで始めることである。
- ・ 協働（市民と行政）が飾りでは困る。

### 【バランス良く】

- ・ 現在ある条例とのバランスが大切だ。

## 4. その他（進め方等について）

### 【市民参加、参画】

- ・ 地域のコミュニティ活動と密接連携を条例に盛り込む。
- ・ 市民参画を実行力がある形で条例に盛り込む。

### 【情報公開】

- ・ 真の情報公開を。

### 【旧久喜市自治基本条例の扱いについて】

- ・ 旧久喜市の条例は、新市の条例を考えるための資料としても良いのではないか。
- ・ 旧久喜市の条例を一条ずつ検討したら良いのではないか。

### 【市民ワークショップへの参加について】

- ・ 当日配布の資料の量も多く、まだ細かいところは良くわからない。
- ・ 自治基本条例の策定状況や、合併後のその他の環境について、市と町のレベルが違うので、戸惑いがある。
- ・ 条例を作るメリットがまだ分からない。

### 【市民ワークショップの進め方】

- ・ 資料は事前配布としてほしい。
- ・ 事前配布資料と一緒に付箋紙も送付し、家で検討項目について考えた意見を書けるようにしてほしい。
- ・ 議論の進捗状況に応じて、ワークショップの進め方を臨機応変にしてほしい。

## Bグループ

### 1. 自治の「目的」についての検討

#### 【市の目指すべき姿】

- ・ 合併後の共通認識づくり、合併後のまちづくりの基本理念。
- ・ 合併してよかったと思えるまちづくり。
- ・ 合併は本当に役に立つのか。
- ・ 納税にみあう安全・安心なまちづくり。
- ・ 「豊かな未来の創造」
- ・ 新しいまちづくりをすることで、豊かな未来を創造する。

- ・ 文化田園都市として、更なる発展をする。
- ・ 地域の特色を活かした市政運営。

### 【主体と役割】

- ・ 市民、行政、議会の役割分担を共有するため、市民・行政・議会の役割と責務、権利と義務を明確にする。
- ・ 目的を定め、各主体がそれを達成するよう努力する。
- ・ 市民、行政が協力してまちづくりを進めるための原点となるもの。
- ・ 協働のまちづくりのための市民と行政の役割分担等を考えてみる（市政運営）。
- ・ 行政だけに頼るのではなく、市民が市政に参加する。
- ・ 市民主権、市民主体の市政運営。
- ・ 市民が活動しやすい仕組みづくり。

## 2. 自治の「理念」についての検討

### 【どのような久喜市のまちになればよいのか】

- ・ ずっと住み続けたいまち。これからも住み続けていきたいと思うまち。
- ・ 安全・安心、市民生活がしやすいまち。
- ・ 子どもを育てやすい環境整備。
- ・ 文化田園都市としての自然環境に配慮した考え。
- ・ エコを目指した環境づくり。ごみを拾う姿を子どもに見せる。観光地となりうる環境整備。
- ・ 徒歩圏のまちづくり。
- ・ 地域の独自性。
- ・ 自主、独立。
- ・ 財源が無い中で、一部の人に予算が支出されるようになっている。
- ・ 「予算」から「行政サービス」を作るのではなく、「行政サービス」がどれだけ必要かを決めてから「予算」を作る。

### 【自治の考え方】

- ・ 市民主役。
- ・ 市民がともに尊重し、ともに助け合う「共生」の考え方。
- ・ 市民・議会・行政の協働。
- ・ 協働のまちづくり＝まちとは私達の生活の場そのものであると思う。

## 3. 条例の「位置付け」についての検討

### 【最高規範性】

- ・ 市民生活のなかで一番優先して守る約束。
- ・ 旧久喜市と同様に「最高規範」となるものとする。
- ・ 他の条例との関係を再検討する。
- ・ 「新市のまちづくりの基本理念」等との整合性を検討する。
- ・ 市政運営の最高規範であり、この条例の趣旨を最大限尊重する。

### 【わかりやすいもの】

- ・ 誰でも理解でき、誰でも守れるもの。
- ・ 難しく書かない。分かりやすく。

### 4. その他（進め方等について）

- ・ 今回は、素案。
- ・ 市民が、何をしたいのかを出す。
- ・ 何でも提言できるまちにして欲しい。
- ・ 市民の思いが通る条例にして欲しい。
- ・ 例えば、松戸市の「すぐやる課」など、市民の意思で、行政のやりかたも変わってくる。
- ・ 地域の商店街はシャッター通りになっている。住み続けられる条件がなければ、市から出て行ってしまうことにもなる。大型施設に集まり、あるいは、市外のターミナルに行ってしまう。
- ・ 結局は、市民意識、市民力に行き着く。
- ・ 条例そのものも大事だが、何より、市民同士が議論することが大切だと思う。

## Cグループ

### 1. 自治の「目的」についての検討

#### 【自治の主役】

- ・ 人が主役である。
- ・ 市民が主体となって久喜市の自治を進めていく。

#### 【条例が目指すもの】

- ・ 安心して暮らせるまち。
- ・ 自然環境を大事にするまち。
- ・ 子どもを育てやすいまち。今の世は子どもを育てにくくなっている。
- ・ 子どもが残るような、帰りたくなるようなまち。故郷として誇りが持て実感できるまち。
- ・ 格差のないまち。合併によって新たな地域格差を作らない、地域全体がレベルアップするまちづくり。
- ・ 公共・公益施設などを利用するのに、移動に便利なまち。
- ・ 協同調和で暮らせる地域社会のまち。
- ・ 共生と共栄ができる社会。
- ・ 市民中心の自主自立のまち。
- ・ 文化田園都市。理科大との交流を通じて、活性化を考える。実際には交流が少ないのでもっと活性化したい。理科大生としては市民との交流する場が少ないと感じている。もっと気楽に交流する場があれば、いろいろなものに参加したい。理科大は外国からの留学生が多いので国際交流の場にもなると思う。

### 【自治の進め方】

- ・ 市民が互いに協力してまちづくりができる考えを共有し、市民皆でまちづくりを行う。
- ・ 市民と行政が協働してまちづくりを進める。
- ・ 市民が主体となって久喜市の自治を進めていく。
- ・ 行政は市民の意向を尊重してまちづくりを進める。
- ・ 市民と行政が一体となって、魅力的なまちをつくる仕組みをつくる。

### 【条例の性格】

- ・ 市民誰もが理解できるものを目指す。
- ・ 市民に分かりやすい条例とする。
- ・ 行政の責任、市民の責務を定めたもの。
- ・ 市民の権利と責務を定めたもの。

### 【条例の必要性】

- ・ 条例を定めることで本当に自分たちの生活が良くなるのか、他の市で手がついていないことを率先して久喜市がやる意味はどこにあるのか、疑問に感じている人も多い。そのため、条例の必要性が感じられるものにする。

## 2. 自治の「理念」についての検討

### 【目的と理念との関係】

- ・ 目的と理念との内容の書き分けが難しいので、とりあえずは分けて検討するが、最終的には再度見直していくことが必要だ。

### 【誇りあるまち】

- ・ 久喜市民で良かったと思えるまちづくり。
- ・ 誇りあるまちづくりを行う。

### 【環境調和】

- ・ 環境調和をかかげるまち。次世代に持続可能なまちを受け継ぐようにすることが重要と思う。

### 【健康・安全・安心な都市】

- ・ 市民が健康に暮らせることはもとより、久喜がまちとしても健康であること。
- ・ 市民が安全に安心して暮らせるまち。

### 【平和都市は理念に入れる必要はない】

- ・ 合併前の1市3町では、平和都市に類する都市宣言が制定されているが、平和は国家としての課題であり、地方自治体が重要課題として目指すものではないと思う。
- ・ 市民にとってみれば、平和よりも安全・安心のほうが重要で、市民の視点から言えば、平和は安全・安心に置き換わるもの。

## 3. 条例の「位置付け」についての検討

### 【最高規範性】

- ・ 条例での最高規範性は、法的にも根拠が弱く、明示するのは不要と思う。条例の内容が最高規範を表すものになっていれば良い。

- ・ 他の条例は、自治基本条例を尊重して決めていくことを示す。

#### 4. その他（進め方等について）

##### 【条例への市民の関心】

- ・ 市民全員が主体というが、市民がどれほど関心を持つのだろうか。
- ・ 関心を持ってもらえる条例づくりを進めることが必要だ。

## Dグループ

### 1. 自治の「目的」についての検討

#### 【公平性】

- ・ 市全体において共通の利益や負担をはじめとして公平性が必要である。

#### 【安全なまちづくり】

- ・ お年寄りをはじめとした一人暮らしの方が安全に生活できるまちづくりが必要である。夜間のまちの照明が暗い。犯罪防止のためにも明るくして欲しい。

### 2. 自治の「理念」についての検討

#### 【コミュニティと高齢社会】

- ・ 高齢者の活用をコミュニティづくりの中で具体化していく必要がある。
- ・ 全域にまたがるコミュニケーションの醸成が必要不可欠であり、地域コミュニティづくりが大切である。
- ・ 高齢化が進んでおり、老人ホームをはじめとして高齢者への対応を充実させるべきである。
- ・ コミュニティ活動のために、活動施設や活動場所の充実が必要である。
- ・ 地区コミュニティ協議会の設置が必要である
- ・ 地域で助け合うためにコミュニティ社会を作る必要がある。

#### 【新市の一体性】

- ・ 新市の一体感を意識した市政を求めたい。
- ・ お祭や伝統行事など新市になってもバラバラな感があり、一体感が必要である。
- ・ 一体化を目指したまちづくりが良い。

#### 【まちづくりのビジョン】

- ・ 1市3町における現状、資源の検証の上に立った、まちづくりのビジョンを作成する必要がある。
- ・ 新市の基本理念である文化田園都市とは何か。

#### 【協働・参画】

- ・ 市民の参画と協働を行政はどこまで対応できるのか。

#### 【議会】

- ・ 議会のことが広報でしか分からない。市民寄りの問題・意見収集の方法に工夫が欲しい。

### 【市の財政改善】

- ・ 基本的に市が豊かにならなければ何もできない。そのため、市としての収入増加を考えて欲しい。

### 【個人情報と行政】

- ・ 個人情報を聞いても行政や民生委員は教えてくれない。行政の持っている情報を地域自治会が共有できる方法や工夫が必要である。

### 【市政の宣伝・情報開示】

- ・ 市の宣伝方法はホームページと広報のみ。もっと宣伝しても良いのではないか。
- ・ 福祉や文化など、市政の現状の開示と分析が必要である。
- ・ 新市の特長、良さ、課題を認識している市民が少ないのではないか。

### 【学校跡地の有効活用】

- ・ 学校跡地を有効に活用して欲しい。4階建ての1階部分が利用できない現状がある。
- ・ 災害発生時における避難場所として指定されているが、実際問題として、市の行政に学校跡地の活用を考えて欲しい。
- ・ 少子化が進行する中で、学校施設の有効活用を推進して欲しい。

## 3. 条例の「位置付け」についての検討

### 【条例の位置付け】

- ・ 「最高規範」との表現があるが、この条例は努力目標であり、他の方針や条例を「縛る」位置付けではない。
- ・ 条例を作っただけでは意味が無い。ゴミの分別や処理などの具体的な事柄にしても、罰則規定が無いために効果がない。

## 4. その他（進め方等について）

### 【ワークショップの進め方】

- ・ 新市の全体像や現状（良い点や悪い点など）の情報を知らせてもらった上で、ワークショップを進めて欲しい。
- ・ 旧久喜市の条例が資料としてあるため、これをたたき台として加除や修正を行えば、作業が早く効率的と思われる。
- ・ 新市の特長、良さ、課題を認識している市民が少ないのではないか。
- ・ 広島県廿日市市の条例づくりや北海道栗山町の議会基本条例は参考になる。
- ・ そのために、現状や資源などについての情報をワークショップで欲しい。

### 【個別・具体的案件の問題】

- ・ 農地の耕作放棄地が徐々に増えており、草が生い茂ったりゴミが捨てられたりしているため、対策が必要である。
- ・ 福祉施設の有効利用を行政は考えるべきである。新市におけるまちづくりの一項として取り入れたい。

- ・ 利根川が決壊すると大被害となる。家が移転すれば堤防が完成するが、まだ半分以下しか移転できていない。早めの対応をお願いしたいが、この利根川の堤防の件を市のまちづくりの大きな項目として取り上げたい。
- ・ 宇都宮線の終電が早いため、JRとの交渉をお願いしたい。
- ・ 旧久喜市には10の小学校単位があり、その10地区でコミュニティをつくる。
- ・ 旧久喜市は他の旧3町に比べてコミュニティ組織やコミュニティ作りが遅れている。
- ・ 高齢者福祉の問題として、文化会館や病院などの公共施設や、買い物などの日常生活に必要な場所を巡回するバスを運行してほしい。
- ・ 自治会は個人情報によってかなり苦勞させられている。
- ・ 住民世帯台帳の作成が必要である。
- ・ 公的機関を中心として、1市3町を巡る循環バスが必要である。
- ・ 市民祭や町民祭の統一が必要である。

## Eグループ

### 1. 自治の「目的」についての検討

#### 【まちづくりの推進】

- ・ 久喜市の地域に活力をつけるため、まちづくりを進めることを促進できるようにすることが、条例策定の目的である。
- ・ 市民のまちづくりへの関心が薄く、市民参加のまちづくりが難しい。この状況を少しでも克服できるようにするのが、条例策定の目的である。
- ・ 若い人からお年寄りまで、多くの世代がまちづくりに参加できるシステムをつくるのが、条例策定の目的である。
- ・ 住民自治の仕組みをつくるのが、条例策定の目的である。

#### 【市政運営の原則】

- ・ 市政運営の基本原則となるものをつくるのが、条例策定の目的である。
- ・ 市民中心、市民主体の市政運営が行えるような仕組みをつくるのが、条例策定の目的である。

#### 【協働のまちづくり】

- ・ 行政と市民が協力、協働してまちづくりを推進できるようにするのが、条例策定の目的である。

#### 【行政の透明性、行政への参加】

- ・ 例えば、各市民団体への助成金が不透明、不明確である。市民からみて行政運営が透明であるようにするのが、条例策定の目的である。
- ・ 市民が市政に参加しやすく、また市民の意見が市政に通るようにするのが、条例策定の目的である。

### 2. 自治の「理念」についての検討

### 【人の自立、自律】

- ・ 都市の発展と水・緑の環境保全は矛盾するような側面がある。都市の発展とは何か、環境保全とは何かの基本を示すことが、理念では求められるが、相矛盾することを表現することは難しい。結局は「人は他人に迷惑を掛けてはいけない」といった、人間の自律・自立の観点を自治基本条例の理念とするのがよい。

### 【旧久喜市の条例の理念】

- ・ 理念は、分りにくいものが多い。また、あってもなくてもよいものでもある。そうした見方からは、旧久喜市の条例の理念はそれなりに記述されているので、旧久喜市の理念でよい。

## 3. 条例の「位置付け」についての検討

### 【久喜市の条例の基本】

- ・ 自治基本条例は、久喜市の他の全ての条例の「おおもと」になるものである。
- ・ 自治基本条例は、久喜市の他の全ての条例を要約したものである。
- ・ 自治基本条例は、久喜市の他の全ての条例をチェックする機能を持ったものである。

## 4. その他（進め方等について）

### 【旧久喜市の自治基本条例について】

- ・ 旧久喜市の自治基本条例は策定して概ね5年近く経ており、見直すのに良いタイミングである。
- ・ 旧久喜市の自治基本条例は市民に浸透していないし、条例の存在すらよく知らない市職員もいる。
- ・ 旧久喜市以外の自治体の住民の多くは、自治基本条例を知らない。
- ・ 旧久喜市の自治基本条例は、市民にどう伝わったのか、どう伝えようとしたのか振り返ることが必要であり、課題を整理して、これからの参考とすべきである。

### 【分かり易い自治基本条例に】

- ・ 旧久喜市の条例は、20歳の学生目線からも理解しにくい。中学生にもわかるような条例にすべきである。
- ・ 条例文はイラストや漫画などを使って、分かり易い表現とするのがよい。

## (仮称)久喜市自治基本条例策定 第3回 ワークショップ記録

日 時	平成 22 年 12 月 19 日 (日) 13 : 30~16 : 00
場 所	久喜市役所 4 階 第 3 ~ 6 会議室
参加者	市民ワークショップメンバー : 44 名 久喜市自治振興課 : 7 名 (株)地域総合計画研究所 : 5 名
次 第	1. 開会 2. 所属グループの検討 3. テーマ別グループ別検討の進め方 4. グループ別検討 5. グループ別検討結果の発表 6. 起草委員・策定審議会委員の選出 7. 閉会
配布資料	資料 1 グループ分け (案) 資料 2 テーマ別検討の進め方 資料 3 スケジュール (案) 資料 4 起草委員の選出について 資料 5 策定審議会委員の選出について 資料 6 テーマ別論点集 資料 7 第 2 回ワークショップ記録 参考資料 自治基本条例項目比較表

### ○記録の要旨

#### 1 開会

- ・ 配布資料の確認

#### 2 所属グループの検討

- ・ 前回出していただいたテーマ希望者数の状況を説明し、テーマ・グループの変更の希望者を伺ったところ、数名の変更の申し出があり、概ね 10 名前後のグループ編成となる。

#### 3 テーマ別グループ別検討の進め方

- ・ STEP 2 の進め方について、資料を基に説明を行う。(特段の意見はなし)
- ・ 今後のスケジュールのうち、3月20日を19日に変更する日程変更を提案、19日の9時30分からと決定する。
- ・ その他のスケジュールについても、午前開始の希望者が多かったため、今後は9時30分開始と決定する。ただし、開催会場については後日の周知となる。

## 4 グループ別検討

- ・ グループに分かれて、テーマ別に検討を行った。

## 5 グループ別検討結果の発表

- ・ グループの進行役による、検討内容の発表を行った。

## 6 起草委員・策定審議会委員の選出

- ・ はじめにグループから1名ずつ選出し、次に、旧1市3町と理科大から1名ずつ選出し、最後に、たたき台作成に関わりたい方の希望者を募り、合計13名の起草委員が選出される。
- ・ 閉会后に策定審議会の委員の選出を行った。

## 7 閉会

- ・ 次回の日時を確認し、会場については開催通知によりお知らせする。

# 久喜市自治基本条例策定 市民ワークショップ

## 第3回 グループ検討の記録

### 1. 「参加・協働」グループ

#### 1. テーマについて

##### ①「市民」について

###### 【市民の定義】

- ・ 市民として、住民以外を参画させることを良しとするか。
- ・ 何らかの関わりがあるので、市民は広い範囲の方が良いのではないか。
- ・ 市民は、旧久喜市の自治基本条例にあるように、広い意味でよい。
- ・ 市内に足を踏み入れたら、全部「市民」ということか。
- ・ この条例に関わる人すべてとした方がよい。個々の例外は、それぞれに、その都度定めるということで。
- ・ 市民は、昼夜を問わず市内に居る人で、個人、法人、在学者などを問わない。ただし、住民投票等の個別案件は、その都度定める。

###### 【市民の権利】

- ・ 市民の権利については、市政に関わる範囲内でのみ有する、とすべきではないか。

##### ②「情報共有」について

###### 【情報共有とは】

- ・ このワークショップでも、参加しない人にとっては、こういうことをやっているという情報は全くないと同じ状況である。順番にでも参加するような仕組みがなければ、情報共有にはならない。
- ・ ワークショップという言葉もよく分からないままに、ここに参加した。参加してみても、これほど大変なこととは思ってもみなかった。
- ・ 普段行政と関わりの薄い市民にとっては、情報を得る手段は少ない。

###### 【情報開示】

- ・ ホームページや広報での情報提供では、「情報共有」に足りないのではないか。
- ・ 一方的に情報を発信しているだけでは、市民が情報を知りたいときに、知りたい情報を得られるだろうか。
- ・ 情報自体、住民に分かりやすいものになっているだろうか。
- ・ 今の「広報」は文字を詰め込みすぎである。
- ・ 合併による過渡期で、情報量が多い。何か工夫はできないのだろうか。
- ・ 分かりやすくするためには、写真や絵で表してもらいたい。

##### ③「参加・協働」について

###### 【参加とは】

- ・ 意思決定に関与する、とはどういうことなのだろう。

- ・ 政策や計画の立案に、市民が参加したことはあるのだろうか。
- ・ 予算が重要であると思うけれども、予算の決定に市民が関わる、参加するということはあるのだろうか。できるのだろうか。

#### 【協働とは】

- ・ 公共の領域を担うこと。
- ・ 「久喜市は冷たい地域」という印象であったが、関わりだして、話をするようになって、少し印象が変わってきている。

#### 【新しい公共とは】

- ・ どういうことなのか、分かりづらい。
- ・ 条例に取り入れる必要は無いと思う。
- ・ 「古くからの日本の地域や民間の中にあったが」とか、「公共の領域」という言葉はあいまいであり、内容がはっきりしないままに、条例に取り入れることは良くない。

## 2. その他（進め方等について）

### 【自治基本条例のかたち】

- ・ ワークショップで何を決めればよいのか、分からない。
- ・ ここで話し合ったことが、自治基本条例でどうなっていくのか、分からない。（イメージが掴みきれない。）
- ・ 旧久喜市自治基本条例は分かりやすくできていると思う。それを、さらに分かりやすいものにすれば良い（のだろう）。
- ・ 普通の言葉で話していることでも、書くと難しくなる。
- ・ 読んで、分かりやすい条例にしたい。
- ・ これから作る「自治基本条例」は、絵解き、絵入りとすることはできないだろうか。

## 2. 「地域コミュニティ」グループ

### 1. テーマについて

#### ①コミュニティの考え方

#### 【コミュニティの捉え方】

- ・ 地域での活動や全市的に行っている活動があり、コミュニティの概念を広く捉えることが必要。
- ・ 住民だけでなく地域にある大学などの社会資源を含めてコミュニティを考える。
- ・ コミュニティとは市民が、住みよい、住みたいまちづくりを行うための手段。
- ・ 今暮らしている地域をより良くすることを目的に市民が活動する組織。

#### 【地域型コミュニティの特徴】

- ・ 新しく住んできた人たちが地域になじめる地域社会にする。
- ・ メリットは、全ての項目（防災、福祉等）を行うので、個々のつながりが強固、信頼性が高い。

- ・ デメリットは、全ての項目に対応するので、実際の取り組み、運用が浅くなる。

### 【テーマ型コミュニティの特徴】

- ・ メリットは、地域の枠を超え同じ目標を持つ人で形成されるので、より専門性が高い取り組みや運用が期待できる。
- ・ デメリットとして、地域的なつながりがなく、テーマでつながっているため、人と人とのつながりが弱い面がある。
- ・ 子育てや教育など、幅広い活動があり、その力を地域社会づくりに活かしていくことが必要。

### ②久喜市のコミュニティの定義

- ・ 地域型コミュニティのみでは閉鎖的になるため、テーマごとのコミュニティもある。他と他の地域や団体（理科大や平成国際大学など）の方も参加しやすいコミュニティが久喜市のコミュニティ。
- ・ 市民はそれぞれの地域に対する思いが強いので、地域特性を生かした地域コミュニティの重視が必要。
- ・ 新久喜市では地域型、テーマ型の両方を対象にコミュニティを考えるが、地域型を重視したコミュニティ形成が良いと思う。
- ・ 市で制定する自治基本条例になるため、その地域内のことを決めることが重視される。地域コミュニティを重視しながら、テーマ型コミュニティも必要であるため、地域型とテーマ型の比重を6：4、または7：3の比重で進めたらどうか。
- ・ 地域型コミュニティとテーマ型コミュニティが協働などで融合すること。
- ・ コミュニティという新たな組織に既存の組織が組み込まれるようなものは、反発があるので、ネットワークづくりを主眼にする。

### ③コミュニティの性格・役割

#### 【性格】

- ・ 自由参加。活動は強制でないことが大事。
- ・ 自主・自律的な組織・集団。
- ・ 住みよい街づくりを行う人と人との絆を土台としたもの。

#### 【役割】

- ・ 学びの場。
- ・ ふれあいの場。
- ・ コミュニティ祭りなど、行政と住民の協働を行う。
- ・ 人と人とのつながりを強める。
- ・ 防犯美化運動。
- ・ 地域で子どもたちがいろいろなことに参加でき、子育て支援が出来る社会を作ること。
- ・ ふれあい
- ・ 子どもたちの登下校を見守る。（パトロール、緊急避難）

- ・ 合併前は下水道排水溝掃除は行政がしていて、合併してからは地域で対応するようになるなど、今までの自治会・町会がやってきたことと、合併してから地域組織でやる役割が変わってきていて、それが良く把握できず住民は戸惑っている。

#### ④コミュニティの支援方策

##### 【コミュニティの推進方策】

- ・ 個々の市民活動組織はそれぞれ独自に活動しているので、その組織をつなげることを重視する。
- ・ 久喜市のコミュニティ活動の課題は、市民の多様な活動をネットワークで結ぶことにより、活性化することと思われる。
- ・ 古くからの居住者と転入した新しい居住者とのつながりを深めるコミュニティの場を設ける。
- ・ 市民が話し合う場と機会があることが大切。（コミュニティ協議会のようなもの）
- ・ 地域の課題についての話し合いが大切。
- ・ 身近なところでみんなが集まれるハードの整備が必要。学校（小・中学校）の空き教室が利用できないか。

##### 【コミュニティ活動への支援】

- ・ コミュニティ活動には資金が必要。市からの補助、予算確保が課題。
- ・ 地域コミュニティの熟成を図るため、行政と連携して、施設の運営・管理、情報発信、補助金などの支援が必要。
- ・ 市は、コミュニティ活動を阻害する要因を取り除くよう努力する。

##### 【市との関係】

- ・ コミュニティ活動は自主性があるので、全てのコミュニティがどこまで行政に参加できるのか。

##### 【人材育成】

- ・ リーダーの育成方法を考える必要がある。

##### 【地域特性】

- ・ 市民活動の状況は地域により差があるので、全体を底上げする支援が必要だ。
- ・ 地域の範囲をどう決めるかは課題。
- ・ 温度差がある地域の進め方は問題。旧鷲宮町ではコミュニティ協議会が作られている。メンバーは区長が推薦するなどの取り決めがあるが、そのような地域とそうでない地域とが、どのようにしてコミュニティを推進していくかは課題である。
- ・ 久喜地区では、60位の団体がコミュニティ協議会に入り、組織づくりが進んでいる。

### 3. 「行政」グループ

#### 1. テーマについて

##### ①行政（執行機関）について

##### 【透明性】

- ・ 無駄のない行政運営の為に行政の透明性が必要。

- ・ 現状把握と分析、行政評価の公表が必要。

#### 【説明責任】

- ・ 行政目線の説明ではなく、市民目線の説明が必要。
- ・ 行政の透明性を確保するためにも、行政が説明責任を果たさなければならない。

#### 【情報公開】

- ・ 開かれた行政になってもらいたい。
- ・ 数字の羅列やトリックではなく、市民に分かりやすく簡潔に情報公開し説明すること。
- ・ 市政運営の企画立案時点から情報を公開する。
- ・ 行政には市民側に知らせたくない情報があるのではないか。
- ・ 時代はIT化であるが、市民にとってIT行政がどれだけの意味があるのだろうか。

#### 【行政評価】

- ・ 執行事業の評価方法に市民を参加させるべき。
- ・ 計画の目標に対して実施の結果を評価し、その行政評価結果を公表する。

#### 【財政】

- ・ 豊かな行政づくりのために税収入の手段を考えてほしい。
- ・ 予算編成を税収から決めるのではなく、必要なサービスを決めてから、税金の額を決める方法もある（必要なことをきめてから税を決める）。
- ・ 工業用地や優良企業の誘致を計画するなど、税収の収入源の確保に努めてほしい。
- ・ 久喜の地域の特色を活かしたイベントやお祭りを実施すれば観光客などを呼べる。

#### 【計画性】

- ・ その場しのぎではなく、きちんとした計画性を持って市政を運営してほしい。
- ・ 予算や市政の方向性を明確に打ち出した方が良い。

#### 【久喜の特徴】

- ・ 久喜の地域性と特色（カラー）を活かして強調して欲しい。
- ・ 久喜の地域の特色を活かしたイベントを実施する。
- ・ 守る「ディフェンス」のまちではなく、積極的なまちであってほしい。

## ②市民参加について

#### 【参画と協働】

- ・ 「協働」ではなく「共同」という言葉を使った方が良い。
- ・ はじめから参加する「参画」の言葉を使いたい。
- ・ 市民目線、市民の目を入れるのが大切である。

#### 【公募委員・市民参加の方法】

- ・ 審議会等に一般市民を多く入れてほしい。
- ・ 審議会等での学識経験者やイエスマンは要らない。
- ・ 公募市民の枠を拡大させる。
- ・ 公募委員を多数応募しても市民の応募がないと意味がない。
- ・ 多数の公募に市民が応募しないときは市民側にも問題がある（全て行政が悪いわけではない）。

- ・ 行政に良い意味でのアリバイを作ってほしい。多数公募しても市民側からの応募がない場合などはそのアリバイとなり、市民側も変わるきっかけとなれる。
- ・ 公募させるには市民への教育が必要である。そのことについて、丁寧に説明して公募した方が良い。
- ・ 公募委員は、実際に手を上げた者のみである。
- ・ 市政における市民参加の手段が不透明。裁判員制度のような方法による市民参加を行った方が良い。

#### 【政策形成過程への市民参加】

- ・ 市政の立案から決定までの各段階において市民を入れてほしい。
- ・ 継続事業は別としても新規事業では最初から市民を入れる。
- ・ 何をしたかの結果ではなく、そこまでの過程、プロセスが大切。

### ③市長について

#### 【リーダーシップ】

- ・ 市長は政治家であるため、事務は副市長以下に任せ、県知事や県庁幹部と積極的に交流を図り、久喜市のPRや予算獲得に全力を挙げてほしい。
- ・ 市長のマンネリ化も問題である（合併後の無投票はいかがなものだったか）。

#### 【予算決定】

- ・ 市長直轄の機関として、財政や行政サービスの方針を決める諮問機関を作り、そこで市政の方針を決めてから予算編成を行う。

### ④職員について

#### 【能力の向上】

- ・ 管理職に向こう3年間の市政を計画させてその能力を上げる。
- ・ 半年に1回、自ら立てた計画に対する施策を提出させて、その成果を検証する。

## 2. その他（進め方等について）

#### 【条例の位置づけ・全体的内容】

- ・ 罰則規定がないと意味がない。絵に描いた餅にはさせたくない。
- ・ 条例ができてでも実現できなければ意味がない。
- ・ この条例は最高規範とのことだが、市の総合振興計画との整合性はどうなるのか。この条例と総合振興計画の整合性をきちんと取ってほしい。
- ・ 旧条例は良くできているが、その中でどうこのワークショップで関わっていったらよいか。
- ・ この条例は誰が守るべき条例なのか。

#### 【その他の個別的意見】

- ・ 起草委員から策定審議会に多くの人数を入れてほしい。
- ・ 国、県、市がやることを決めないと始まらない。
- ・ 合併後に広報が月2回となったが経費がかかるのではないか。
- ・ 休耕地の活用が必要。

## 4. 「議会」グループ

### 1. テーマについて

#### ①議会基本条例と自治基本条例の関係

##### 【二つの条例の関係性】

- ・ 旧久喜市議会では議会基本条例を策定したが、議会基本条例と自治基本条例はどのような関係にあるのか、あるいはどちらが上位の条例として位置づけられるのか。
- ・ 市民からの立場からすると、議会基本条例の上位にあるのが自治基本条例であると考えられる。

##### 【今後の議会基本条例策定の動き】

- ・ 合併後の久喜市議会では議会基本条例を策定する動きがあるのかを知りたい。

#### ②市民と議会・議員との関係

##### (1)市民と議会・議員との交流

##### 【市民と議員との交流の機会を】

- ・ 議員と市民との間には隔たりがある。議員と市民とが話し合う、交流する機会や場が必要だ。
- ・ 議員は、市民の意見を反映するため、市民との話し合いや交流する機会を多く持つ必要がある。

##### 【ワークショップ形式で市民と議員との交流を】

- ・ 本日のようなワークショップ形式で、市民と議員との意見交換を持つ機会があるとよい。

##### (2)市民の議会への関り方

##### 【市民の議会への責務】

- ・ 市民は議会についての本来あるべき正しい姿を学び、知る必要がある。また、市民は議員の動きや議会の実態を知る必要がある。
- ・ 市民は議会運営が適正に行われているか、精査・チェックする事が必要である。また、チェックは市民を含めた第三者的な機関で行われる必要がある。

##### 【市民の議会への参加】

- ・ 議会に対して、市民は書類で意見を述べるだけに止まらず、直接発言し“物申す”ようなことができる仕組みが必要だ。

#### ③議会の動き、情報

##### (1)分かりにくい議会の動き

##### 【市民に分かりやすい議会情報を】

- ・ 議会の動きが分かりにくい。また、市民の意見がどのように反映されているのかも分かりにくい。中学生にでも分かるような議会からの情報伝達が必要だ。
- ・ 議会からの情報は、市民に興味を持たせるような情報媒体として工夫してほしい。

## (2) 事前報告と結果報告

### 【議員は事前報告を】

- ・ 議員は“何をしたか”の結果ではなく、これから“何をするか、したいか”の事前報告を市民にすべきだ。

### 【議会の結果報告】

- ・ 議会は、議会としての結果報告、民間企業の決算報告書的な報告が必要だ。
- ・ 議会の結果報告は、事業の評価、事業の対費用効果等についての評価が必要だ。

## ④ 議会、議員の役割

### (1) 議会は立法機関

#### 【市長と対等な関係を】

- ・ 議会は有権者の投票によって選出された議員としての立法機関であり、その権能は行政の長と同格だ。従って、議員は意識をしっかりとって、市長と対等に討論、議論をすべきだ。
- ・ 行政と議会との関係の実態は、議会が行政の追認機関のような役割を果たしている、と懸念される。

### (2) 議員の市財政に対する責務

#### 【豊かな市財政へ】

- ・ 議員は、市の財政収入をどのようにしたら増えるか、その方法等を検討すべきだ。

#### 【健全、適正な市財政へ】

- ・ 議員は、入札制度等、適正で合理的な財政支出の運営がなされているかを検討すべきだ。

## ⑤ 議員の資質、能力、定数

### (1) 議員の資質、能力

#### 【議員の資質、能力向上は市民との話し合いから】

- ・ 議会のレベルは、議員の能力や資質にかかっている。一人一人の議員の能力や資質の向上が必要である。そのために、議員の行動規範や議員活動の視点をしっかりしたものとする必要がある。
- ・ 議員の行動規範や議員活動の視点は、本来、市民との話し合いを通して、市民の立場や市民感覚の中から醸成されるものだ。
- ・ 議員の研修旅行は、議員個人の研修であるならば本来個人が自費で行くべきものだ。また、国際的な課題や国家的な課題についての研修は、市レベルからはそれ程重要な課題でないものも多くある。議員の研修旅行についての検討が必要だ。
- ・ 議員に対しての市民からの“通信簿”的なチェックが必要であり、そうしたチェック行為を通して、議員の資質も高まる事が考えられる。

### (2) 議員の定数

#### 【最少人数で効率的な議会運営】

- ・ 最少人数で効率的な議会運営をすることが求められており、議員数が適正であるか否かの検証が必要である。

## 2. その他（進め方等について）

### 【議会部会と議員との意見交換】

- ・ 議会について検討する部会として、議員との意見交換の場を持ちたい。
- ・ 地方自治体の議会議員の定数はどのように決められるのか、その根拠となる資料が欲しい。

## 5. 「条例の実効性担保・運用、住民投票」グループ

### 1. テーマについて

#### ① 条例の普及

##### 【普及啓発活動の必要性】

- ・ 一部の市民ではなく、多くの市民に自治基本条例を浸透させることが必要だ。自治基本条例そのものを知らない市民の方が多いのではないかな。
- ・ 市民に可能性を知らせる事が必要だ。

##### 【多様な手法】

- ・ 広報をもう少し効果的に活用すべきだ。
- ・ 市議会をテレビ中継すべきだ。
- ・ インターネットで動画を見ることができるようになったらどうか。
- ・ 議会の録画 DVD を貸し出したらどうか。
- ・ 手段を限定せずに、若い人や高齢者など対象ごとに手法を変えたらどうか。

##### 【分かりやすい表現が必要】

- ・ 条例の普及は市民に分かりやすいように、具体例やイラストを用いるべきだ。
- ・ 普及のために町会ごとに会を開いても、本当に関心のない人は行かないので、各世帯に1冊小冊子を配布して、関心を持ったときにすぐに読んでもらえるような環境を作ることが大切だ。

##### 【自治会単位で普及啓発活動を行う】

- ・ 自治会単位ごとに細かく普及活動が必要だ。パンフレットを配布するだけではなく、様々な手段を用いる必要がある。

#### ② 条例の見直し

##### 【期限の明記】

- ・ 見直しは期限を明記すべき。
- ・ plan-do-see というサイクルがある。時代によって相応しい条例があると思うので、見直しは必要ではないか。期間を設定してしまうと逆にそれまでは見直しの必要がないと思われて、先送りにされる可能性があるなので、やはり必要に応じて時代にふさわしい条例の見直しは必要なのではないかな。
- ・ 条例の見直しは基本的に必要あるのか。
- ・ 見直しは世の中の状況に応じて、必要な時に見直すべきだ。
- ・ 委員会みたいな検証する人たちを設け、必要がある時に見直すことが必要だ。

- ・ 条例は時代に応じて変えることも必要。見直しは必要。見直す時のやり方を工夫すべきだ。
- ・ 「必要に応じて」は見直さないと一緒なので、年限を区切るべきだ。

#### 【運用状況の検証】

- ・ 運用状況の検証は必要であり、委員会を作り検証し、見直しが必要かを話し合う。
- ・ 必要に応じて改正すべき。見直し時期を明記することも必要（環境が変化するため）

#### 【見直しの主体】

- ・ 見直す主体を明記すべきだ。
- ・ 検証を行う組織を作るべきだ。
- ・ 検証結果を受けて改正するのであれば、条例改正についての住民投票を行うべきだ。
- ・ 自治基本条例の実効性を確保するために、自治基本条例委員会を設置すべきである。

#### 【検証組織の運営】

- ・ 組織に絶対的な権限を持たせるべきだ。
- ・ 自治基本条例委員会は、市長の諮問がなくても条例の検証等の作業を主体的に行える体制とすべきだ。

#### 【検証組織のメンバー構成】

- ・ 検討組織に市民参加は原則。
- ・ 検討組織には、市民を無作為で抽出してメンバーとしたらどうか。
- ・ 抽出型は、呼ばれても内容が分からない人も多いので、学識等も必要。
- ・ 学識の見定めも必要だ。学識も立場の違う与党と野党が必要だ。
- ・ 学識がいると上から目線で困る。学識に多数決で勝てる人数割合とすべき。
- ・ 議員が入っても良いのではないか。
- ・ 同じような顔ばかり集まる

#### 【旧久喜市の自治基本条例委員会について】

- ・ 旧久喜の委員会が開催されたことはあるのか。
- ・ 市長からの諮問を受けて開催されることになっていたが、一度も諮問が出されたことがないので、開催されていない。

### ③住民投票

#### 【住民投票の必要性について】

- ・ 市長及び議員は選挙で選ばれた人であり、基本的に住民代表なので、その人たちで話し合えば良いのでは。
- ・ 住民投票を行いたい事柄についての議員の意向は、選挙の時には分からない事が多いのではないか。
- ・ マニフェストを見て、あえて選挙に行かない人たちが、特に若い世代に多いので、首長や議員の選挙だけでは判断できないのではないか。

#### 【個別方と常設型の検討】

- ・ 住民投票が必要だと思っても、市議会で否決されてしまうようでは意見が反映できないようなので、広島市のように定めてみるのはどうか。
- ・ 個別型では住民の意見が反映されないのではないか。

- ・ 常設型とすべきと思う。旧久喜市の条例になかったので合併という重大事項も未実施だった。
- ・ 旧久喜市の条例では「実施することができる」としているが、都合でとしか思えない理由づけでやらなかったのが常設型とすべきだ。
- ・ 常設型が良いのでは。個別型による議会での否決は50分の1の意思の否決と同じだ。
- ・ 常設型とした場合の乱用に歯止めをかける方法はあるのか。
- ・ 住民投票実施に伴う経費はどのくらいか。その経費を削減するためにはどうしたらよいか。
- ・ 制度の濫用は条例で規制出来ないか。頻繁に実施すると経費負担がかかる。そもそも濫用されないような制度とすれば起らない必要経費ではないか。
- ・ 常設型のデメリットで制度の濫用を招く恐れがあるとしているが、それまでにそういうことがあったのか。
- ・ どの様な場面で住民投票が必要かイメージ必要。住民投票にかける意見は、地域の個別の事柄についてではないと思われる。
- ・ 第3の手法を作ることができるのか。個別型と常設型のいいとこどりができるか。もし、どちらかを選ぶのであれば、より住民の意思を反映できる内容に変更して作る。
- ・ 久喜市では個別型と常設型のどちらが合うのかを話し合う。

## 2. その他（進め方等について）

### 【地域の意向の施政への反映】

- ・ 地域に議員がいるかどうかで、地域の意見の反映具合が異なると思われる。
- ・ 自治会等の地域コミュニティに参加することで、自分の意思はある程度市政に反映されるのではないか。
- ・ 意見箱を設ける必要がある。
- ・ どの課に言えばよいか分からないので、何らかの仕組みが必要だ。

### 【検討すべき課題】

- ・ 住民投票を設ける場合の課題の抽出。
- ・ 第3の方法について検討するために、制度の勉強をすべき。
- ・ 個別型と常設型の事例について。
- ・ 普及啓発についての参考になる事例について。

# (仮称)久喜市自治基本条例策定 第4回 ワークショップ記録

日時	平成23年1月16日(日) 9:30~12:00
場所	久喜市役所4階 第4~6会議室
参加者	市民ワークショップメンバー: 45名 久喜市自治振興課: 7名 (株)地域総合計画研究所: 5名
次第	1. 開会 2. 報告事項 3. グループ別検討 4. グループ別検討結果の発表 5. 閉会
配布資料	資料1 市民ワークショップニュース(案) 資料2 テーマ別論点集(追加) 参考1 埼玉県内の自治体における自治基本条例 条文集 報告1 第3回ワークショップ記録 報告2 市民ワークショップ スケジュール

## ○記録の要旨

### 1 開会

- ・ 配布資料の確認
- ・ 本日の進め方の説明
- ・ 終了時間の確認

### 2 報告事項

- ・ 起草委員から1名を策定審議会委員に選出した報告と紹介を行った。
- ・ 資料1をもとに、ワークショップニュース第1号を2月初旬に発行、今後は、第3号まで発行することについて報告を行った。なお、ホームページアドレスの掲載等の提案をいただいた。

### 3 グループ別検討

- ・ グループに分かれて、テーマ別に検討を行った。

### 4 グループ別検討結果の発表

- ・ グループ内のワークショップメンバー(またはグループの進行役)により、検討内容の発表を行った。

### 5 閉会

- ・ 次回の日時と会場を確認。

# 久喜市自治基本条例策定 市民ワークショップ

## 第4回 グループ検討の記録

### 1. 「参加・協働」グループ

#### 1. テーマについて

##### ①「市民」

###### 【前回意見に対して】

- ・「市内に一步踏み入れたら市民」ということは、極端過ぎるのではないか。
- ・「市民」の範囲は、タバコのポイ捨てへの対応等まで広くしなくても良いと思う。

###### 【市民とは】

- ・市政に関わってくる内容について、「市民」とすることで良い。
- ・「市民」が関わる具体的な場面や関わり方の検討を踏まえて、定義や権利・義務等の内容が固まってくると考えておいた方が良い。

###### 【条例文づくり】

- ・旧久喜市の自治基本条例の「市民の権利」は、分かりやすくして良い。

##### ②「情報共有」

###### 【分かりやすく伝えることの大切さ】

- ・今回のワークショップに参加するまで、旧久喜市の自治基本条例を見たことが無かった。そういう条例があることを知らない人も多いと思われる。
- ・現在、回覧板も見ないで回す人が多くなっている。
- ・「情報共有」ということは、伝えることだと思う。
- ・まず、情報を分かりやすく提供することが大事である。
- ・ワークショップニュースを出すことは、情報を分かりやすく提供する意味で良いことだ。

###### 【条例文づくり】

- ・情報公開、情報開示については、他の条例にも定めてあるため、自治基本条例に載せる必要はないのではないか。
- ・情報公開については、国の法律にも謳われており、時代の流れとしても、公開することが当たり前になってきている。
- ・情報共有の方法のみの記載で十分である。
- ・市民が求めて、行政から情報公開を拒否された場合には、この条文が「担保」になると思う。情報公開の文言は、行政に対する市民サイドの切り札である。

##### ③「参加・協働」

###### 【参加・協働とは】

- ・「参加・協働」と「コミュニティ」とは同じものなのか。別のものなのか。
- ・「コミュニティ」という言葉は広い意味で使われており、なかなか理解しにくい。
- ・人が集まればコミュニティであり、趣味の集いもコミュニティとなる。

- ・自治基本条例で議論する内容としては、もう少し限定したものと考えていた。
- ・「テーマ別論点集」（追加）から、「参加・協働」が行政と関係しているかどうかを考える必要がある。
- ・現在、「よさこい」の集まりを持っているが、北本市に本部があるということで、久喜市の「協働」には含まれていない。補助申請をして、それが認められれば、「協働」ということになるのだろうか。
- ・趣味の会でやっているが、市の体育祭で写真を担当したり、さまざまな役割を果たしているということもある。
- ・公民館事業は、「参加・協働」と言えるのだろうか。

#### 【参加・協働を進めるためにはどうすれば良いのか】

- ・パブコメ等があるが、実際には意見が無いケースが多い。
- ・説明会でも参加者は少ない。
- ・市政への市民の参加や参画、市民の意見の反映を可能にするためには、どうすれば良いのだろうか。

## 2. その他（進め方等について）

### 【条例の内容、作り方】

- ・旧久喜市の自治基本条例を基本として、加えたり省いたりすれば良い。

### 【条例のかたち】

- ・旧久喜市の自治基本条例を作った時には、市民の議論では、分かりやすく出来あがったが、行政や専門家の目で見直されて、条文としては“堅い”“分かりにくい”ものになった。
- ・条例を見るのは一般の人である。若い人や年寄りが見て、分かるものにしたい。
- ・文字の羅列にならないように、大きな字で行間も空けて、見る気になる条例であって欲しい。
- ・行政で当然行われるものは、入れなくても良いのではないか。そういうものまで入れると条例が長くなってしまう。
- ・載せなくて良いものはできるだけ省いて、簡明なものにしたい。

### 【「条例」を伝えるための方法】

- ・解説パンフレットを基本におく。
- ・条例はぶれてはいけない。抑えるべきところは抑えておく必要がある。
- ・条例の趣旨を絵で表現して、興味を持ってもらうものにしたい。
- ・条例は条例として、曖昧な表現を無くし、解釈は概要パンフレットに委ねてはどうだろう。
- ・「公共的課題」や「公共の領域」等の分かりにくい言葉は、解説が必要である。

## 2. 「地域コミュニティ」グループ

### 1. テーマについて

#### ①コミュニティの考え方

- ・ 旧1市3町で差があるコミュニティ組織をどのように統一化、組織化していくか。それとも統一化の必要はないのか。
- ・ 基本的なところは統一化する必要があるが、無理に細部まで統一化、組織化をする意図で条例に盛り込むべき内容を考えると、実態と矛盾して具体性がなくなる。条例では大枠を決めれば良いのではないか。
- ・ 地区コミュニティ協議会の区分けをどうするのか。鷲宮地区は小学校区、久喜地区も小学校区を目指して活動している。菖蒲・栗橋地区は一つである。そこまで、条例の検討で具体的に示すのか。
- ・ 久喜・菖蒲・栗橋・鷲宮のそれぞれの地区のコミュニティ協議会の方向は出すが、その下の地区割については、それぞれの地域の実情と主体性に任せ、条例では触れないで良いだろう。
- ・ 定義・役割・支援等を決め付けるのではなく、フレキシブルな運用ができるようにするのが良い。
- ・ 他市の条例ではコミュニティの項目もないところがある。しかし、久喜市はコミュニティ協議会をはじめ、さまざまな市民組織が地域等で活動し、重要な役割を果たしているので、コミュニティの重要性を位置付け、期待される役割や性格、そのための支援を考えることが必要だと思う。

## ②久喜市のコミュニティの定義

- ・ 現在のコミュニティ組織は市民団体が主で、大学や高校は組織で参加するのではなく、個人参加になっている。大学や高校、地域の企業の組織の持つ力を活かすには組織参加も認めて良い。
- ・ 行政は地域にできることは地域に任す。そのために、補助金や権限などを含めて、地域に移していくことが必要である。
- ・ 地区コミュニティ協議会と自治会との関係、役割をどうするのか。地区コミュニティ協議会の地区割と自治会の地区割が合うように考えていくことが必要だろう。
- ・ 地区ごとのコミュニティ活動の現状を尊重し、それをネットワークで結ぶことが大事である。
- ・ 地域活動を行う人々に役立つ組織にする。その活動内容や方法は自由にする。
- ・ 地域の単身のお年寄り等を地域で見守るなど、地域が関わっていくことができる地域社会を作る。その基盤となるのがコミュニティである。
- ・ 住み良いまちづくりを行う、人と人との絆を土台にしたものである（自分たちのまちは自分たちでつくる）。

## ③コミュニティの役割・性格

- ・ 市民は安心・安全なまちに住みたい。安心して暮らせ、子どもたちが健やかに成長していく。そのためのまちづくりを行うのがコミュニティ活動である。住みたいまちをつくる手段としてコミュニティ活動がある。
- ・ 行政と住民の協働によるコミュニティ祭り等の実施や、ふれあいの場の実現がコミュニティの役割・性格である。

- ・地縁型住民自治組織と市民活動組織（テーマ型）の連携を進め、地域課題を解決する手段としてコミュニティ活動がある。
- ・地域コミュニティを活性化して、新しい方法で地域課題を解決し、市全体として豊かで効率的な市政運営を目指していくことが必要だ。
- ・久喜市のコミュニティは、地域型コミュニティを重視しながら、テーマ型コミュニティにも取り組む。

#### ④コミュニティへの支援

- ・旧自治体ごとにある既存のコミュニティ活動を主軸にしながら、同じ目的を持つ団体の交流を深めていくべきである。例えば、旧久喜・菖蒲・栗橋・鷲宮のスポーツ少年団の体育協会等の交流がある。交流することで、それぞれのコミュニティ自体が強化されることや、より発展的な活動が見込める新しいコミュニティの形成ができる。
- ・各地域でのコミュニティ活動組織を一つにまとめる、横のつながりを大切にしたコミュニティ組織をつくる。
- ・行政は、コミュニティ活動の把握・管理、情報発信、補助等の支援を行うことが必要である。身近にすぐ集まれる場所（施設）が必要で、行政には地域で集まれる施設を確保する支援が求められる。
- ・行政は、地域にある学校等のコミュニティ施設以外の施設利用が地域でできるように努める。
- ・行政は、各コミュニティ間の橋渡し役、横のつながりを密にするため支援を行う。
- ・行政は、新しい市民等への地域のコミュニティ活動の紹介（活動団体名や活動の内容等）、必要最低限の資金補助、活動の広報等を積極的に行う。これは、転入等の新しい住民にコミュニティ活動へ興味を持ってもらうためでもある。
- ・行政は、コミュニティ協議会への予算処置を行うことを義務化する。
- ・行政は、コミュニティ協議会に事務局の立場で参加する。
- ・行政は、リーダーの育成を積極的に行う。地区の大学等の理論・研究の蓄積を活用する。そのための組織的な協力関係をつくる。

## 2. 条例に盛り込む内容のたたき台

### 【コミュニティの考え方】

- ・安全・安心で市民（特にお年寄り等）が住みやすいまちを目指して、市民等（企業、大学、高校、団体を含む）が力を合わせて、地域の課題を解決していくのがコミュニティ活動である。
- ・行政は地域で解決できることは地域と協働して、より良い住みやすいまちの実現を目指す。

### 【コミュニティの定義】

- ・コミュニティ活動は市民等の自主的な活動であり、参加が自由な組織体である。
- ・久喜市のコミュニティは、市民等の地域を基盤とした活動団体と、市民のための幅広い活動団体が連携した組織である。

### 【コミュニティへの支援】

- ・行政はコミュニティ活動を活性化するために、話し合いの場（施設）、交流の機会、情報提供（広報等）、人材育成、活動補助金等の支援を行う。

## 3. その他（進め方等について）

### 【コミュニティの検討の方法】

- ・コミュニティについて、条例に盛り込む案を作成するには、各地区の現在あるコミュニティ協議会の中から、どの協議会が模範的かをグループメンバーの皆で考えて、検討していくことが良いと思う。

### 【資料のつくり方】

- ・条例に記載される文章の量は限られているので、現在の意見のまとめ方は重要である。また、どのようにまとめられたかが分かるように、全ての意見を資料として残す。

## 3. 「行政」グループ

### 1. テーマについて

#### ①行政について

#### 【広報・情報】

- ・市が情報を公開、提供する際は、分かりやすく優しい表現にするべきである。
- ・広報の紙面は統一ではなく、地域別の紙面でやった方が良くはないか。
- ・せっかく出されている広報も、実際に読まれていないことが多い。
- ・広報を見ない市民側も問題である。
- ・広報の配布は、自治会で行うべきではないか。
- ・広報は、市民目線で作成すべきである。
- ・新条例に「広報」の項目を入れてはどうか。
- ・市は、情報発信の方法を工夫する必要がある。

#### 【行政評価】

- ・市民を入れて評価対象の事業を選考し、決定すべきである。
- ・効果の測定や評価に市民を入れた方が良い。
- ・市民目線を入れた評価を行うべきである。

#### 【事業仕分け】

- ・仕分け人に市民を入れて、事業仕分けを行うべきである。
- ・旧久喜市では一度、事業仕分けを行ったが、一度きりであった。事業仕分けを継続して行うべきである。
- ・市民に任せるものは市民に任せるような、人材の有効活用を考えるべきである。
- ・民間でもそうだが、行政にも仕事にはテンポの良さが求められ、スピーディに行って欲しい。
- ・現在の支所をはじめとした公共施設を有効活用すべきである。

#### 【参加・参画】

- ・審議会等の公募委員の割合を現行の30%から50%にすべきである。

- ・「参加」ではなく「参画」の言葉を使うべきではないか。

#### 【公募委員】

- ・審議会等の公募委員の選定基準を透明化すべきである。

### ②市民について

#### 【市民の意識・行動】

- ・市は情報を提供しているが、市民が見ていない。
- ・市民も、市からの情報を見る必要がある。
- ・市民も、市民政策提案制度をもっと利用すべきである。
- ・市民も、自らの意識を高めるべきである。
- ・市民意識が高まり、行政との協力が出来れば、久喜市はさらにより良い方向に進むはずである。
- ・市民の教育は行政が行う。行政の向上は市民が行う。
- ・市は何でもやり過ぎではないか。そのため、市民は市に任せっ放しになるのではないか。

### ③市長

#### 【市長の兼務】

- ・市長は各役職を兼務すべきではなく、多くを副市長に任せて市政運営に専念すべきである。

### ④市職員について

#### 【市職員の意識・行動】

- ・職員の意識改革が必要である。
- ・職員は庁内にいるだけではなく、現場を知るべきである（例えば、課題・問題のある実際の道路や建物等）。
- ・電話対応等を見ても市民への接客対応がなっていない。職員教育が甘いのではないか。

### ⑤その他

- ・防災無線をもっと効果的に使用すべきではないか。
- ・町会と自治会は公的な位置づけとしてイコールではない。この関係性にも問題がある。

## 2. その他（進め方等について）

#### 【条例制定過程と条例作成後】

- ・ワークショップの提言書から策定審議会、条例制定の流れの中で、提言書の中身が削られていくのではないかという点が懸念される。
- ・条例作成後に市民への説明会やシンポジウムを開催すべきである。

## 4. 「議会」グループ

### 1. 市民と議会・議員との関係について

#### ①市民と議会・議員との交流

##### 【市民からの働き掛けの必要性】

- ・議員と市民とが話し合う、交流する機会や場が必要で、市民の側から積極的に交流を働き掛けることの必要性を条例に盛り込む。

##### 【議員からの働き掛けの必要性】

- ・議員は、市民の意見を反映するため、市民との話し合いや交流の機会を多く持つ必要があり、議員の側からも積極的に交流を働き掛けることの必要性を条例に盛り込む。

##### 【条例に記述する背景】

- ・一般の市民は、議員を近寄り難い存在と思っている人が多く、特に若い世代は多い。そうしたことから、議員の方からの積極的な市民への働き掛けが必要である。

#### ②議会・議員の責務

##### 【市民討議への参加】

- ・市民が討議するような場を「（仮称）市民の討議会」と呼ぶこととし、議員はその「（仮称）市民の討議会」に参加、もしくは傍聴することが義務であることを条例に盛り込む。例えば、本日のような市民ワークショップには、議員は参加すべきことを義務付ける。

##### 【『参加・協働』グループでの検討】

- ・なお、議員の「（仮称）市民の討議会」への参加については、『参加・協働』グループでも検討して欲しい。

##### 【参考となる条例】

- ・川口市の自治基本条例には、具体的に議員の責務等が記述されており、条文化では参考として欲しい。

### 2. 議会の動き・情報について

#### ①議員からの情報発信

##### 【議員の活動報告、ビジョンの発信】

- ・議員は、自らの活動を市民に分かりやすく報告することの義務があることを、条例に盛り込む。
- ・議員は“何をしたか”の結果だけではなく、これから“何をするか、何をしたいか”の事前報告をする義務があることを条例に盛り込む。
- ・議員は、新久喜市の「将来ビジョン」と「具体的な計画」について語る義務があることを条例に盛り込む。

##### 【インターネットを活用した情報発信】

- ・議員はインターネットを活用して、自らの意見、見解の表明や活動報告を行うことを義務付ける必要がある。

## 【罰則規定】

- ・自らの意見や活動報告を市民に発表しない議員に対しては、罰則規定を設けることを条例に盛り込む。

## 3. 自治基本条例の位置付けについて

### ①議会基本条例との関係

#### 【自治基本条例の上位性】

- ・自治基本条例と議会基本条例との関係性を示し、議会基本条例より上位にあるのが自治基本条例であることを条例に盛り込む。

#### 【条例に記述する背景】

- ・旧久喜市自治基本条例では、議会に関する条例は第16条と第17条の二つしか記されていない。市民で議論し、検討した際には議会に関しては多くの提案がされたが、条例となった際は、わずか二つの条文にまとめられ、多くの提案が削除された。これは、自治基本条例と議会基本条例との関係を示さなかったことによる。

## 4. 議会・議員の役割、資質、定数について

### ①議会

#### 【市民に開かれた議会】

- ・市民の意見を充分反映し、市民に分りやすく、市民から信頼され、開かれた議会にすることを条例に盛り込む。

#### 【立法機関としての議会】

- ・議会は有権者の投票によって選出された議員としての立法機関であり、本来、議員は議員立法を目指すべきである。現状は、行政当局の提案を追認しているに過ぎない。

### ②議員

#### 【市財政を考える議員】

- ・議員は、市の財政収入を増やす方法等を検討する等の努力をすべきことを、条例に盛り込む。

#### 【議員の資質】

- ・議員の資質を図れるようなものが必要である。例えば、議員になる前に法律や自治体についての試験を行い、それに受かった者が議員になる資格があるとするとも考えられる。
- ・議員の研修旅行は、議員個人の研修であるならば、本来、個人が自費で行くべきものである。また、議員はパソコンを使えるようになることが重要で、それを義務付けることも必要である。

#### 【議員の定数】

- ・議員の定数は、人口だけでなく職員の数とも連動して決めるべきである。公務員数の削減で市職員は減っているのに、議員数が減らないことには理解が出来ない。

- ・最少人数で効率的な議会運営をすることが求められている。議員数については自治基本条例では記述しないが、適正であるか否かをこの場で検討することは意義がある。
- ・地方自治法の議員定数の枠組みから比例配分すると、5,700～5,800人に一人の議員が妥当となり、久喜市の人口約15万7千人からすれば、久喜市の適正な議員定数は27人となる。

### ③議会事務局

#### 【議員を支える議会事務局】

- ・現在の久喜市の議会事務局職員は9名であるが、人口規模の同じ他の自治体と比べると少ない。
- ・議員の定数を減らした分の費用で、議会事務局の職員を増やすことも検討すべきである。議会事務局の職員が増えることによって、議員の政策提案実務能力も上がる。

## 5. その他（進め方等について）

#### 【議会との交流】

- ・久喜市議会において、議会基本条例を策定する動きがあるのかどうかを知りたいが、議会の方でも、この議会グループと議論したい意向はあるようである。

#### 【条例文について】

- ・条例は、具体的に詳細な部分まで記述したい。

#### 【入札制度】

- ・市の財政が増える具体的な方法としては、「入札制度」であることを明確にする必要がある。
- ・指名競争入札の場合には、市内業者を優先すべきである。

## 5. 「条例の実効性担保・運用、住民投票」グループ

### 1. テーマについて

#### ①条例の普及

##### 【多様な手法】

- ・市民の自治意識を高めるために、楽しく学べるイベント等も必要だ。

#### ②条例の見直し

##### 【見直し規定の必要性】

- ・社会の変化のスピードが速いので、見直し規定は必要だ。

##### 【期限の明記】

- ・4年程度を目途に見直しをすることを明記すべきだ。
- ・毎年検証を行い、5年で条例の内容の見直しを行うべきだ。

- ・ 条例全体については、一定期間（4～5年）と定めた方が良い。また、一定期間が経過しなくても、時代にそぐわないものは必要に応じて見直しができるようにすべきだ。

#### 【運用状況の検証】

- ・ 条例を有効に運用するためには、検証が必要だ。
- ・ 検証を行えば見直しすべきかどうか判断できるので、運用状況の検証を毎年行い、見直しは必要に応じて行えば良い。
- ・ P D C Aの考え方を明記すべきだ。

#### 【見直しの主体】

- ・ 自治基本条例委員会を設置する。
- ・ 検証組織は市民主体とし、学識者等は少数とするか、必要に応じて意見を聞くスタイルが良い。議員も参加をして欲しい。
- ・ 議員や職員と接して意見交換を行う機会があると良いため、検証組織には、市民の他に議員や職員を加える形が良い。
- ・ 市民や議員、職員等のさまざまな立場の方がメンバーとして参加すべきだ。
- ・ 検証すべき案件により、市民や議員、職員等のメンバー構成を変えたらどうか。案件ごとにメンバーを変えるのであれば、そのことを条例本文に盛り込むのは難しいため、規約等の条例以外の部分で具体的に定めたらどうか。
- ・ 自己決定、自己責任という自治の基本から、自治基本条例委員会のメンバーは市民主体が望ましい。

#### 【検証組織の運営】

- ・ 自治基本条例委員会を設置し、定例会の開催と、市長や議会とリンクするパイプのようなものを作る。
- ・ 市長の諮問が無くても、組織の長の権限で開催、活動できるよう、独立した委員会とすべきだ。
- ・ 定例会を年数回（具体的回数を記述する）等の定期的な開催とするようにし、具体的な作業は別途、作業部会等の下部組織を作って作業したらどうか。
- ・ 自主運営とし、義務と権利を規則で決めたらどうか。
- ・ 委員会と市長が定期的に話し合う場を設ける。
- ・ 旧久喜市自治基本条例委員会では、議員と話し合う場を設けようとしたが、議員に「自分たちはチェックマンだから、結論を出してから話をして欲しい」と言われ、場を設けられなかった経緯がある。したがって、議員との話し合いや参加は難しいだろう。

### ③住民投票

#### 【住民投票の必要性】

- ・ 選挙で議員や首長を選ぶときは、住民投票の案件となるような個別的、具体的な争点に対して、どのような意見を立候補者が持っているかを判断して選んでいる訳ではない。そのため、重要案件については住民が直接意思表示をすることが望ましい。
- ・ 住民投票は特別な事項を対象とするため、直接意思を示すことが必要だ。

### 【投票案件】

- ・図書館やゴミ処理場、公園、原子力発電所等の公共財の設置等を案件とする。
- ・合併問題、産廃処分場問題等、市民全体の利益に関することを案件とする。
- ・具体案はないが、市民の大多数に影響する重大事項の決定を案件とする。
- ・開発と環境保護の視点で、多くの税金を使用する開発について住民投票を行うのが望ましい。
- ・案件の内容を細かく決めるのではなく、住民や市の利益を考え行うこととする。
- ・市民にとって重要な案件かどうかを決めるのは、自治基本条例委員会としたらどうか。

### 【投票できる人】

- ・住民投票において、どこまで選挙権を与えるかが課題だ。例えば、住民のみではなく、市内への通勤通学者にも与えるのはどうだろうか。
- ・基本的には住民なのではないか。

### 【個別型と常設型】

- ・議会の議決で住民投票の実施が否決される場合もあるため、住民自治を基本とするなら常設型が良い。
- ・住民の生活が危険にさらされる事案や、不具合が生じる事案が出された時に住民投票を行うことが想定されるため、常設型が良い。
- ・曖昧さの排除をするため、規定を満たせば必ず実施される常設型が良い。乱用防止は、定義で可能ではないか。
- ・議会の議決が必要な個別型ではなく、常設型とし、署名数やその他の検討をこの場ですべきではないか。
- ・常設型による住民投票の実施件数がほとんどないことから見て、常設型が必要な理由が分からない。意義や必要性があるのだろうか。

### 【必要連署数】

- ・連署数は1/50以上で、成立には有権者の1/3以上の投票が必要とし、過半数を制した方に決するという考え方が良い。
- ・連署数は1/50以上で、成立には有権者の1/3以上の投票が必要とし、投票が不成立の場合は開票しない、同一案件について2年間は再住民投票の実施は不可、という考え方が良い。
- ・連署数は、資料の埼玉県内自治体の例にあるように、1/5以上等の方が良い。

### 【住民投票実施のための合意形成】

- ・常設だが、住民・議会・首長の合意が必要だ。
- ・住民投票の実施のための合意形成ができるので、個別型が良いのではないか。

### 【投票にかかる費用】

- ・住民投票にかかる費用はどのくらいか。
- ・（市回答）旧久喜市の場合は、住民投票は1,790万円だった。全世帯に対するアンケートは600万円だった。

2. その他（進め方等について）  
特に無し

# (仮称)久喜市自治基本条例策定 第5回 ワークショップ記録

日 時	平成23年2月6日(日) 9:30~12:15
場 所	久喜市役所4階 第3~5会議室
参加者	市民ワークショップメンバー: 37名 久喜市自治振興課: 8名 策定審議会会長・小林弘和先生(専修大学法学部教授) (株)地域総合計画研究所: 5名
次 第	1. 開会 2. 報告事項 3. グループ別検討 4. グループ別検討結果の発表 5. 閉会
配布資料	資料1 テーマ別検討のまとめに向けた要点整理 資料2 第4回ワークショップ記録 報告1 (仮称)久喜市自治基本条例ワークショップ・ニュース 第1号

## ○記録の要旨

### 1 開会

- ・ 配布資料の確認。
- ・ 本日の進め方の説明。
- ・ 終了時間の確認。

### 2 報告事項

- ・ (仮称)久喜市自治基本条例ワークショップ・ニュースの配布の報告を行った。
- ・ 第1回策定審議会について、委員である鈴木さんより報告をいただいた。

### 3 グループ別検討

- ・ グループに分かれて、テーマ別に検討を行った(小林先生が各グループを回り、各テーマについてのレクチャーを行った)。

### 4 グループ別検討結果の発表

- ・ グループ内のワークショップメンバー（またはグループの進行役）により、検討内容の発表を行った。
- ・ 小林先生より、ワークショップでの議論の内容や様子について、下記の3点の講評をいただいた。
  - ①レベルが高くなるにつれて、他のグループとぶつかる部分が出てくると思う。これからのまとめの際には、他のグループで何を議論しているかも見ながら、取り組んで欲しい。
  - ②抽象的な言葉もあり難しいと思うが、これからの久喜市の理想の姿を、皆さんがどう考えるかが大切である。
  - ③本日の皆さんが議論されている様子に安心した。最後まで内容を詰め、よろしくお願ひしたい。

## 5 閉会

- ・ 次回の日時と会場を確認した。

# 久喜市自治基本条例策定 市民ワークショップ

## 第5回 グループ検討の記録

### 1. 「参加・協働」グループ

#### 1. テーマについて

##### ①市民

###### 《市民の定義について条例に盛り込む内容》

- ・ 市内に居住し、通勤し、又は通学する者及び市内で事業を営み、又は活動するものをいう。

###### 《市民の権利について条例に盛り込む内容》

- ・ 市民は、市政に参画する権利を有する。
- ・ 市民は、市政に関する情報を知る権利を有する。
- ・ 市民は、行政サービスの提供を等しく受ける権利を有する。

###### 《市民の責務について条例に盛り込む内容》

- ・ 市民は、主体的にまちづくりに参加し、豊かな地域社会の形成に努めるものとする。
- ・ 市民は、市政に関心を持ち、積極的に情報を得るように努めるものとするを追加する。

###### 《市民についての解説・背景》

- ・ 旧久喜市の条例を基本とする。
- ・ 市民の定義は、広い方が良い。ただし、具体的な内容によっては、その都度、範囲を限る等の追加表現が付け加えられることになる。
- ・ 市民の権利と責務については、情報を知る権利に対して、市民の責務としては表現がないことから、情報の共有の実現のためには市民が関心を持つことが不可欠であり、追加表現するものとした。

##### ②情報共有

###### 《情報共有について条例に盛り込む内容》

- ・ 市は、別に条例で定めるところにより、市民の知る権利を保障し、公文書の公開制度を確立するとともに、市の保有する情報を積極的に提供する等、市民との情報の共有に努めなければならない。
- ・ 市は、別に条例で定めるところにより、市民が自己に関する情報の開示、訂正、削除又は目的外利用等の中止を請求する権利を保障し、個人情報保護制度の確立に努めなければならない。
- ・ 市は、市民との情報の共有及び総合的な情報化の推進を図るため、市の保有する情報を有効的に活用するとともに、適切に管理するよう努めなければならない。
- ・ 市は、政策の立案、実施、評価等の各段階において、その内容を市民に分かりやすく説明するよう努めなければならない。
- ・ 市は、市民の市に対する意見、要望、苦情等に対しては、迅速かつ誠実に対応し、市民の権利利益の保護に努めなければならない。

###### 《情報共有についての解説・背景》

- ・ 旧久喜市の条例を基本として、検討する。
- ・ 市民の持つ情報を活かすという視点を加える。
- ・ 情報共有について、市と市民がともに努力を行うという視点が必要である。
- ・ 「個人情報の保護」については、個人情報を知りうる立場である市について言えば足りるので、市民の役割に言及する必要はない。

#### 【情報共有の記載】

- ・ 情報公開、開示については、他の条例にも定めてあるものであり、自治基本条例に載せる必要はないのではないか。
- ・ 情報公開については、国の法律にも謳われており、時代の流れとしても、公開することが当たり前になってきている。
- ・ 情報共有の方法のみの記載で十分である。
- ・ 旧久喜市の条例では、類似の表現が重なっている。条例を検討したときの事情もあるのであろう。今回は、どのように考えれば良いのだろうか（市と市民が対等の立場で情報を共有するという内容と、市の保有する市政に関する情報の説明責任とは、類似の表現で良いのだろうか）。
- ・ 市民が求めて、行政から情報公開を拒否された場合には、この条文が「担保」になると思う。行政に対する、市民サイドの切り札である。

### ③「参加・協働」

#### 《参加の定義について条例に盛り込む内容》

- ・ 政策の立案、実施、評価等の各段階に市民が主体的に参加し、市の意思決定にかかわることをいう。

#### 《協働の定義について条例に盛り込む内容》

- ・ 市民及び市がそれぞれの役割及び責任の下で、協力して公共的課題の解決に当たることをいう。

#### 《参画及び協働の推進について条例に盛り込む内容》

- ・ 市は、政策の立案、実施、評価等の各段階において市民が参画できるよう、別に条例で定めるところにより、その機会の拡充に努めるものとする。
- ・ 市民及び市は、新しい公共の原則に基づき、相互に信頼し、尊重し合い、及び協働するよう努めるものとする。

#### 《市民意見提出制度について条例に盛り込む内容》

- ・ 市は、別に条例で定めるところにより、政策の立案、計画の策定及び条例の制定で重要なものについて市民が意見を述べるができる機会を保障するため、市民意見提出制度の確立に努めなければならない。

#### 《附属機関等について条例に盛り込む内容》

- ・ 市の審議会、懇話会等(以下「附属機関等」という。)の委員を選任するに当たっては、別に条例で定めるところにより、その委員の全部又は一部を公募により選出するよう努めるとともに、男女の均衡に配慮して選任するよう努めなければならない。

#### 【参加・協働と協働の理解】

- ・ 「協働」の説明に「公共的課題」や「新しい公共の原則」の言葉が使われ、「新しい公共の原則」の説明に「協働」という言葉が使われているが、それでは、なかなか理解されないだろう。

### 【参加・協働の性格】

- ・ 家を一步出ると、行政が絡むテーマがほとんどである。
- ・ 市民と行政が共に関わる場面、領域が「公共」である。その時代、場所、条件は定義で定められるものではない。そこでの市民同士、市民と行政が役割を果たしていくことが「協働」となる。
- ・ 向こう三軒両隣で道路掃除をすることから、防犯パトロール、防災・防犯の見守り等の地域のボランティア活動等、さまざまなことがあるが、行政が絡む程度や相談、計画の主体、助成金の有無等、いろいろなケースが考えられる。
- ・ 夏祭りや防災倉庫の備品準備等で見てみると、確かにお金は市が出すところもあるけれども、実際に計画を練って体を動かすのは市民の団体である。協働については、市民の役割が大きい。

## 2. その他

### 【公共の概念・定義と説明】

- ・ 前文の中で、「公共」という言葉で表そうとしている内容を丁寧に説明する。
- ・ 市民の役割や協働の概念、そもそもの自治基本条例の必要性等の理解の中心に、「公共」という言葉がある。「新しい公共」の定義は、2行の文章だけで片付けられる内容ではない。
- ・ 「公共の領域」や「公共の課題」、「新しい公共」という概念を、前文の中で説明しきることが重要だ。

### 【わかりやすい自治基本条例とするために】

- ・ 条例の解説の方向性として、全部載せきれないので補足し、充実させる方向性もあるが、もう一方で、条例の基本を短く伝えるということも重要である。
- ・ このグループの議論の方向は、短く、絵などでわかるパンフレットで市民に伝えたいということである。

### 【自治基本条例の根幹になる「公共」という言葉を分かりやすく伝えたい】

- ・ 「新しい公共」とはという説明は、『「新しい公共」宣言』では「人々の支え合いと活気のある社会。それをつくることに向けたさまざまな当事者の自発的な協働の場が「新しい公共」である。・・・（中略）・・・これは、古くからの日本の地域や民間の中にあっただが、今や失われつつある「公共」を現在にふさわしい形で再編集し、人や地域の絆を作り直すことにほかならない」とある。よく分かるようで、分からない。
- ・ 昔は、近所の家には黙って出入りしていた。今では、公園デビューが大変という時代になっている。井戸端会議や茶話会が一番本当のことを話し合える場所だった。
- ・ 地域は、住民のもの、住民のつもりの人たちのものであった。

- ・ 役所が関わる場面が増えてきた。役所との協働が増えてきたが、役所が何でもできるわけでもない。
- ・ 「公共の領域」とは、ここからここまでと線引きできるようなものではない。
- ・ 地域で困ったことがあったら、一緒にやっ払いこう、というところから始まる。
- ・ 住民がやりとりをしていく中で、お互いの役割が分かってくる。そして、その結果、そこでのその課題における「公共の領域」が決まってくる。それを決めるのが「コミュニティ」（地域の組織、集団）なのだろう。

## 2. 「地域コミュニティ」グループ

### 1. テーマについて

#### ①久喜市のコミュニティ

##### 【コミュニティ部分の構成について】

- ・ コミュニティのめざす理想像を示し、その後に定義、支援策とし、最初に久喜市のめざす理想を表現する。

##### 【前回からのタイトルの変更】

- ・ 「1. 久喜市のコミュニティの考え方」では定義と区別がしにくいので、「久喜市のコミュニティ」とする。

##### 《コミュニティについて条例に盛り込む内容》

- ・ 安全・安心で市民（特にお年寄り等）が住みやすいまちをめざして、市民等（企業、学校、団体を含む）が力を合わせて、地域の課題を解決していくための重要な役割を担うのがコミュニティ活動である。
- ・ 行政は地域で解決できることは地域コミュニティ活動と協働して取り組み、住みやすいまちの実現をめざす。

##### 【コミュニティについて条例に盛り込む内容に対する考え方】

- ・ 「目指す」を平仮名表記で統一。
- ・ 1つ目の「…市民等（企業、大学、高校、団体を含む）…」を、「…市民等（企業、学校、団体を含む）…」にする。理由は、小・中学校～大学まで、個人・組織、それぞれでいろいろな参加がコミュニティ活動の場では考えられるので、高校、大学に限定しない。
- ・ 2つ目の「・コミュニティ組織は、旧市町4つの地区のコミュニティ組織を基本に組織され、住民や市民活動団体、地区の高校・大学、事業所などで構成される自主的な組織である。」は定義と重複しているので削除。

##### 《コミュニティについての解説・背景》

- ・ 久喜市はコミュニティ協議会をはじめ、さまざまな市民組織が地域等で活動し、重要な役割を果たしているため、コミュニティ活動の重要性を位置づける。
- ・ 久喜市のコミュニティは地域型コミュニティ組織とテーマ型コミュニティ組織が参加したものである。
- ・ 条例で規定するのは、基本的なところは統一して規定するが、地区区分などは地区の実情に合わせて運用が出来るようにする。そのため、実情の4つの地区を尊重して

コミュニティの組織を考えるが、地区区分は旧市町より小さな中規模程度の広がり  
を想定し、それぞれの実情にあわせて区域割りをを行う。

- ・ 個人参加だけでなく、団体や組織が参加し、それぞれの持つ社会資源を活用して、  
地域課題の解決に役立てる組織形態とする。
- ・ 子育てや教育等、市民や団体等の幅広い活動があり、その力を地域社会づくりに活  
かして行政は協働して問題解決に当たり、効率的な行政運営と質の高い公共サービ  
スの実現を図る。
- ・ 行政は地域に出来ることは地域に任す。そのために、補助金や権限などを含めて、  
地域に移していくことが必要である。
- ・ 行政は地域で解決できることは地域と協働して、より良い住みやすいまちの実現を  
めざす。

#### 【コミュニティについての解説・背景に対する考え方】

- ・ 3つ目の「…4つの地区を基本に…」を「実情の4つの地区を尊重し」に修正する。  
理由は、実際の旧市町を前提とした区分は、現状では合併間際なので旧市町の地区  
割りが残っているので、それを尊重しつつ、理想となる地区の割り方があると考え  
る。
- ・ コミュニティとは「市（行政）と市民（個人）とを結ぶもの」であり、市民にとっ  
て身近なところでのある程度の広がりをもった範囲が想定される。
- ・ 現在、栗橋は全地区で一つのコミュニティ組織になっているが、過去には地域（大  
字単位）の運動会も実施されていた。今の地区では大きすぎると思う。
- ・ 菖蒲地区は現在小学校が5校あるが、どれも人口が減り、児童数も減少している。  
将来、この小学校がどうなるのか見通しができない。そのため、小学校区を前提に  
したコミュニティの地区区分の在り方には、疑問がある。
- ・ 地域の総合力がコミュニティである。コミュニティの役割は、自治会や町会とは違  
う面があるので、中規模程度の市民に身近なところでの広がりが必要と思う。
- ・ 3つ目の「その下の細かい区分は…」は、現状の栗橋、菖蒲地区が区分されないと、  
コミュニティとしては大きすぎる地域範囲であることは確かである。地域住民に身  
近なコミュニティとするには、学校区とは限定しないが、中規模程度の広がり  
の範囲を想定した地区区分の方向性を示しておくことが必要である。

#### ②久喜市のコミュニティの定義

##### 《コミュニティの定義について条例に盛り込む内容》

- ・ コミュニティ活動は市民等の自主的な活動であり、参加が自由な組織体である。
- ・ 久喜市のコミュニティは、市民等の地域を基盤とした活動団体と、市民のための幅  
広い活動団体が連携した組織である。

##### 《コミュニティの定義についての解説・背景》

- ・ コミュニティ活動は、市民等の自主的な活動であり、強要されて参加するものでは  
ない。その意味では、参加しないからといって不利益を被ることはない。

- ・ 既に久喜市内では市民等の多種多様な活動が存在している。新たに活動団体をつくることではなく、市民等の活動の連携（ネットワークで結ぶこと）による地域課題解決の力を強化していくことが重要と考える。

### ③コミュニティ活動への支援

#### 《コミュニティ活動への支援について条例に盛り込む内容》

- ・ 行政はコミュニティ活動を活性化するために、話し合いの場（施設）、交流の機会、情報提供（広報等）、人材育成、活動補助金等の支援を行う。
- ・ コミュニティ活動の発展強化のため、行政は公平な立場から、コミュニティ組織や各種市民活動団体との連携を働きかける。

#### 【コミュニティ活動への支援について条例に盛り込む内容に対する考え方】

- ・ 行政は補助等の支援を行うことが必要であり、そのための予算確保が必要である。また、行政は、補助金等の支援を行うが、それぞれの活動は市民の自主性を尊重する。
- ・ 2つ目の「久喜市のコミュニティは、…」は定義の2つ目と重複しているので削除する。
- ・ 久喜市では合併して時間が経っていないので、コミュニティ組織をはじめとして、各種市民活動組織の連携・統合が不十分である。地区のコミュニティ協議会をはじめ、各種の市民活動団体が連携・協力することで大きな力を発揮することが出来ると思う。市は公平な立場から各種団体や組織に働きかけ、組織の連携・統合を進めて、コミュニティ活動の強化を図る必要があることを追加する。

#### 《コミュニティ活動への支援についての解説・背景》

- ・ 旧自治体ごとにある既存のコミュニティ活動を主軸にしながら、交流することで新しいコミュニティの形成が出来るように行政は支援する。
- ・ 行政は、市民等の活動が交流し連携するために、身近にすぐ集まれる場所（施設）の確保と、市民が気楽に集まれる機会を積極的につくることが求められる。
- ・ コミュニティ活動は市民の自主的な任意の活動であり、連携等の強制は行政としては行えないが、一般市民ではできない公平な立場から活動の連携等にむけた場の設定を積極的に行う必要がある。
- ・ コミュニティ活動を推進するためには、リーダーの育成・市民への情報発信が重要な課題となり、これを公正に出来るのは行政である。
- ・ 行政は補助等の支援を行うことが必要であり、そのための予算確保が必要である。また、行政は、補助金等の支援を行うが、それぞれの活動は市民の自主性を尊重する。

#### 【コミュニティ活動への支援についての解説・背景に対する考え方】

- ・ 若い人や子どものコミュニティ活動への参加は、みんなが地域のことを話し合う場から生まれている。身近にすぐ集まれる場所（施設）の確保とあわせて、みんなが気楽に集まれる場を設定することが必要で、その趣旨を盛り込む。
- ・ 「コミュニティ活動は市民の自主的な任意の活動であり、連携等の強制は行政としては行えないが、一般市民ではできない公平な立場から活動の連携などにむけた場の設定を積極的に行う必要がある。」を追加。

- ・ コミュニティ活動に行政は補助金を出すことは必要だが、市民の自主的な活動であり、活動内容についての指示や指導は行わないことが必要で、その趣旨を追加する。

### 3. 「行政」グループ

#### 1. テーマについて

##### ①久喜の特徴を活かす

- ・ この「久喜の特徴を活かす」は「前文」で活かした方が良い。

##### ②計画性のある市政運営

###### 《計画性のある市政運営について条例に盛り込む内容》

- ・ 本条例と総合振興計画との整合性を図る。
- ・ 計画は「必要に応じて見直しをする」。
- ・ 計画は「必要に応じて見直さなければならない」。
- ・ 見直しは行政のみではなく、市民も入れた形で行う。
- ・ 見直しの結果は、市民に分かりやすく説明しなければならない。

###### 《計画性のある市政運営についての解説・背景》

- ・ 社会環境や経済環境がめまぐるしく変化するため。
- ・ 見直しの実施、実行を市民に見えるようにするため。
- ・ 旧久喜市では見直しを行っていたかどうか分からない。

##### ③ 透明性の確保・説明責任

###### 《透明性の確保・説明責任について条例に盛り込む内容》

- ・ 立案段階からの情報発信をしっかりと行う。
- ・ 内容を分かりやすく、工夫して説明する。

###### 《透明性の確保・説明責任についての解説・背景》

- ・ 市政については事前に情報を知らせてほしい。
- ・ 行政の透明性を確保するため。
- ・ 行政目線ではなく、市民目線を持って、市民が理解できるように説明するため。
- ・ 難しい専門用語ではなく、誰にでも分かりやすく説明するため。
- ・ 市職員の意識も変わってほしい。
- ・ 責任である以上、表現も言い切る形にする。

###### 【透明性の確保・説明責任に関する旧条例】

- ・ 旧条例の第10条はそのまま使っても良いのではないかと。

##### ④行政評価

###### 《行政評価について条例に盛り込む内容》

- ・ 総合振興計画との整合性を図りながら行政評価を行う。
- ・ 市民が参画する、市民による外部評価の行政評価を実施する。
- ・ 行政評価の実施、反映、公表に努めます。
- ・ 事業仕分けを継続的に実施し、そこに市民を入れる。
- ・ 行政評価の方法に市民を参加させる。

###### 《行政評価についての解説・背景》

- ・ 評価対象事業のピックアップから市民が参画する。
- ・ 評価を行う際に市民も入れて、相互チェックができるようにする。
- ・ PDCA (Plan-Do-Check-Action) をしっかりとサイクルさせるために必要である。特に C (Check) の部分が重要である。
- ・ 市民が参加することで、行政による自己満足の評価に終わらせない。
- ・ 仕分け人に市民を入れる。

## ⑤ 情報公開・情報提供・広報

### 《情報公開・情報提供・広報について条例に盛り込む内容》

- ・ 情報は市民に分かりやすく公開し、情報を有効的に活用する。
- ・ 情報の公開の仕方に工夫が必要である。

### 《情報公開・情報提供・広報についての解説・背景》

- ・ 市が公表する情報は見やすく、分かりやすくするため。

#### 【情報公開・情報提供・広報に関する旧条例】

- ・ 旧条例の 18 条は基本的にそのままでも良いのではないか。
- ・ 「市の保有する情報を積極的に提供する等、市民の知る権利を保障し、市民との情報の共有に努め～」の方が良いのではない (旧 18 条関係)。
- ・ 旧条例の 20 条はそのままでも良いのではないか。

## ⑥ 財政

### 《財政についての条例に盛り込む内容》

- ・ 運営や運用に努めることとする (語尾を言い切る、旧 14 条関係)。
- ・ 財政も市の計画と同様に、定期的に見直す。
- ・ 最少の経費で、最大の効果を挙げる。
- ・ 財政の効率化を図る。

### 《財政についての解説・背景》

- ・ 見直しのスピードアップを図るため。
- ・ 年度末の駆け込み事業はやめてほしい。

#### 【財政に関する旧条例】

- ・ 旧条例の第 14 条第 1 項と第 3 項はそのままでも良いのではないか。

## ⑦ 政策形成過程への市民参加・公募委員・市民参加の方法

### 《市民参加について条例に盛り込む内容》

- ・ 各段階において市民が参画する。
- ・ 積極的に参加する市民の枠を拡大する。
- ・ 市民参加がしっかりと行われているかどうかは、然るべきチェック機関でチェックする。

### 《市民参加についての解説・背景》

- ・ 条例と実態が伴うようにする。
- ・ 公募委員の選定基準を明確にする。
- ・ 公募委員の割合を 30% から 50% へ変えてほしい (市民参加条例の改定)。

## ⑧ 参加・参画・協働 (どのような用語を使用するか)

- ・ この部分は、他のグループとの議論の関係もあり、行政グループだけでは決められない。

## ⑨市長

### 《市長について条例に盛り込む内容》

- ・ 誠実かつ迅速に業務を執行する
- ・ 市民の声を市政に反映するよう努める。

### 《市長についての解説・背景》

- ・ 市長と副市長の役割分担を明確にする。
- ・ 久喜市の PR、トップセールスにも努める。

### 【市長に関する旧条例】

- ・ 旧条例の第 6 条（2）と第 7 条は、これで良いのではないか。

## ⑩市職員

### 《市職員について条例に盛り込む内容》

- ・ 誠実かつ効率的に業務を遂行する。
- ・ 縦割りの意識ではなく、市民の側に立った横断的な意識で業務に臨む。

### 《市職員についての解説・背景》

- ・ 職員の意識改革が必要である。

### 【市職員に関する旧条例】

- ・ 旧条例の第 8 条の内容をしっかりとやってほしい（旧 8 条も実際に実現されていればこのままでも良いのではないか）。

## 2. その他

### 【これまでの意見の取り扱い】

- ・ 実効性の担保は担当グループでの取り扱いである。
- ・ 防災無線は安心安全の中で取り扱う。
- ・ 町会や自治会関係はコミュニティグループでの取り扱いである。
- ・ 国、県、市の関係は行政評価の部分で取り扱う。

### 【市の責務】

- ・ 市民の福祉だけではなく、市民の健康も入れる（旧 6 条関係）。

### 【行政組織】

- ・ 縦割り組織の弊害をなくし、横断的な組織にしてほしい。

### 【提言書・条文の表現方法】

- ・ 断定の表現にしてほしい。

## 4. 「議会」グループ

### 1. テーマについて

#### ①議会の役割

### 《議会の役割について条例に盛り込む内容》

- ・ 議会は、市民の意見を反映した政策提案をする市の立法機関として、また市政の意思決定機関として、市民から信頼された議会運営に努めなければならない。
- ・ 議会は、前項の意思決定機関としての機能を継続的に健全に持続するように努めなければならない。
- ・ 議会は、徹底した市民への情報公開と告示により、開かれた議会運営に努めなければならない。
- ・ 議会は、最少で適正な議員数により、市民の福祉のために効率的で公正な議会運営に努めなければならない。

#### 《議会の役割についての解説・背景》

- ・ 市民の意見を充分反映し、市民に分りやすく、市民から信頼され、開かれた議会にすることが重要である。
- ・ 議会は有権者の投票によって選出された議員としての立法機関であり、本来、議員は議員立法を目指すべきである。現状は、行政当局の提案を追認しているに過ぎない。議会のその権能は行政の長と同格である。従って、議会は、市長と対等に討論、議論をすべきである。
- ・ 議会を支える議会事務局の機能の充実が、議会の立法機関としての役割にとって重要である。適正な議会事務局職員数によって、効率的で公正な議会運営をサポートする必要がある。

#### ②議員の責務と役割

##### 《議員の責務と役割について条例に盛り込む内容》

- ・ 議員は、市民の代表者として、市民の意見を積極的に把握し、市政に反映するように努めなければならない。
- ・ 議員は、市民の福祉の向上と市政の発展のために、市の将来やまちづくりビジョンの実現の為の政策を、市民に積極的に伝えるように努めなければならない。
- ・ 議員は、新しい時代を捉え、新しい情報技術を活用して市民に伝えるように、自己研鑽に努めるようにしなければならない。

##### 《議員の責務と役割についての解説・背景》

- ・ 議員は“何をしたか”の結果ではなく、これから“何をするか、したいか”の事前報告を市民にすべきである。また、議員は、新久喜市の「将来ビジョン」と「具体的な計画」について語る義務がある。
- ・ 議員からの情報発信が少ない、もしくは一部の市民にしか自らの議員活動や考え方を発表していない。こうした状況を是正することが必要であり、議員からの公平で積極的な市民への情報公開が必要である。

#### ③自治基本条例と機会基本条例との関係性

##### 《自治基本条例と機会基本条例との関係性について条例に盛り込む内容》

- ・ 自治基本条例の位置づけの条文中に、「自治基本条例は議会基本条例を包括している」旨の記述をする。

## 2. その他

### 【参加・協働グループでの検討】

- ・ 「議員は、市民交流等の“場”には積極的に参加するように努めなければならない。」という条文の挿入を『参加・協働』のグループで検討していただきたい。

## 5. 「条例の実効性担保・運用、住民投票」グループ

### 1. テーマについて

#### ①条例の運用状況の検証の必要性

##### ≪検証の必要性について条例に盛り込む内容≫

- ・ 自治基本条例に沿って関連する他の条例や市の施策が実施されているか、毎年検証を行うものとする。

##### ≪検証の必要性についての解説・背景≫

- ・ 自治基本条例の実効性を担保するためには、関連する他条例に基づく事業等や市の施策が、それぞれ自治基本条例に沿って実施されているか、年に1回検証を行うことが必要です。
- ・ 検証を行うためには、他の条例の実績や検証結果、市の施策の実績等が検証組織に提示される事が必要です。
- ・ 検証結果は、次年度以降の市の計画や事業等に反映させるための材料となる他、自治基本条例の見直しのための基礎資料となります。

##### 【検証の必要性】

- ・ 検証は必要だ。

##### 【検証のフィードバック】

- ・ 他の条例の検証結果を自治基本条例の検証組織にフィードバックする必要がある。
- ・ 他の自治基本条例の実施状況をフィードバックする必要がある。
- ・ 市の施策が自治基本条例に沿って行われているか、検証する必要がある。また、検証結果を次年度の計画や事業等に活かす必要がある。
- ・ 条例の文案の検証ではなく、条例の精神に沿った市政が行われているかを検証していくことが必要だ。

#### ②条例の見直し

##### ≪条例の見直しについて条例に盛り込む内容≫

- ・ 毎年の検証結果を基に、4年毎に条例の見直しを行う。ただし、市の政策に係る重要かつ緊急課題は必要に応じて見直しを行う。

##### ≪条例の見直しについての解説・背景≫

- ・ 現代は社会情勢の変化が激しいため、その時々時代の潮流に合わせた条例が必要となります。そのため、定期的に見直しの検討を行って行くこととします。
- ・ 見直しの時期は、検証及び見直し組織（次項参照のこと）の委員の任期や、市政への反映の行いやすさを勘案し、4年とします。

##### 【見直しの時期】

- ・ 4年程度を目途に見直しをすることを明記すべきだ。
- ・ 毎年検証を行い、5年で条例の内容の見直しを行うべきだ。
- ・ 条例全体については、一定期間（4～5年）と定めた方がよい。

- ・ また、一定期間が経過しなくても、時代にそぐわないものは必要に応じて見直しができるようにすべきだ。
- ・ 期間を設定してしまうと逆にそれまでは見直しの必要がないと思われて、先送りにされる可能性があるので、やはり必要に応じて時代にふさわしい条例の見直しは必要なのではないか。
- ・ 検討メンバーや首長が変わると、議論が一からやり直しになってしまうので、検討メンバーや首長が変わらない期間で見直しを行う方が良い。

### ③ 検証及び見直しの組織

#### 《 検証及び見直しの組織について条例に盛り込む内容 》

- ・ 条例の検証及び見直しのため、市民で構成される組織を設け、年1回定例会を開催するものとする。また、定例会又は検証及び見直し組織の長が必要性を認めた際には、その都度、会を開催するものとする。
- ・ 検証及び見直しのための組織及びその運用に関し、必要な事項は別に条例・要綱等に定める。

#### 《 検証及び見直しの組織についての解説・背景 》

- ・ 検証及び見直しの組織は市民で構成されるものとし、行政及び議員（議会）は組織を代表して発言することが難しいと考えられるため、組織の構成員とはしません。
- ・ 行政及び学識経験者は、組織の検討を円滑に進めるためのオブザーバーとします。
- ・ 構成員の半数は公募による選出とします。また、偏りの少ないメンバー構成とするため無作為抽出を行うなど、募集方法の工夫が必要です。
- ・ 組織の構成員の人数は今後議論を行います。
- ・ 組織や運用の詳細は他で定めませんが、定期的開催されるために必要な項目はこの条例で位置付けます。

#### 【見直し組織への行政職員と議員の関わり】

- ・ 行政職員や議員は、一個人として参加し発言するだけでは、行政事情や議会事情に詳しい一市民であり、わざわざ参加する意味が無いと思われる。行政や議会を代表して参加が出来ないのであれば、組織のメンバーとしなくても良いのではないか。

#### 【検証組織を運営】

- ・ 必ず年に1回開催できるようにすべきだ。

### ④ 条例の普及啓発

#### 《 条例の普及啓発について条例に盛り込む内容 》

- ・ 必要に応じて自治基本条例の普及啓発に努めることとする。

#### 《 条例の普及啓発についての解説・背景 》

- ・ 自治基本条例は、久喜市において憲法のように他の条例の上位に来る位置付けであり、この条例を常に参照するような位置付けではないと考えます。
- ・ 自治基本条例に関連して広報を行う必要が発生した時などに、一緒に自治基本条例の存在を知らせる事が求められます。
- ・ また、条例のことを知りたくなった人が、いつでも情報を得られる環境とすることが求められます。

### 【普及啓発の有効な手法】

- ・ 自治基本条例は、久喜市での最上位の条例なので、毎日参照する必要もなく、がむしゃらに普及啓発に努める必要もないのではないかと。機会があればPRする位でちょうど良い。
- ・ 市民まつりの際にPRしたらどうか。
- ・ 知恵を使った普及啓発活動とすべきだ。
- ・ 検証及び見直し組織が検証結果等を公表した際に、一緒にPRしたらどうか。

### ⑤住民投票の必要性と形式

#### ≪住民投票の必要性と形式について条例に盛り込む内容≫

- ・ (市民から) 請求があったときは、市政に関する特に重要な事項について市民の意志を確認するため、住民投票を実施する。

#### ≪住民投票の必要性と形式についての解説・背景≫

- ・ 市民からの請求により確実に住民投票が出来る環境を整えるため、常設型の住民投票規定を設けます。
- ・ 住民投票の詳細は、自治基本条例の制定後に検討を行います。

### 【住民投票の形式】

- ・ このグループとしては常設型を主張したい。但し、個別型か常設型かについては、他のグループのメンバーの意見を良く聞く必要がある。

### ⑥住民投票に関する詳細な規定

#### ≪住民投票に関する詳細な規定について条例に盛り込む内容≫

- ・ (自治基本条例の策定後に別途検討するため、条例への記述無し)

#### ≪住民投票に関する詳細な規定についての解説・背景≫

- ・ 住民投票の濫用を避けるとともに、住民発意による住民投票が絶対に不可能とならない要件となるよう希望します。
- ・ 常設型の住民投票規定があっても、投票内容に関する正確な情報が無いと判断が難しいため、投票内容に関する正確な情報提供が行われる環境がつけられることを希望します。

### ⑦住民投票の投票結果について

#### ≪住民投票の投票結果について条例に盛り込む内容≫

- ・ 市長は、住民投票の結果を尊重するものとする。

#### ≪住民投票の投票結果についての解説・背景≫

- ・ 市民が投票で直接示した意志を尊重した市政とするため、市長は住民投票結果を尊重します。

## (仮称)久喜市自治基本条例策定 第6回 ワークショップ記録

日時	平成23年2月27日(日) 9:30~12:20
場所	久喜市鷺宮総合支所 4階第406会議室
参加者	市民ワークショップメンバー: 38名 久喜市自治振興課: 8名 (株)地域総合計画研究所: 5名
次第	1. 開会 2. 報告事項 3. 総当たりグループ検討の進め方 4. グループ別検討 5. グループ別検討結果の発表 6. 閉会
配布資料	資料1 提言書 たたき台原案 報告1 第5回ワークショップ記録 追加資料 たたき台に対する協議事項

### ○記録の要旨

#### 1 開会

- ・ 配布資料の確認
- ・ 本日の進め方の説明
- ・ 終了時間の確認

#### 2 報告事項

- ・ 議員との意見交換について、3月19日(土)の第7回ワークショップにご参加いただき、議員の皆様の視点でご意見をいただく予定との報告を行った。

#### 3 総当たりグループ別検討の進め方

- ・ 提言書たたき台原案に対して、これまで担当してきたテーマだけではなく、全体を総当りに検討することの説明を行った。

- ・ 検討においては、「前文」、「目的」、「定義」と「追加資料」の協議事項についても議論することの説明を行った。

#### 4 グループ別検討

- ・ グループに分かれ、提言書たたき台原案を総当りに検討を行った。

#### 5 グループ別検討結果の発表

- ・ グループ内のワークショップメンバー（またはグループの進行役）により、検討内容の発表を行った。

#### 6 閉会

- ・ 次回の日時と会場を確認した。

# 久喜市自治基本条例策定 市民ワークショップ

## 第6回 グループ検討の記録

### 1. 「参加・協働」グループ

#### 1. たたき台について

##### ①前文

###### 《条例に盛り込む内容》

- ・ 文案無し

###### 《解説・背景》

- ・ 文案無し

###### 【その他の意見：前文について】

- ・ 文体として格好が良い。基本的な方向としては良い。
- ・ 最初の節、位置や地形、道路、鉄道など具体的に分かるものを並べて説明されていて、非常に良いが、伝統・文化や教育熱心な風土なども具体的に分かるようだと、さらに良い。それを固有名詞で説明できないことは理解できるが、解説等による補足説明があると良い。
- ・ 2段落目は、一つ一つの文章が長すぎて、つながりが分かりにくい。同時に、2段落目以降の3つの段落はつながって一つの流れになっていることから、もう少し文章を練ってもらいたい。
- ・ 「公共」に関する説明文として、「市と市民の協働」というキーワードが入り、分かりやすくなっている。
- ・ 「市民自治の基本理念」や「地方自治の本旨」等、新たな言葉が加わっているが、さらに説明が必要な気がする。
- ・ 全ての条文を通して整理をし直した上で、最終的な言葉遣いを確定させることになるのであろう。

##### ②目的

###### 《条例に盛り込む内容》

- ・ 文案無し

###### 《解説・背景》

- ・ 文案無し

###### 【その他の意見：言葉遣いについて】

- ・ 前文の「久喜市は」や目的の「本市における」、後から出てくる「市は」等、同じ内容を指す言葉が使い分けられている。全ての条文を通して整理をし直した上で、最終的な言葉遣いを確定させる必要がある。
- ・ 「及び」や「並びに」等の表現が多い。「…と…」とは、何が違うのだろうか。条例本文になると法文作成のルールが有るのかもしれないが、議論している市民が理解するためには、あまり厳密な使い方に捉われないで、普通の言葉で表して欲しい。今回の作業結果は、ワークショップからの提言という性格であると思う。

### ③定義・基本原則

#### 1) 言葉の定義

《条例に盛り込む内容》

- ・ 文案無し

《解説・背景》

- ・ 文案無し

【その他の意見：定義の内容について】

- ・ だいたい、こういうことであると思うが、後の内容の確定を受けて、再整理して確定させることになると思う。

### ④市民

#### 2) 市民の権利及び3) 市民の責務

《条例に盛り込む内容》

- ・ 文案無し

《解説・背景》

- ・ 文案無し

【その他の意見：市民の権利と責務の関係について】

- ・ 「権利」と「責務」とは、お互いに補完する関係にあると言えるが、現実的に一番大きな問題は、参加する人が少ないということであり、「市民が市政に関心をもつ」ということが、一番重要である。
- ・ 「権利」については、常日頃から問題になることではなく、権利が侵害されること等がないように「確保」しておく、という性格のものと言える。

【その他の意見：まちづくりについて】

- ・ 「市政に参画する権利」と「まちづくりを自主的に行う権利」とは、範囲は違うが似たような内容である。
- ・ 「まちづくり」の内容としては、シャッター通りになってしまった商店街をどうしようとか、街灯がない暗い道を何とか明るくしたいということが思い浮かぶ。その主体としては、自治会や商工会議所等になるのかもしれないが、行政とも連携を取って進めなければならない。
- ・ 「まちづくり」は、市と市民の協働で行うということで良いのではないか。
- ・ 「まちづくり」という言葉で議論することは難しいが、実際に例を思い浮かべるとも結構大変である。さまざまな現実を、他のグループからも出してもらい、「まちづくり」の実態をはっきりさせて、条例の内容、言葉にしていくことが大事だ。

【その他の意見：まちづくりを「自主的」に行う権利と「主体的」にまちづくりに参加する責務について】

- ・ 「自主的」と「主体的」とは意味する内容は違うが、ここでは分ける必要はない。「主体的」にと揃えておいて良い。

【その他の意見：まちづくりの情報共有について】

- ・ 「市政に関心を持つ」ことは、市民の責務であるが、「まちづくりの情報を共有する」ことは、市民の責務ということにはならない。「共有」ということは、市民と市という2つの立場が「共有する」ということを指す。

## ⑥参加・協働

### 2) 協働

#### 《条例に盛り込む内容》

- ・ 「地域的な課題」を「市の課題」とする。

#### 《解説・背景》

- ・ 文案無し

#### 【文案修正の理由】

- ・ 市民にとって分かりやすい言葉であるが、協働の範囲が全市に及ぶことも当然ある。

#### 【その他の意見：公共の言葉について】

- ・ 「公共」という言葉が曖昧なので、スッキリさせたいが、「公共」という言葉は、前文や他の箇所でも使われていることから、「まちづくり」と同じように、その中味をさらに積み上げて、より明確に説明できるように議論を続けて、その結果として、最も適切な言葉を選びとるようにすれば良い。すぐに、「公共」という言葉は使わない、「新しい公共の原則」は削除するというつもりではない。

## ⑦コミュニティ

#### 【その他の意見：コミュニティという言葉について】

- ・ ここで使われている「コミュニティ」という言葉は、「活動」や「組織体」であり、参加・協働グループの議論で出てきた一般名詞的な使い方とは、趣が異なっている。
- ・ 「行政は地域にできることは地域に任す」ということなど、「市民の権利」や「協働」の箇所で議論した方向とは違った結論になるのかもしれない。
- ・ 読めば分かるように思うが、心に留めておく内容となると何なのだろうかとも思う。ずっと心に留めておきたい重点となるところを、最初に方向付けしてもらおうと良い。

#### 【その他の意見：行政という言葉について】

- ・ 「行政は」という表現が出てくる。これまでは、「市は」と表現していたところである。全体を通して整理する必要がある。

## ⑧行政

#### 【行政の文案全般に対する意見】

- ・ これより前の部分と比べて、内容や言葉遣いが急に変わってくるように感じる。
- ・ 久喜市には、「すぐやる課」というところはあったのか（支所の市民税務課）。そういった内容は、どこに反映されることになるのだろうか。

### 2) 透明性の確保・説明責任

#### 《条例に盛り込む内容》

- ・ 文案無し

#### 《解説・背景》

- ・ 文案無し

#### 【その他の意見：市民目線の重要性】

- ・ 透明性の確保ということでは、「行政手続き」「説明責任」とも、「市民の目線で」ということが重要で、そのことを最初に掲げておきたい。
- ・ 「説明責任」については、「政策の立案段階から情報発信をしっかりと行います。」と「各段階で市民にわかりやすく、工夫して説明しなければならず、その説明責任

を有します。」の2項目からなっている。市民の目線で、情報発信、説明をするということを簡潔に表現すれば良い。

- ・ 旧久喜市自治基本条例では、「市は、政策の立案、実施、評価等の各段階において、その内容を市民にわかりやすく説明するよう努めなければならない。」となっている。

### 3) 行政評価

#### 《条例に盛り込む内容》

- ・ 文案無し

#### 《解説・背景》

- ・ 文案無し

#### 【その他の意見：総合振興計画と行政評価の順序】

- ・ 「総合進行計画との整合性を図りながら、行政評価を行う必要があります。」とあるが、旧久喜市自治基本条例では「行政評価を実施し、その結果を…総合振興計画の進行管理に反映させるとともに」となっていて、内容の順序が逆転している。
- ・ ここでは、どういう議論の経過であったのだろう。

### 5) 市長

#### 《条例に盛り込む内容》

- ・ 文案無し

#### 《解説・背景》

- ・ 文案無し

#### 【その他の意見：市民の信託と市政執行】

- ・ 「誠実かつ迅速に業務を遂行するものとします。」とあるが、あとで、市職員の項目があることから、「市民の信託に応え、」ということでは十分ではないか。
- ・ 旧久喜市自治基本条例では、その部分は、「誠実に市政を執行する責務を有する。」となっている。
- ・ 「市長と副市長の役割分担を明確にする必要」は大事な指摘である。

## 2. その他

無し

## 2. 「コミュニティ」グループ

### 1. たたき台について

#### ①前文

##### 《条例に盛り込む内容》

- ・ 文案無し

##### 《解説・背景》

- ・ 文案無し

##### 【その他の意見：地方自治の再構築の表現】

- ・ 2段落目の6行目の「地方自治の再構築」というと、今までのものをどこかに置いて、新たに作り直すというように受け取れる。
- ・ 地方分権が始まって、10年が経っており、既にいろいろ取り組まれている。今までやられてきたことを基にして、作り上げていくことだと思うので、再構築は違和感を覚える。
- ・ 「確立」「発展」なども考えられるが、適切な言葉がないので、起草委員会に検討を委ねる。

#### ②目的

##### 《条例に盛り込む内容》

- ・ 1行目の「行政及び議会の役割及び責務」は、後半の「役割及び責務」を「役割並びに責務」と修正する。

##### 《解説・背景》

- ・ 文案無し

##### 【文案修正の理由】

- ・ 「及び」が続くために「並びに」とする。

#### ③定義・基本原則

##### 1) 言葉の定義

##### 《条例に盛り込む内容》

(市民)

- ・ 1行目の「居住し、」を「居住、」と修正する。

(協働)

- ・ 2行目の「地域的な課題」を「公共的な課題」と修正する。

(新しい公共の原則)

- ・ 「新しい公共の原則」を「公共の原則」と修正し、新しい公共の内容を文書の中に表現する。

##### 【文案修正の理由：市民】

- ・ 「し」が続くために削除する。

##### 【文案修正の理由：協働】

- ・ 「地域的な課題」とすると、神社等のお祭りも入るので、条例にはなじまないこともある。

##### 【文案修正の理由：新しい公共の原則】

- ・ タイトルの「新しい公共」という言葉は、分かりにくい。
- ・ 「新しい公共」という言葉は、使われてから既経っていて、その視点から事業も取り入れられている。
- ・ 例えば、「行政が専ら行う行政サービスに加え、これからの公共サービスは、市民及び市が協働による自治の基で、それぞれ適切に役割分担し、市民が公共サービスの一翼を担い、公共サービスの領域を広げることを言う」を参考に、起草委員会に委ねる。

**【その他の意見：「行政」の用語について】**

- ・ 3) コミュニティ活動への支援に出てくる「行政」についての定義を入れる。
- ・ コミュニティグループでは、「行政」の定義は「市長及び執行機関を言います。」となるが、他に使用している箇所との整合性を図る。

**【その他の意見：「市」の用語について】**

- ・ 市を「議会及び市長その他の執行機関」としているが、議会が含まれないところでも、「市」を使用しているように取れるので、精査して欲しい。

**④市民**

**1) 市民の定義**

《条例に盛り込む内容》

- ・ 1行目の「居住し、」を「居住、」と修正する。

**【文案修正の理由】**

- ・ 「し」が続くために削除する。

**【文案の削除】**

- ・ 市民の定義は、言葉の定義にあるので、ここから削除する方が良い。

**2) 市民の権利**

《条例に盛り込む内容》

- ・ 1行目を「市民は、この条例の目的を実現するため、市政に参画する…」と追加する。
- ・ 1行目の「まちづくりを自主的に行う権利」を「まちづくりを主体的に行う権利」と修正する。

**【その他の意見：まちづくりの権利と目的】**

- ・ 1行目の「まちづくりを自主的に行う権利」とあるが、まちづくりは広い意味で使われ、市民が行うそれぞれの活動が権利を主張すると混乱が生じる可能性がある。
- ・ 誤解を生まないためには、「～のために、～の権利がある」という権利の目的をわかりやすく示した文章形式がよい。

**3) 市民の責務**

《条例に盛り込む内容》

- ・ 目的にある「個性豊かで活力に満ちた安心・安全な地域社会」としたらどうか。

《解説・背景》

- ・ 2つ目の文案は、「本例は…」を「本条例は…」に修正する。

### 【文案修正の理由】

- ・ 1行目の「豊かな地域社会」は漠然として、市民には分かりにくい。より具体的な表現にしたらいと思う。

### 【修正文案に対する意見】

- ・ 「豊かな」の表現より良いが、少し長いと思う。
- ・ 「豊かな」の中には、心の豊かさもあり、それがわかるように表現する。
- ・ 「豊かな」の内容を、みんなの思いを入れて熟語的に表現する。
- ・ 「豊かさ」を表す言葉として、安心・安全を一言で言うと、“平和”と思う。
- ・ キーワードを探して、表現するとよいだろう。
- ・ この趣旨を活かしてもらい、起草委員会に委ねる。

## ⑤情報共有

### 2) 個人情報の保護

#### 《条例に盛り込む内容》

- ・ 文案無し

#### 《解説・背景》

- ・ 文案無し

### 【その他の意見：個人情報の保護に対する意見】

- ・ 現在、県では、個人情報保護条例の見直しを行っている。
- ・ 緊急時や、一人暮らしの高齢者、障がいを持つ人々へ、見守りや介護等の手が届かないことが起きており、その視点からの見直しが進められている。
- ・ それに併せて、市の条例が見直される可能性が大きいので、この部分は、市の担当の箇所と調整し、内容を検討する必要があると思う。

## ⑥参加・協働

### 2) 協働

#### 《条例に盛り込む内容》

- ・ 2行目の「地域的な課題」を「公共的な課題」と修正する。

#### 《解説・背景》

- ・ 文案無し

### 【文案修正の理由】

- ・ 協働の定義との整合性を図る。

### 【文案の削除と文案の挿入】

- ・ この部分は、言葉の定義にあるので、削除してよい。
- ・ 3) 協働提案制度の推進（“市民の行政への参加”に変更となる）の2つ目の文案を、ここに移動し、挿入する。併せて、解説・背景の部分もここに移動する。

### 3) 協働提案制度の推進

#### 《条例に盛り込む内容》

- ・ 2つ目の文案を、2) 協働に移動し、挿入する。

#### 《解説・背景》

- ・ 併せて、解説・背景の部分も2) 協働に移動する。

### 【その他の意見：タイトルの変更と文案の移動】

- ・ タイトルの「協働提案制度の推進」を「市民の行政への参加」とする。
- ・ この部分は、行政の項目の箇所に移動した方が良い。

## ⑦コミュニティ

### 1) 久喜市のコミュニティ

#### 《条例に盛り込む内容》

- ・ 1つ目の文案の「（特にお年寄り等）」は、（特にお年寄り等）」を削除する。
- ・ 1つ目の文案の「力を合わせて」の後に「自主的に」を挿入する。
- ・ 3つ目の文案に、「市民は、地域の自主的な課題解決のため、コミュニティづくり及びコミュニティ活動に関心を持ち、自発的に参加するよう努めるものとする。」（旧条例の21条1項）を挿入する。

#### 《解説・背景》

- ・ 文案無し

#### 【文案修正の理由：特にお年寄り等】

- ・ お年寄りだけではなく、子どもや障がいを持つ人も市民の中に含まれる。

#### 【文案修正の理由：3つ目の文案】

- ・ 市民には、コミュニティ活動に関心を持ち、参加していく役割もある。

### 2) 久喜市のコミュニティの定義

#### 【文案の削除】

- ・ 言葉の定義に同様の文案が記述されているので、ここから削除する。

## ⑧行政

### 4) 財政

#### 《条例に盛り込む内容》

- ・ 1つ目の文案の「中長期的な視点から」を、「短期的、中期的なそれぞれの趣旨に合わせた視点から」と修正する。

#### 《解説・背景》

- ・ 文案無し。

#### 【文案修正の理由】

- ・ 短期的な視点も重要である。

### 6) 市職員

#### 《条例に盛り込む内容》

- ・ 1つ目の文案で、「全体の奉仕者として」は、削除する。
- ・ 1つ目の文案で、「市の利益のために」を「市民の利益のために」と修正する。
- ・ 3つ目の文案で、「縦割りの意識でなく」の前段に、「必要な行政改革を積極的に  
行い、縦割りの意識でなく…」と修正する。

#### 《解説・背景》

- ・ 文案無し

#### 【文案修正の理由：全体の奉仕者】

- ・ 全体の奉仕者という言葉は、地方公務員法にも記載されている。

#### 【文案修正の理由：市民の利益】

- ・ 「市」の定義との整合性を図る。

**【文案修正の理由：3つ目の文案】**

- ・ 職員は、日々の行政運営の直接の責任者であり、行政運営を効率的に効果的に常に改善していく役割がある。職員には、意識改革だけでなく、行政改革を積極的に行う責務があると考ええる。

**7) 意見・要望・苦情等の対応**

**《条例に盛り込む内容》**

- ・ 1つ目の文案で、「市民の要望、苦情等の内容を、市民全体の利益のために公共の視点から施策や事業に反映し」と修正する。

**《解説・背景》**

- ・ 文案無し

**【文案修正の理由】**

- ・ 「市民の要望、苦情等の内容を施策や事業に反映し」とすると、市民の要望・苦情が全て施策や事業に反映するようにとられる危険もある。

**【その他の意見：第三者機関】**

- ・ 要望・苦情に対応する、第三者機関は必要ではないか。
- ・ そうなると、迅速な対応にならないこともある。

**⑨議会**

**1) 議会の役割**

**《条例に盛り込む内容》**

- ・ 4つ目の文案で、「最少で最適な議員数」を「最適な議員数」と修正する。

**《解説・背景》**

- ・ 文案無し

**【文案修正の理由】**

- ・ 「最少で最適な議員数」とあるが、最適なものが最少とは限らない。最適なことが重要である。

**⑩条例の実効性担保運用**

**3) 検証および見直しの組織**

**《条例に盛り込む内容》**

- ・ 1つ目の文案で、「市民で構成される組織を設け、」を、「市民や専門家等の中立的な第三者で構成される組織を設け」の表現にする。

**《解説・背景》**

- ・ 文案無し

**【文案修正の理由】**

- ・ 自治基本条例の検証を行うとなると、この条例に関することは、行政の全般に渡り、議会にも関連する。法的なものや専門的な知識も要求される。
- ・ 市民だけで構成される組織で検討することは問題が生じると考える。
- ・ 学識経験者や第三者の専門家等の中立的な人の参加が必要と思う。

### 3. 「行政」グループ

#### 1. たたき台について

##### ①前文

###### 《条例に盛り込む内容》

- ・ 1段落目の1～2行目の「市域全域」を「市全域」とする。
- ・ 1段落目の4行目の「交通体系」を「交通網」とする。
- ・ 1段落目の4行目の「良好な交通体系」の「良好な」は削除でも良いのではないか。
- ・ 1段落目の5行目の「伝統・文化と、」を「伝統・文化、」とする。
- ・ 4段落目の3行目の「平和」を「安心・安全」とする。

###### 【文案修正の理由：1段落目1～2行目】

- ・ 「市域全域」よりも「市全域」の方が分かりやすい。

###### 【文案修正の理由：1段落目4行目】

- ・ 「体系」という表現よりは「網」の方が適当である。

###### 【文案修正の理由：1段落目4行目】

- ・ 「良好な」は無くても意味が通じる。

###### 【文案修正の理由：1段落目5行目】

- ・ 「伝統・文化」とその後の「教育に熱心な風土」をつなげる。

###### 【文案修正の理由：4段落目3行目】

- ・ 現代において「平和」よりも「安心・安全」を使う方が適切である。

###### 【その他の意見：前文について】

- ・ 2段落目の5行目の「事態を招来し、」は表現としておかしくないだろうか。
- ・ 2段落目の最後の「中央集権型の…」の文章を、2段落目の最初へ持っていく。
- ・ 4段落目の「平和で…」からを改行し、5段落目として条例を制定する意思表示の文章とする。
- ・ 2段落目の文章が長すぎる。

##### ②目的

###### 《条例に盛り込む内容》

- ・ 1行目は「行政及び議会の役割及び責務」を「行政・議会の役割と責務」とする。
- ・ 4行目の「安心・安全な」を「誰もが安心・安全で暮らせる」とする。

###### 《解説・背景》

- ・ 文案無し

###### 【文案修正の理由：1行目】

- ・ 「及び」が連続している。

###### 【文案修正の理由：4行目】

- ・ 誰もが安心・安全で暮らせるまちとしたい。

###### ・ ③定義・基本原則

###### ・ 1) 言葉の定義

###### ・ 《条例に盛り込む内容》

(新しい公共の原則)

- ・ 「協働による自治の下で」ではなく「協働による自治の基で」ではないか。
- ・ この定義はこのままで良い。

(市)

- ・ 市の定義はこのままで良い。

《解説・背景》

- ・ 文案無し。

【文案修正の理由：新しい公共の原則】

- ・ これからの久喜市の基本となる条例のため、「下」ではなく「基」とすべきではないか。

④市民

2) 市民の権利

《条例に盛り込む内容》

- ・ 文案無し

《解説・背景》

- ・ 文案無し

【その他の意見：まちづくりを自主的に行う権利】

- ・ 違和感があるために、この部分だけ削除したらどうか。
- ・ 「まちおこし」が良いのではないか。
- ・ 「自主的」としているため、このままでも良いのではないか。

⑥参加・協働

4) 附属機関（審議会等）への市民の参加

《条例に盛り込む内容・行政グループの案》

- ・ 2つ目の文案は、「積極的に参加する市民のためにも」を「市民参加を促進するため」とする。

《解説・背景》

- ・ 「テーマに合致する市民を委員に入れる」を追加する。

【文案修正の理由】

- ・ 市民参加を促進させることを明確にする。

⑧行政

1) 計画性のある市政運営

《条例に盛り込む内容》

- ・ 1つ目の文案は、「市は、自治基本条例の下、総合振興計画との整合性を図ります。」とする。
- ・ 2つ目の文案は、「必要に応じて見直します」を「定期的な見直しが必要です」とする。
- ・ 3つ目の文案は、「市民を入れた形で行い」を「市民を参画して行い」や「市民参加の下に行い」とする。

《解説・背景》

- ・ 文案無し

【文案修正の理由：1つ目の文案】

- ・ 自治基本条例があつて総合振興計画があることを明確にする。

**【文案修正の理由：2つ目の文案】**

- ・ 必要に応じてという曖昧な表現ではなく、定期的と明確にする。

**【文案修正の理由：3つ目の文案】**

- ・ 「入れた」とする表現は行政サイドからの見方のため、表現を改める。

**【その他の意見：他を規制することへの懸念】**

- ・ この条例が、他を規制するような内容になるのはどうかと考えられる。

**2) 透明性の確保・説明責任**

**《条例に盛り込む内容》**

- ・ 1つ目と2つ目の文案を一本化し、「市は、市民の権利と利益の保護のために、市の申請等の基準と手続きを明らかにし、透明で公正な行政手続きの確保に努めます。」とする。
- ・ 3つ目と4つ目の文案を一本化し、「政策の立案段階から情報発信をしっかりと行い、各段階で市民に分かりやすく、工夫して説明しなければならず、その説明責任を有します。」とする。
- ・ 説明責任の文案には旧条例の第11条をそのまま使い、「市は、政策の立案、実施、評価等の各段階において、その内容を市民に分かりやすく説明します」とする。

**《解説・背景》**

- ・ 文案無し

**【文案修正の理由：1つ目と2つ目の文案】**

- ・ この部分は透明性の確保を表しており、一本化する方が分かりやすい。

**【文案修正の理由：3つ目と4つ目の文案】**

- ・ この部分は説明責任を表しており、これも一本化すると分かりやすい。

**【項目を分ける必要性】**

- ・ 「透明性の確保」と「説明責任」は項目別にする必要がある。

**3) 行政評価**

**《条例に盛り込む内容》**

- ・ 2つ目の文案は、「反映させ、」を「反映させるとともに、」とする。
- ・ 3つ目の文案は、「行政評価では、」を「行政評価は、」とする。
- ・ 4つ目の文案は、「事業仕分け」を「事業見直し」の言葉に変える。
- ・ 2つ目と3つ目の文案の順番を入れ替える。

**《解説・背景》**

- ・ 文案無し。

**【文案修正の理由：2つ目の文案】**

- ・ 反映と公表を分けるのではなく、連続したものと表現する。

**【文案修正の理由：3つ目の文案】**

- ・ 「行政評価は」と、断定の表現とする。

**【文案修正の理由：4つ目の文案】**

- ・ 事業仕分けは現在、流行の感があるが、今後、全国で継続されるかどうかは分からない。また、表現は強いなら変える必要があると思われる。

#### 【その他の意見：言葉の使い方】

- ・ 「行政評価」とは何を指すのか、その定義が分かりにくい面がある。
- ・ 「事業仕分け」の言葉をどうするか。

#### 4) 財政

##### 《条例に盛り込む内容》

- ・ 1つ目の文案は、「最少の経費で最大の効果を上げるように努め、」を削除する。ただし、「最少の経費で最大の効果を上げるように努め」の文案は、「市の責務」で活かす。

##### 《解説・背景》

- ・ 文案無し

##### 【文案修正の理由】

- ・ 「最少の経費で最大の効果」と「効率的で効果的な財政の活用」は同様の意味である。

#### 5) 市長

##### 《条例に盛り込む内容》

- ・ 1つ目の文案は、「業務」を「市政運営」とする。

##### 《解説・背景》

- ・ 文案無し

##### 【文案修正の理由】

- ・ 市長が遂行するのは業務ではなく市政運営である。

#### 6) 市職員

##### 《条例に盛り込む内容・行政グループの案》

- ・ 1つ目の文案は、「全体の奉仕者」を「市民の奉仕者」とする。
- ・ 1つ目の文案は、「市の利益」を「市民の利益」とする。
- ・ 1つ目の文案は、「能力や技術等の向上」を「知識・技能の向上」とする。
- ・ 3つ目の文案は、「臨みます」を「遂行します」とする。

##### 《解説・背景》

- ・ 文案無し

##### 【文案修正の理由：市民の奉仕者】

- ・ 法律では「全体の奉仕者」とされているが、久喜市の条例であるため、「市民の奉仕者」とする。

##### 【文案修正の理由：市民の利益】

- ・ 「市」の定義の関係から、このままでは整合性が図れない。

##### 【文案修正の理由：知識・技能の向上】

- ・ 旧条例でも「知識・技能」としており、ここでもその用語を使用する。

#### 7) 意見・要望・苦情等への対応

##### 《条例に盛り込む内容》

- ・ 1つ目の文案は、「保護に努めます」で切り、それ以降の「市民の要望…」を一文とする。

≪解説・背景≫

- ・ 文案無し

【文案修正の理由】

- ・ 文案が長いために、途中で切った方が分かりやすい。

2. その他

【「分かる」の表記方法】

- ・ たたき台では「分かる」となっているが、「分かる」は他にも、「解かる」や「わかる」と表記される場合がある。今回の提言書ではどう表記すべきか。

# (仮称)久喜市自治基本条例策定 第7回 ワークショップ記録

日 時	平成23年5月15日(日) 9:30~12:55
場 所	久喜市役所4階 第3~6会議室
参加者	市民ワークショップメンバー: 32名 久喜市議会議員: 11名 久喜市自治振興課: 8名 株地域総合計画研究所: 5名
次 第	1. 開会 2. 報告事項 3. グループ別検討 4. グループ別検討結果の発表 5. 閉会
配布資料	資料1 提言書の書式について 資料2 提言書 素案 資料3 住民投票に関する資料 報告1 第6回 ワークショップ記録 報告2 第1~8回 起草委員会記録 報告3 (仮称)久喜市自治基本条例ワークショップ・ニュース 第2号(案)

## ○記録の要旨

### 1 開会

- ・ 部長あいさつ。
- ・ 配布資料の確認。
- ・ 本日の進め方の説明。
- ・ 終了時間の確認。
- ・ 議員の紹介後に、各議員がグループ別に着席。

### 2 報告事項

- ・ 起草委員会でのこれまでの検討内容を、資料に基づいて説明する。

- ・ ワークショップ・ニュース第2号の配布の案内を行う。

### 3 グループ別検討

- ・ グループに分かれ、素案を基に各担当テーマの文案の精査・検討を行った。
- ・ グループ別に、住民投票と危機管理について検討を行った。

### 4 グループ別検討結果の発表

- ・ グループ内のワークショップメンバー（またはグループの進行役）により、検討内容の発表を行った。
- ・ 提言書における住民投票の表記について、全体で討議を行った。結論は出せなかったため、起草委員会で再検討することとした。
- ・ 提言書の書式は、【条例に盛り込む内容】及び【解説・背景】の他に、「はじめに」や「参考資料」を付けることとし、詳細は起草委員会に委ねることで概ね合意された。

### 5 閉会

- ・ 次回の日時と会場を確認した。

## 1. 「参加・協働」グループ

### 1. 「1. 前文」

- ・ “条例に盛り込む内容” は分かりやすくなって良かった。

### 2. 「3. 定義・基本原則」

#### 1) 定義

##### 【新しい公共の原則】

- ・ “解説・背景” の説明は分かりやすい。
- ・ 「前文」にあるように、「時代が大きく変貌し、地方自治の再構築が要請されている」ことなどを受けた内容を指していると思われる。
- ・ しかし、「条例に盛り込む内容」の表現では、いきなり「新しい」という言葉が付いてくることから、「古い公共の原則」ということがあるのか、普遍的な「公共の原則」とは何なのかといった余分な疑問も出てきてしまう。
- ・ 「新しい公共の原則」という言葉自体、少し使い古されて来ているようにも感じられる。（議員）
- ・ 今現在の必要な公共の原則と、今後に創り上げていくべき公共の原則という内容にすることが求められていると考える。
- ・ 意味が明解ではない新しい言葉はできるだけ避けたい。定義の必要な言葉は増やさない方がよい。

### 3. 「5. 情報共有」

#### 1) 情報の公開及び共有

##### 【公文書の公開制度と情報公開】

- ・ “条例に盛り込む内容” の1項目で、「公文書の公開制度を確立する」とあるが、制度的には「確立」されているはずであり、適切な「管理、運営をしていく」ことが重要である。
- ・ 「公文書の公開制度」が確立されていたとしても一方通行の情報公開で、情報共有が完成しない場合もあり、市民の側からの「知る権利」、「情報公開を求める権利」を明記しておくことが必要である。
- ・ 情報共有ができていないときの市民側の拠り所となる条文が必要である。記述する場所としては、「情報共有」の中とすることもよいが、「市民の権利」のところに書き込むことなども考えられる。

##### 【情報の有効活用の整理】

- ・ “条例に盛り込む内容” の2項目は、“3) 情報の有効活用等” の“条例に盛り込む内容” とほぼ同じ内容であり、“3) 情報の有効活用等” に移動して整理した方がよい。

##### 【総合的な情報化の内容】

- ・ “条例に盛り込む内容” の2項目の1行目にある「総合的な情報化」という言葉の内容がよく分からない。「総合的な」を取り除いた方がよい。

### 【市民の持つ情報の内容】

- ・ “条例に盛り込む内容”の3項目の「市民の持つ情報を積極的に提供していく」は、個人情報的な内容をイメージしてしまうが、ここでは市民が感じている地域での問題状況など、場合によると苦情と取られるような内容とも理解しておくべきであろう。

### 3) 情報の有効活用

#### 【情報の有効活用の整理】

- ・ “1) 情報の公開及び共有”の2項目と併せて整理する。
- ・ 市の持っている情報と市民の持っている情報との両者を互いに共有して活用する、ということをつかりやすく表現できれば良い。(議員)
- ・ 実際の問題として、震災時などの住民の安否確認のためのリスト作りでは、行政の持っている情報が個人情報ということで使えないということで、大変な労力と時間を費やしている。

## 4. 「6. 参加・協働」

### 2) 市民の行政への参画

#### 【予算と市民参加】

- ・ “条例に盛り込む内容”には「政策の立案」「各段階において市民が参画できるよう」とあるが、実際に市民が知るのは予算化された後の場合がほとんどであり、現実的には難しいことである。そのことを、“解説・背景”の中では触れておいて欲しい。
- ・ 予算は検討の段階で市民に公開されている。その段階で、住民直接請求などの手立てを取ることができる。(議員)
- ・ 次の“3) 附属機関(審議会等)への市民の参加”ということも、政策立案段階への市民参加のひとつと考えられる。(議員)

### 3) 附属機関(審議会等)への市民の参加

#### 【基本条例としての内容】

- ・ この項目は、市民参加条例で定める内容であり、基本条例としての「自治基本条例」の内容とは少し趣を異にしている。

#### 【主語の明確化】

- ・ この項目は、主語が明記されていない。「努めます」や「審査します」という主体をはっきりさせる必要がある。

#### 【市民の多様な意見と無作為抽出】

- ・ “条例に盛り込む内容”の1項目の1行目の「多くの市民」、2項目の「公募委員数の枠の拡大」など、人数的な内容が目立つが、市民の持つ多様な意見が反映されることが重要である。(議員)
- ・ 市民の思いが伝わるようにということで、公募ではなく無作為抽出による委員の選任をという意見もあった。(議員)

## 5. 1 1. 住民投票について

### 【個別型か常設型か】

- ・ 個人的に常設型には反対である。弊害が多く、住民投票の必要な大きな問題となれば、個別型でも十分に対応可能である。（議員）
- ・ 合併後のまちづくりの方向や震災復興などの大きな事案があるときに、住民投票を行いやすくしておくことが大切である。常設型が良い。弊害があるということに対しては、むやみに濫用できないような内容にしておけば済むことである（議員）。
- ・ 限られた時間での議論で、グループとしての結論を出すことはできない。

## 6. 危機管理について

### 【文案の整理】

- ・ “条例に盛り込む内容”の1項目と2項目はほとんど同じ内容である。まとめても良い。

### 【連携の内容】

- ・ “条例に盛り込む内容”の2項目の「連携」というのは、例えば今回の地震における液状化に対して市としてどういうことができるかといった場合に、連携を図るというイメージだと思う。（議員）
- ・ “条例に盛り込む内容”の2項目は当たり前のことで、連携できるところと連携していけば良い。

## 7. その他

- ・ その他の項目については、起草委員に一任する。
- ・ 全体的な構成として条文は少なく、文章は短くと考えていたことから、できるだけ、まちづくりに必要な範囲とすることを希望する。
- ・ 例えば「努めるものとします」と「努めます」などの言葉の整理も必要である。
- ・ 提言本文ではないが、PRや解説にあたって、絵や図を中心として簡潔に内容が伝えられる工夫が望まれる。

## 2. 「地域コミュニティ」グループ

### 1. 「3. 定義・基本原則」

#### 1) 定義

### 【コミュニティ】

- ・ 「～地域の課題解決に能動的に取り組む～」の「能動的」は理解がしにくい。
- ・ 「能動的」は抽象的で違和感がある。
- ・ 「能動的」は、辞書では「自己の作用を他に及ぼすこと、働きかけること」の意味で、この趣旨からすると、行政の支援との関係で矛盾が出てこないか。（議員）
- ・ 「能動的」を「積極的」にしたらどうか。
- ・ 文章全体がしっくりこないなので、旧久喜市などの条文を参考に全文を修正したら良いと思う。

#### 《条例に盛り込む内容》

- ・ 「多種多様な活動への参画を通じて形成される組織及び集団が、その連携により地域課題に自主的に取り組む人と人とのつながりをいいます。」と修正する。

#### 【新しい公共の原則】

#### 《条例に盛り込む内容》

- ・ 「…適切に役割分担する…」を「…適切に公共の領域を担うことを新しい公共の…」と修正する。

## 2. 「7. コミュニティ」

### 1) コミュニティ

#### 【主語の明確化】

- ・ “条例に盛り込む内容”の1項目の主語を明確にするために、最後の“コミュニティ活動”を最初に持ってきた方が分かりやすい。
- ・ “条例に盛り込む内容”の2項目の「行政」を「市」にする。コミュニティ活動は、議会・議員も一緒に支援し、協働しながら行っていく内容なので、執行機関だけの役割ではなく、議会の役割でもある。（議員）
- ・ “解説・背景”の5・6項目の「行政」を「市」にする。（議員）
- ・ 議員の意見を取り入れ、「行政」を「市」に修正する。

#### 《条例に盛り込む内容》

- ・ 1項目を「コミュニティ活動は、安全・安心で市民が～役割を担っています。」と修正する。
- ・ 2項目の主語を「行政」から「市」に修正する。

#### 《解説・背景》

- ・ 5項目と6項目の主語を「行政」から「市」に修正する

#### 【自発的の印象】

- ・ “条例に盛り込む内容”の3項目の「自発的に参加するよう努める」は、自発性を強要しているように取られる心配がある。
- ・ 「自発的」を「積極的」にしたらどうか。
- ・ 「積極的」でも、強要しているイメージがぬぐえない。
- ・ 「参加するよう努める」を「参加することが出来る」にしたらどうか。（議員）
- ・ 「参加することが出来る」では、表現が弱い感じがする。出来たら、一歩前進する形にしたい。
- ・ 自発的にを削除したらどうか。

#### 《条例に盛り込む内容》

- ・ 「自発的に」を削除する。

#### 【地域の自主的な課題解決】

#### 《条例に盛り込む内容》

- ・ “条例に盛り込む内容”の3項目の「地域の自主的な課題解決のため」は、1項目にも同様な表現があり削除する。

### 【市民が主役のコミュニティ】

- ・ “条例に盛り込む内容”の順番で、2項目と3項目を入れ替える。コミュニティは市民が主体で進めるべきものであり、行政はそれを補助する立場なので、市民を先に表現する。

#### 《条例に盛り込む内容》

- ・ 2項目と3項目の順番を入れ替える。

#### 【解説・背景の整理】

- ・ 各項目とも、盛り込む内容の解説文章と背景説明の文章が混同しているので、解説の文章を盛り込む内容に順番に合わせて前に持ってきて、背景の説明となる文章を後に持ってくる。
- ・ 同様の意味で、解説・背景を分類した方が良い。（議員）

#### 《解説・背景》

- ・ 順番を入れ替え、2項目を6番目に持っていき、順次、繰り上げる。

#### 【コミュニティの位置づけ】

- ・ “解説・背景”の1項目の「位置づけます」を「位置づけています」とする。新たに位置づけるようなことではなく、今までもコミュニティ活動をこのような趣旨で位置づけていた。（議員）
- ・ 確かに「位置づけます」では今まで何もしてこなかった趣旨に取られるので、「位置づけています」が良いと思う。

#### 《条例に盛り込む内容》

- ・ 1項目の「位置づけます」を「位置づけています」とする。

#### 【補助金と権限】

- ・ “解説・背景”の5項目の「補助金や権限」の表現は、具体的にどのような内容か分かりにくい。
- ・ 「権限」の範囲をどこまでとしているのか、それを理解していないと混乱すると思う。（議員）
- ・ 権限の内容としてイメージされるのは、コミュニティ施設の管理運営を地域に移管することなどである。施設のランニングコストは市が持つことになる。
- ・ 権限というと、市民はもっと大きな行政権限などをイメージするので、ここでは表現が適当でないと思う。
- ・ 「補助金」について、今は使い方や配分を市が決められているが、地域から見るとそれが実態にそぐわずに苦労している面がある。地域の実情に応じて補助金の使途や分配を決めるなど、もう少し詳しい表現にした方が市民には誤解が生じにくく、適切かもしれない。

#### 《解説・背景》

- ・ 5項目の「権限」を「役割、機能」とする。
- ・ 5項目の「補助金」を「補助金の配分」にする。

#### 【実現への取り組み】

- ・ “解説・背景”の6項目の「めざします」を「めざしています」とする。1項目と同じ理由で、今までも市はめざしていた。（議員）

- ・ 今までめざしてきて、これからも引き続きめざしていくことを示す趣旨から「めざしています」が良い。

#### 《解説・背景》

- ・ 6項目の「めざします」を「めざしています」とする。

### 2) コミュニティ活動への支援

#### 【活動支援と市民参加条例】

- ・ コミュニティ活動支援については、どこでそれを具体的に受けて行うのか、この条例の文面では不十分と感じた。
- ・ 市には市民参加条例や市民活動推進条例があり、現在、各種のコミュニティ活動団体が補助金を受けている。
- ・ 市民活動推進条例等が市にはあるが、それとの関係を示す必要はないか。（議員）
- ・ 自治基本条例の考え方を受けて支援を行うための根拠となるものが明確にならなく、この条例を受ける形の市民参加条例や市民活動推進条例との関係を明確にする必要があるだろう。
- ・ “条例に盛り込む内容”の1項目の「行政」については、補助金等の予算執行権は行政にあるので、ここは「行政」が良い。（議員）

#### 《条例に盛り込む内容》

- ・ 1項目の語尾部分を「活動補助金等の支援を行うため、別に条例に定めるものとします。」とする。

#### 《解説・背景》

- ・ 項目の順番について、1)での入れ替えを受けて、1項目を3番目に移動して順次繰り上げる。

### 3. 「11. 住民投票」

#### 1) 住民投票の必要性及び形式

#### 【市民が出来ることの宣言】

- ・ 久喜市の合併の時に、住民投票をやるべきかどうかで議会も分かれた。そのようなこともあり、住民の意思を反映するためには住民投票は大事なことだと思う（議員）。
- ・ “条例に盛り込む内容”の1項目の「市長は・・・住民投票を実施します」は、市長の権限があまりにも大きくなる感じがする。また、市民が主体であることを考えたら、市民を主語にして、市民はできるという趣旨の宣言にする。

#### 《条例に盛り込む内容》

- ・ 1項目を「市民は、市政に関する重要な事項について市民の意思を明確にし、市政に反映するため、住民投票を実施することができます。」とする。

#### 【個別型か常設型か】

- ・ 両論併記ではなく、どちらかにして提案するのが良いだろう。
- ・ 常設型が良いと思うが、濫用を避ける内容にすべきで、別途定めることになる条例の内容は十分検討して欲しい。

- ・ 個別型が良いと思う。市議会は市民から選ばれた議員で構成されているので、本来、市議会は市民の意向を反映したものになるはずだ。
- ・ 常設型は、デメリットとして資料では濫用の心配があり費用負担に問題があるとあるが、10年先、20年先のまちの将来の方向を決まるのであれば、費用がかかっても住民投票をやるべきと思う。市長や議会の判断でそのようなときに住民投票をやらないのは将来に禍根を残す。常設型が良いと思う。しかし、濫用を防止する仕組みは必要であると思う。
- ・ 合併の時、住民投票をしなかった市長や議会の動きは、市民の意向と合っていないという感じがした。あの時の市民は、住民投票を望んでいた人が多かったと思う。そのようなこともあるので常設型が良いと思う。（議員）
- ・ 常設型で、請求要件のハードルを高くする。
- ・ 議論が少なく、判断がつかないので保留にするのが良いと思う。
- ・ メンバーの意見は常設型5人、個別型1人、保留1人（参加議員2名は除く）であるが、私は個別型の提案に確たる思いがあるわけではなく、他の皆さんは常設型が良いという意見が多く、濫用を防ぐことを明確にして常設型で提案されても良いと思う。
- ・ 保留としたのは、どちらも一長一短で判断が付かないが、住民投票ができる事が重要だと思うので、常設型が良いという意見も多く、グループが常設型で提案しても良いと考えている。
- ・ グループとしては常設型を提案する。

#### 4. その他

##### 【ワーキンググループへの提言書の示し方について】

- ・ 今回の提言書素案は分かりにくい。追加、削除、修正が分かるように示して欲しい。

### 3. 「行政」グループ

#### 1. 「8. 行政」

##### 1) 総合振興計画の策定

##### 【見直しに努めるとする表現】

- ・ “条例に盛り込む内容”の2項目で、「見直しに努めます」はきちんと行うという意味であり、逐条解説へその旨を記載してほしい。
- ・ この見直しの規定は必要である。見直しは議員の務めでもある。（議員）
- ・ 「見直しに努めます」は一般的であり、適切な表現である。（議員）

##### 《条例に盛り込む内容》

- ・ 素案の文案が良い。

##### 2) 透明性の確保・説明責任

##### 【計画の挿入】

- ・ 「政策」だけではなく「計画」の言葉も入れたい。

## 【条文と実際】

- ・ 基本的なスタンスとしては良い。（議員）
- ・ 文案はこれで良いが、実際として、広報に掲載してあるという対応だけではなく、職員によるフォローも必要である。

## 【主語】

- ・ 主語は「市」でも良いのではないか。（議員）
- ・ 予算の提出権は市長にあるため、「政策」の意味合いに予算が含まれる場合、「市」とするのはいかがか。（議員）

### 《条例に盛り込む内容》

- ・ 主語は素案のまま「行政」で、文案もこのままで良い。

### 3) 行政評価

#### 【“市民を入れた”の表記】

- ・ “条例に盛り込む内容”の3項目で、「市民を入れた」はきつい表現かもしれない。
- ・ “条例に盛り込む内容”の1項目と3項目は、意味合いとして重なっているように思われるが、ワークショップの意見として理解できる。（議員）
- ・ 行政には良い発想を行うことが求められるため、「市民を入れた」の表記は残しておいた方が良い。
- ・ 良いプレッシャーの意味でも、この表記は入れた方が良い。（議員）

### 《条例に盛り込む内容》

- ・ 素案の文案で良い。

### 4) 財政

#### 《条例に盛り込む内容》

- ・ 素案の文案で良い。

### 5) 市長の責務

#### 《条例に盛り込む内容》

- ・ 素案の文案で良い。

### 6) 職員の責務

#### 【横断的の現状】

- ・ この箇所は、別の法律に書かれている重要な事項である。特に、「横断的」な部分は弱いため、ここで記しておくことは良い。（議員）
- ・ 語尾が「しなければならない」と「責務がある」と2重になっているので、「責務がある」としたらどうか。

### 《条例に盛り込む内容》

- ・ 1項目で、語尾を「職務を遂行する責務があります」とする。

### 7) 意見・要望・苦情等への対応

#### 【公共の視点】

- ・ “条例に盛り込む内容”の1項目の「公共の視点」の意味は理解できるが、その前に「市民全体の利益のために」とあるため、「公共」は除いても良いのではないか。
- ・ 前段の「市民全体の利益のために」は目的で、後段の「公共の視点」は手段である。
- ・ 個人レベルの要望等も市民全体の利益となる場合もある。（議員）

### ≪条例に盛り込む内容≫

- ・ 1つ目の文案で、「市民全体の利益のために公共の視点から」を「市民全体の利益のための視点から」と修正する。

### 8) 行政手続き

#### 【届出と処分】

- ・ 旧条例と比較すると、“条例に盛り込む内容”で「届出」が抜けている。
- ・ “条例に盛り込む内容”の「処分」という言葉は分かりづらいかもしれない。（議員）
- ・ 「処分」はこのままで良いのではないか。
- ・ 主語が「市」となっているが、議会は行政手続きに関与できないため、主語に議会も含まれる「市」はおかしいのではないか。（議員）
- ・ それはおかしいので修正した方が良い。

### ≪条例に盛り込む内容≫

- ・ 「届出」がないため、「処分、不利益処分、行政指導、届出に関する」と修正する。
- ・ 主語を「行政」に修正する。

## 2. 住民投票について

#### 【個別型か常設型か】

- ・ 議会の議決を経ない常設型が良い。
- ・ 住民の直接請求権としての常設型が良い。（議員）
- ・ 個別型で問題ない。
- ・ 常設型だと案件を後回しにしたり、対応が慎重すぎたりするため、個別型の方が良い。（議員）

#### 【提言書における住民投票の表記】

- ・ グループ内でも意見が分かれているため、行政グループとしては「両論併記」での記載と考える。

## 3. 危機管理について

#### 【提言書への記載】

- ・ 合併後の新市において、防災計画やハザードマップはない。（議員）
- ・ 合併前の旧市町には防災計画等は存在した。
- ・ 「防災課」なるセクションがあっても良い。
- ・ 今般の東日本大震災の影響も考慮し、行政グループとして提言書へ項目として入れることに賛成。

#### 【久喜市の問題点】

- ・ 今回の震災で、防災無線が聞こえない問題点や、避難して来た方々を受け入れた後の市としての対応の欠点が初めて見えてきた。
- ・ 今回の震災や地震もそうであるが、今の久喜市で一番危機的なのは、利根川の氾濫である。利根川の堤防は弱いため、その水害対策をしっかりと行うことを逐条解説に入れてほしい。

### 【危機管理の文案】

- ・ “条例に盛り込む内容”の2項目で、市の役割として「情報の提供に努める」といったことが抜け落ちている。（議員）
- ・ 情報提供を入れた方がよい。

#### ≪条例に盛り込む内容≫

- ・ 2項目で、市は「情報の提供に努める」という文章を追加する。

## 4. その他

- ・ 未検討の部分については、起草委員会に一任する。

## 4. 「議会」グループ

### 1. 「9. 議会」

#### 1) 議会の責務

- ・ 全体として、記述されていることに賛成である。

#### 【告示の表現】

- ・ “条例に盛り込む内容”の3項目の「告示」という言葉は行政が使う言葉であり、用語としては相応しくないのではないか。（議員）
- ・ それなら修正した方がよいのではないか。

#### ≪条例に盛り込む内容≫

- ・ 3項目の「告示」は「公表」という言葉に修正する。

#### 【市民の福祉】

- ・ “条例に盛り込む内容”の4項目の「市民の福祉のために」とあるが、市民の福祉をどのようにしようとするのかが不明である。（議員）
- ・ 市民福祉の向上という表現にしたらどうか。

#### ≪条例に盛り込む内容≫

- ・ 4項目の「市民の福祉のために」は、「市民福祉の向上のために」と修正する。

#### 【適正な議員数】

- ・ “条例に盛り込む内容”の4項目の「適正な議員数により」から「最少で」という言葉を削除したことには同意するが、このことについて議員の意見を伺いたい。
- ・ 現在の久喜市の議員数は多いのではないかと思われる。議会にとって大切なことは最少の経費で最大の議会機能を発揮することだが、最大の議会機能を発揮するにも経費が必要であり、そのための議員経費は必要である。議員もボランティアで議員活動はできないし、仮に、ボランティア的に無償で議員活動を行うとすると、財政的にゆとりのある特定の人しか議員活動はできなくなる。（議員）
- ・ 地方自治体における二元代表制は将来も変わらないと思われる。「適正な議員数」ということについては、全体予算の枠の中で現在の議員定数が定められていると思うが、議員数は少し多いようにも思われる。具体的な議員数について、例えば小学校区に一人の議員数が良いのか、中学校区に一人の議員数が良いのかは分からないが、いずれにしても多様な市民の声を反映するためには一定の数の議員が必要と考

える。但し、議員の経費については、議会でも議論をする必要があると考える。（議員）

## 2) 議員の責務

- ・ 全体として、記述されていることに賛成である。

### 【議会での議論】

- ・ “条例に盛り込む内容”の1項目に「市民の意見を積極的に把握し、市政に反映するようにします」とあるが、市民の意見を100%反映するのが正しいこととは思っていない。間違った市民の意見もある。そこに、合議機関としての議会の役割があると考え。（議員）
- ・ 議員は、議員の責務として、市民の意見を積極的に聴くことの重要性があることからの提言としての表現になっているが、議員は議会ですっかり議論をすることの責務がある。したがって、「市民の意見を積極的に把握し」と「市政に反映するようにします」との間に、「議会でのしっかりした議論を踏まえて」といった議会の機能について触れた記述とする。
- ・ 行政の長にはリーダーシップが求められており、議会には合議制が求められている。しかし、議会の中でしっかりした議論が行われているかといえば、必ずしもそうではないのが現実かと思う。今後、議会と市長とがしっかりした議論を行うようにしていく必要があると考える。そうした必要性などを勘案して、新たな議会基本条例の制定を目指している。（議員）
- ・ 市民の意見を聴く努力はしているし、議員としての自らの考え、意見を述べることは行っている。しかし、予算編成権は議会にないので、多様なビジョンを打ち出すにしても一定の困難さがある。したがって、議会での議論をしっかり行っていくことが重要なことと考える。（議員）

### 《条例に盛り込む内容》

- ・ 1項目の「市民の意見を積極的に把握し、市政に反映するように努めるものとします」に「議会での十分な議論を踏まえて」を挿入し、「市民の意見を積極的に把握し、議会での十分な議論を踏まえて、市政に反映するように努めるものとします。」とする。

### 【議会報告会】

- ・ “条例に盛り込む内容”の2項目の「議会報告会」は議員が行うのではなく、議会として議会報告会を行うのではないか。したがって、主語は議員ではなく議会ではないか。（議員）
- ・ これまでの議会グループでの議論は、例えば会派としてはなく、一人一人の議員が自分の考えをもって「議会報告会」をしてもらいたいという思いがあって提言しているので、やはり主語は議員である。

### 【多様な手法の内容】

- ・ “条例に盛り込む内容”の3項目の「多様な手法により」とは、どのような手法を指しているのか。（議員）
- ・ テレビ中継による議会報告やウェブサイトによる議会中継である。例えば、伊豆市ではウェブ上で議会中継が見られるようになっている。

- ・ ウェブサイトによる議会中継は予算が掛かりすぎるとの判断から、できないという結果になっている。（議員）

## 2. 住民投票について

### 【個別型か常設型か】

- ・ 条例に盛り込む内容として、個別型の住民投票制度を提案する。
- ・ 常設型を提案する背景には議会への不信があり、常設型の住民投票制度は議会不要論にも繋がりがねない。
- ・ 議会の責務、議員の責務について議論してきた議会グループとしても、議会への不信はあるが、一方ではしっかりと議会の責務、議員の責務を果たして欲しいという思いで議論し、提言してきた。そうした経緯と、グループとしての立場からは個別型にすべきだと考えている。

### 【濫用と基準】

- ・ “解説・背景”の3項目に「住民投票の濫用を避ける」とあり、また「住民発意による住民投票が絶対に不可能にならない要件」とあるが、個別型の住民投票制度にして、地方自治法74条の条例制度請求権の「総数の50分の1以上」の規定を緩和する方向は考えられないか。

## 3. 危機管理について

- ・ 条例に盛り込む内容は賛成である。
- ・ “解説・背景”の3項目に「自助・共助」が謳われているが、災害時などの危機管理には「公助」がまず一番に重要なことである。ボランティアのマッチングを行うにしても、防災倉庫の設置などのしっかりした防災体制を組み立てるにしても、行政の果たす役割は大きい。従って、「14. 危機管理」の“解説・背景”には「公助」についての記述をして欲しい。

## 4. 提言書の書式について

- ・ 資料1で示された書式でもって「了」とする。

## 5. 「条例の実効性担保・運用、住民投票」グループ

### 1. 「3. 定義・基本原則」

#### 1) 定義

#### 【新しい公共の原則】

- ・ 新しい公共の原則はもう少し内容の検討が必要ではないか。概念自体に問題があるように思われる。（議員）

### 2. 「6. 参加・協働」

#### 3) 附属機関（審議会等）への市民の参加

- ・ 附属機関、審議会等への市民の参加枠の拡大と尊重にさらに努めてほしい。（議員）

### 3. 「7. コミュニティ」

#### 1) コミュニティ

- ・ 地域に補助金や権限を委譲と書いてあるが、具体的にはどのようなことか。従来の補助金の使い方は、役員の飲食代に消えるなど問題があり、疑問がある。

### 4. 「8. 行政」

#### 4) 財政

- ・ 地方公共団体の統一形式である現在の財政報告は一般の市民には分かりにくいので、例えば企業会計に沿った形などの例示を“解説・背景”の2項目の文に入れて分かりやすく示したらどうか。

#### 《解説・背景》

- ・ 2項目を「市の財政状況等を例えば企業会計に沿った形式にするなど市民に分かりやすく～」とする。

#### 7) 意見・要望・苦情等への対応

- ・ 現在はどこに苦情や意見等を持っていったらよいか分からないので、処理をシステム化することが必要だ。例えば窓口の一本化等、市民が分かりやすい仕組みとすることが必要だ。

### 5. 「9. 議会」

#### 1) 議会の責務

- ・ “条例に盛り込む内容”の2項目の「議決機関としての機能を持続的に健全に維持する」の意味がよく分からない。（議員）

#### 2) 議員の責務

- ・ 市民福祉の向上と市政発展の項は重要なので賛成。（議員）

### 6. 「10. 条例の実効性担保・運用」

#### 3) 検証及び見直しの組織

##### 【委員の選出方法について】

- ・ 学識経験者を入れることは賛成だ。（議員）
- ・ 無作為抽出は、実際に実行するのは難しいのではないか。
- ・ 例示としては必要だと思うので、無作為抽出の前に「例えば」を追加したらどうか。

#### 《解説・背景》

- ・ 2項目に「例えば」を追加して「～メンバー構成とするため、例えば無作為抽出～」とする。

##### 【活動回数について】

- ・ 見直しや実績の検証などをしっかり、定期的に行うことは重要だ。（議員）
- ・ 年一回の活動では形式的な報告だけになってしまい、検証は難しいのではないか。常設か非常設か、委員会発議か諮問かを盛り込んでいた方が良いのではないか。諮問型だけでなく、提案型の会議も必要だと思われる。（議員）

- ・ それは既に内容に含まれているので必要ない。ただ、年1回しか活動しないように見えるのであれば、修正した方が良い。

#### 《条例に盛り込む内容》

- ・ 1項目の「年1回定例会を開催します」を、「年数回定例会を定期的に開催します」と修正する。

#### 【見直し組織の検討結果の尊重について】

- ・ 検討結果を尊重するという文を入れないと、結果を伝えても反映されないのではないか。（議員）
- ・ そうであれば、尊重してもらうことが必要なので検討結果を尊重するという一文を入れる必要がある。

#### 《条例に盛り込む内容》

- ・ 2項目を「市は、検証及び見直し組織による見直し結果を尊重することが必要です。」と修正する。

#### 4) 条例の普及啓発

- ・ 他の条例に定めるとい文章が提言書のあちこちにあるが、他に定めた場合に市民に周知されるのか疑問だ。条例の普及啓発と合わせて他に定めた条例等も知らせてほしい。
- ・ 条例の普及啓発は積極的で良い。
- ・ 啓発は積極的に賛成。（議員）

#### 《解説・背景》

- ・ 新たに、「条例の普及啓発に合わせ、この条例の他に定めるとした部分も合わせて知らせていくことが必要です。」の文章を追加する。

## 7. 「11. 住民投票」

### 1) 住民投票の必要性及び形式

#### 【個別型か常設型か】

- ・ これまでグループでメリット・デメリットも含めて議論してきた内容なので、グループの意見を尊重してほしい。
- ・ 住民投票を両論併記とする場合、形式の内容を決める時はどのようにして決めるのか。不明な点が多いので、提言書で個別型か常設型のどちらかを決めた方が良いのではないか。
- ・ 両論併記とすると条例制定時には個別型となってしまうので、提言は常設型とすべきではないか。（議員）
- ・ 常設型の住民投票に賛成。関連する項目を別に条例で定めることについても賛成だ。（議員）
- ・ 従来通りの個別型では、特に市長が制定できる規程において、市民と議会の意向を十分に反映できない。（議員）

### 【濫用に対する懸念について】

- ・ 常設型の住民投票の濫用を防ぐ仕組みを“解説・背景”で触れた方が良い。

#### ≪解説・背景≫

- ・ 濫用を避けるために、「住民投票を実施するために必要な連署数は有権者の1/5程度を想定します。また、投票の成立要件は投票資格者の1/3以上を想定します。」の文言を追加する。

### 【投票結果の尊重について】

- ・ 投票内容に関する情報は正確に迅速に知らせることが重要なので、“解説・背景”に書かれている内容に賛成だ。（議員）
- ・ 投票結果については、尊重と書くと市長が可否の決定をするように見えるので、民意が反映されないのではないかという懸念がある。
- ・ 投票結果は必ず公表されるので、市長がその結果に反した決断をする場合は政治生命をかける必要があり、尊重で大丈夫だと思われる。
- ・ 市長が住民投票の結果を尊重することは賛成だ。むしろ結果を受け直ちに関連の手続きを取ることが大切だ。（議員）

## 8. 「12. 条例の位置づけ」

- ・ 自治基本条例の最高規範としての位置づけや意識は大切だ。（議員）

## 9. 危機管理について

- ・ 震災などがあり、設けた項目の追加は賛成だ。
- ・ 危機管理について追加は良い。（議員）

# (仮称)久喜市自治基本条例策定 第8回 ワークショップ記録

日時	平成23年6月5日(日) 9:30~11:45
場所	久喜市役所 4階 第3~6会議室
参加者	市民ワークショップメンバー: 30名 久喜市自治振興課: 9名 株地域総合計画研究所: 5名
次第	1. 開会 2. 報告事項 3. 提言書(案)の確認 4. 閉会 5. 提言書の提出
配布資料	資料1 提言書(案) 資料2 (仮称)久喜市自治基本条例策定に関する提言書(案)新旧対照表 報告1 第7回ワークショップ記録 報告2 第9回~第10回起草委員会 記録 報告3 ワークショップニュース第2号

## ○記録の要旨

### 1 開会

- ・ 配布資料の確認。
- ・ 本日の進め方の説明。
- ・ 終了時間の確認。

### 2 報告事項

- ・ 提言書(案)作成に当たり、起草委員会の活動報告を行った。
- ・ 提言書の提出時に各グループから代表を1名ずつ出すことをお願いした。
- ・ ワークショップニュース第2号が完成したことを報告した。

### 3 提言書(案)の確認

- ・ 提言書(案)の内容確認を行った。第7回に配布した提言書(素案)からの修正点を資料2を使って確認した。
- ・ グループでの確認の結果、提言書(案)の修正提案が4か所挙げられたため、起草委員が修正文案を作成し、ワークショップメンバーに提案した。
- ・ 4か所の修正文案について同意が得られたため、提言書(案)に修正を加え、提言書(案)を市長に提出することを合意した。

《修正箇所》

● 5. 情報共有 1) 情報公開及び共有 【解説・背景】

- ・ 以下の文章を追加した。

「適切な管理運用面も含めた制度の充実を図ることが必要です」

● 5. 情報共有 3) 情報の有効活用等 【条例に盛り込む内容】

- ・ 以下の文言を追加した。  
「～情報化の推進を図るため、市民に分かりやすく公開し、市の保有する情報を～」
- 8. 行政 3) 行政評価 【条例に盛り込む内容】 3つ目
  - ・ 文頭を修正し、以下の文言とした。  
「・ 市民が参画した事業見直し～」
- 8. 行政 3) 行政評価 【解説・背景】 3つ目
  - ・ 文末を修正し、以下の文言とした。  
「～相互にチェックできるいわゆる事業仕分け等を継続的にすることが必要で  
す。」

#### 4 閉会

- ・ 条例策定までの過程を事務局より説明した。

#### 5 提言書の提出

- ・ 各グループからの代表5名が、市長へ提言書を提出した。

## 1. 「参加・協働」グループ

### 1. 「5. 情報共有」

#### 1) 情報の公開及び共有

##### 【文案の移動と語彙の削除】

- ・ もともと“条例に盛り込む内容”にあった2項目目の文案は「3) 情報の有効活用等」に移動されたが、「適切な情報提供」と「市民に分かりやすく公開」という趣旨が削除されている。

#### 3) 情報の有効活用等

##### 【「適切な情報提供」と「市民に分かりやすく公開」の挿入】

##### ≪条例に盛り込む内容≫

- ・ 「適切な情報提供」と「市民に分かりやすく公開」という趣旨を挿入する。

### 2. 「6. 参加・協働」

#### 3) 付属機関（審議会等）への市民の参加

- ・ もともと“条例に盛り込む内容”の3項目目にあったチェック機関での審査の文案は主語が明確ではなく、今回で文章が完成されているつもりでいたが、削除されたに過ぎない。
- ・ 市民参加がしっかり行われているかどうかのチェックを行うことと、チェック機関はどこなのかという2つの主題が削除で良いのだろうか。

### 3. その他

- ・ 前回の第7回ワークショップにおいて、「参加・協働」グループで提起した課題は他にもいくつかあったが、取り上げられた項目は「5. 情報共有」の「1) 情報の公開及び共有」の“解説・背景”にある「地域情報」のみであり、その他は削除か却下の扱いになってしまっている。
- ・ 事前に、前回の素案と今回の提言書（案）を突き合わせて比較して、今日、市長に手渡すというスケジュールを考えた時に、提言書に反映することは難しいかもしれないと考えられた。
- ・ ワークショップの最後で、「5. 情報共有」の「3) 情報の有効活用等」に文章を追加できたことにより、参加した意味合いを感じる事ができた。

## 2. 「地域コミュニティ」グループ

### 1. 提言書（案）全般の確認結果

提言書（案）を1ページ目から最終ページの全てについて確認を行った。その結果、提言書（案）は修正なく了承された。なお、特に意見のあった項目は住民投票の部分であった。

### 2. 「13. 住民投票」

### 【必要性のみの記述】

今回は必要性のみを表現する形式になったが、1つに絞った方が今後、市民で議論がしやすいのではないかと考えられる。市民の議論を巻き起こす上では、無理にでも一つに絞っても良かったかもしれない。

無理に一つに絞ると、ワークショップとしては責任が持てないことになるので、必要性のみを記述することで良いと思う。

ワークショップとしての責任はそうであるが、自治基本条例の話が市民に広がらない場合、どのようにして広げたら良いかと案じてはいる。

## 3. 「行政」グループ

### 1. 「3. 定義・基本原則」

#### 1) 定義

##### 【協働】

- ・ 「それぞれ」という表現が同一文中に2回出ているため、後者に出てくる「それぞれ」を削除した方が良いと思う。

##### 【コミュニティ】

- ・ 「～地域課題に自主的に取り組む、人と人との」と、読点を追加した方が読みやすいと思う。
- ・ 条文を。

#### 3) 市の責務

##### 【「効果的」の挿入】

- ・ 4項目目の文案において、「効果的」という表現に変更した方がよいと思う。

### 2. 「6. 参加・協働」

#### 3) 附属機関（審議会等）への市民の参加

- ・ 委員を公募するにあたっての透明性の確保と、公募市民の割合の増加を明確に文章中に打ち出したかった。

### 3. 「8. 行政」

#### 3) 行政評価

##### 【「市民が参画した」の表現】

- ・ “条例に盛り込む内容”の3項目目を「市民を入れた」ではなく、「市民が参画した」という表現にしたい。
- ・ “解説・背景”の3項目目において、事業仕分けを継続的に行うという文言を明記したい。

##### 《条例に盛り込む内容》

- ・ 3項目目を「市民が参画した事業見直しの～」と修正する。

##### 《解説・背景》

- ・ 3項目目を「～行政と市民とで相互にチェックできるいわゆる事業仕分け等を継続的に～」と修正する。

#### 6) 職員の責務

##### 【読点について】

- ・ 「市民の立場に立って、自らの職務を～」と読点を削除したほうが分かりやすいと思う。

#### 4. 「11. 住民投票」

##### 1) 住民投票の必要性及び形式

##### 【常設型のイメージ】

- ・ “条例に盛り込む内容”の1項目目において、「市民が直接その意思を表明する」という表記だと、常設型にするというイメージを一般的に与えることにはなれないかと危惧する面もあるが、様々な意見が合って、「常設型」「個別型」どちらにも結論がつかなかったことを市民に伝えていくことが必要だろう。

#### 5. その他

##### 【自治基本条例策定の背景について】

- ・ 阪神淡路大震災だけを出すのは、最新の状況に対応してないように見える。東日本大震災についても言及してほしいと思う。

##### 【久喜市における自治基本条例の必要性について】

- ・ 「旧1市3町」という表現が同一文中に2回出てくるため、後者の方を削除した方が良いと思うが、今後整理するときには検討して欲しい。
- ・ 「合併間もない」と表記するのは言い訳のように感じるため、削除した方が良い。それにより、文案も整理した方が良いのではないかと思う。

#### 4. 「議会」グループ

##### 1. 提言書（案）全般について

- ・ 当初の提言案からすると、全体的にスマートに、また格調高くなった感じがする。提言案も法文化しなければならないが、法律的な文章にすると、徐々にこうしたスマートな文章にならざるを得ない。

##### 2. 提言書（案）全般の確認結果

- ・ 起草委員会から出された修正箇所の提案について全て確認し、起草委員会の提案がグループ全員から了承された。また、グループ内のワークショップメンバーからも、個別の修正意見等はなかった。

#### 5. 「条例の実効性担保・運用、住民投票」グループ

##### 1. 「3. コミュニティ」

##### 1) 定義

##### 【コミュニティ】

- ・ コミュニティは組織だけでなくコミュニティの活動の事もあるのだから、組織だけでなく活動についても定義が必要ではないか。

## 2. 「5. 情報共有」

### 1) 情報の公開及び共有

#### 【公開制度の確立について】

- ・ “解説・背景” に公開制度の確立とはどういうことかが触れられていないので、追加した方が良い。

#### 《解説・背景》

- ・ 「適切な管理運営を含めた制度の充実を図ることが必要です。」を追加する。

## 3. 「8. 行政」

### 4) 財政

#### 【企業会計制度の例示について】

- ・ 市民が一般的に思いつくのは企業会計なのだから、例示として出してもおかしくないのではないか。
- ・ 今の広報に載っている市の財政の説明が分かりにくい事は間違いない。広報で使用している用語等を丁寧に解説することがまず必要だ。